

附 属 资 料 编

目 次

第 1	北名古屋市の特質と災害要因	1
1	位置・面積	1
2	地形・地質及び地盤	1
3	地形や地盤が災害に及ぼす影響	1
4	市内の一級河川	1
5	地盤沈下	2
第 2	災害	3
1	気象災害	3
2	過去の主な風水害及び地震	5
3	地震災害	31
4	原子力災害	37
5	火災	57
6	交通災害	57
第 3	防災上必要な施設・設備等	58
1	気象等観測施設・設備等	58
2	消防団及び消防水利	59
3	通信施設・設備等	60
4	水防施設・設備等	67
5	救助用施設・設備等	70
6	緊急輸送道路等	80
第 4	必要物資の備蓄	81
1	物資等の備蓄場所	81
2	災害備蓄食料・物品配備表	82
3	建設機械等の保有及び調達	89
第 5	協定	90
1	災害情報の相互提供	90
2	災害時相互応援協定を締結している自治体	90
3	「愛知県東尾張地区における災害時相互応援協定」を締結している自治体	91
4	災害時における協定を締結している企業等	92
第 6	その他	94
1	市内の文化財	94
2	本部標識板、腕章	95

3	災害発生状況等（速報・確定報告）に係る被害判定基準	95
4	弔慰金、見舞金等	98
5	県・消防庁連絡先	100
第7	参考	102
1	北名古屋市防災会議条例	102
2	北名古屋市災害対策本部条例	104
3	北名古屋市災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当の支給に関する条例	105
4	北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例	107
5	北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	111
6	北名古屋市災害見舞金支給要綱	115
7	北名古屋市自主防災会事業補助金等交付要綱	117
8	北名古屋市被災者生活再建支援金支給要綱	123
9	行政機関等	127
10	災害救助法による救助の程度、方法及び期間について	132
第8	用語解説	143

第1 北名古屋市の特質と災害要因

1 位置・面積

北名古屋市は、愛知県の北西部にあり、南は名古屋市、東は豊山町、西は清須市、北は小牧市、岩倉市及び一宮市に接している。東西約 6km、南北約 4km、面積は 18.37 km² と比較的小規模であり、ほぼ全域が名古屋市の都心部から 10km 圏内に位置している。

2 地形・地質及び地盤

濃尾平野を形成してきたのは、木曾三川と呼ばれる木曾川、長良川、揖斐川とその支流や庄内川等である。これらの河川は、その自らの沖積作用によって扇状地や自然堤防を作り、いくたびか河道を変え、同時に広大な後背湿地を生み出した。

北名古屋市は、濃尾平野のほぼ中央に位置し、犬山扇状地の末端部からは自然堤防地帯が広がり、旧河道とそれを囲む自然堤防、それを取り巻く後背湿地からなっている。

これらの地形は一般に砂ないし砂質シルトや粘土層等の細粒物質等で構成されており、しかも旧河道は地下水位が高く、そのうえ旧河床に堆積した淘汰の良い砂が分布するので、液状化が発生しやすい場所であると指摘されている。

3 地形や地盤が災害に及ぼす影響

市の平坦な地形や地下水位の高さは市全域としての排水能力に大きな影響を与えている。また近年の急速な宅地開発による水田の減少は、短時間に大量の降雨があった場合の一時貯留能力の低下をもたらし、この結果、内水氾濫の危険性が高まってきている。

また、軟弱な地盤は予想される南海トラフ大地震等が発生した場合、増幅された揺れや液状化により、多くの家屋の倒壊が予想される。特に市内が急速に発展してきた昭和 40 年代前後に建設された古い建物がまだ多数残っておりこの建物の倒壊が危惧される。

4 市内の一級河川

水系名	河川名	延長（市内）	管理団体	備考
庄内川	新川	2,500 m	愛知県	
〃	大山川	1,000	〃	
〃	合瀬川	3,600	〃	
〃	五条川	1,100	〃	
〃	鴨田川	3,000	〃	
〃	中江川	1,300	〃	
〃	新中江川	1,200	〃	
〃	五条川	3,600	〃	
〃	水場川	3,400	〃	

5 地盤沈下

(1) 全般

地盤沈下は、地表面が徐々に低下してゆく現象であるが、一般的にはある程度広い地域の沈下のことをいい、その進行が人体に感知できないほど緩やかで、しかも元に戻らない非可逆的な現象である。

地盤沈下の主な原因は、沖積粘土層等の軟弱な地盤における地下水の過剰な汲み上げで地下水の過剰揚水→地下水位の低下→地層の圧密収縮→地盤沈下という理論が定説となっている。

愛知県においても、産業の発展による水需要の増大に伴って地下水使用量が増加し、地盤沈下が社会問題化してきた。しかし、昭和 49 年以降は揚水規制等の実施により地下水揚水量が減少し、地下水位の回復とともに近年地盤沈下は概ね沈静化の傾向を示している。

(2) 尾張・名古屋市地域

愛知県では、地盤沈下の状況を把握するため、県内を 4 地域に区分し、国土交通省、名古屋市及び名古屋港管理組合との連携のもとに地盤沈下調査を実施している。

主要な水準点の沈下状況は、昭和 50 年頃から鈍化の傾向にあるが、累積最大沈下量は、弥富市に設置された水準点で昭和 38 年から平成 14 年までの 39 年間で約 150 cm が記録されている。

平成 28 年の地盤沈下調査では、地下水位は昨年と比べ概ね同程度であり、1 年間に 1cm 以上沈下した水準点はなく、沈下域は見られなかったように、本市の位置する尾張・名古屋地域では近年大きな地盤沈下は確認されないが、地盤沈下は、平成 6 年の異常渇水時に、広範囲にわたる地盤沈下が生じたように、気象、地下水利用等に影響されやすいため、今後も県の調査報告を踏まえて状況の把握に努めるとともに、揚水規制等の施策を継続する必要がある。

第2 災害

1 気象災害

(1) 風害

風が強くなると、その風圧によって建物や施設を破壊し、樹木を倒伏させる災害や、海水塩分を内陸へ運んで塩害を起こしたりする災害が現れる。また風の吹き寄せによって湾奥の海岸に高潮を起こすこともある。

風の破壊力は、一般に構造物の形状によって非常に違ってくるが、風圧は風速の2乗に比例して増大するので、風速が2倍になれば破壊力は4倍になる。伊勢湾台風・昭和28年の13号台風について最大風速と電柱倒壊率との関係を調べた結果によると、この比例関係が明らかに認められる。風速が20m/sを超えると建物に多少の損害が、25m/s以上になると建物にかなりの被害が現れる。更に30m/sを超えるような風は広範囲に家屋の全半壊を生ずる大損害を与える。

風害は台風によるものが圧倒的に多いが、この他発達した低気圧や前線に伴う強風、局地的に発生する竜巻や突風によっても起こる。

ア 台風

愛知県に大きい風水害を与えた台風のうち伊勢湾台風は、記録的な暴風と高潮を伴い日本の台風史上最大の被害を生んだ。愛知県に大きい風害（水害・高潮害を含めて。）を与える台風は、9月に上陸の危険性が最も大きく、また勢力の強いものが多い。

ここで、台風の通過経路による当地方への影響の違いについて指摘すると、それは台風が愛知県の西側を北上する場合と、東側を北上する場合とで県下の災害の様相が全く異なるということである。まず風向・風速とその変化を考えてみると、台風域内の風の分布は、中心の東側では南寄り、西側では北寄り、北側では東～北東風が、また南側では西～南西風が吹き、風速は中心近くほど急激に増している。また台風は一般的に北上するから、台風を運ぶ一般流を考えると進行方向の右半円では両者が加わって風は強まり、左半円では相殺されて風速は減ずる。

従って台風が愛知県の西側を通るときは右半円に入るので、風は東→南東→南→西へと変わり、南ないし西東の風は非常に強くなる。一方台風が東側を通るときは、左半円に入って風は東→北→北西→西と変わり、北ないし北西の風は強めとなる。しかし、この北寄りの風は、一般流との相殺によって弱められている上、陸上を渡ってくるために地形・地物の摩擦でさらに弱まり台風が西方を通過する場合の南寄りの風に比べて風速はかなり小さい。事実、名古屋で20m/s以上の風を観測した台風の通過経路を調べてみると、中心がごく近くを通った場合を除けば、全て名古屋の西側を北上している。

イ 温帯低気圧と前線

発達した温帯低気圧が当地を通過したり低気圧が日本海で急速に発達するような場合、海上では風速20m/Sに達することがある。陸上ではほとんど被害はないが海上の小型船舶の遭難がしばしばおこる。また著しい前線が通過する際の突風は、陸上でも家屋に被害を与えることがあり、海上では漁船の海難の原因となる。

遭難しやすい海域は、漁場と暗礁や潮流の関係もあるが一般に外洋に面したところと伊勢湾の東側で、これらは地形的に風の急変あるいは風速の強まりやすい

区域と考えられる。遭難の原因は、冬は季節風の吹き出し、春は急速に発達した低気圧に吹き込む強風によるものが多い。

(2) 水害

ア 台風

台風が日本の南海上にあり、前線が太平洋沿岸に停滞している場合、暖湿気流が南方から多量に送られてくるため、日本付近にある前線が活発になり、その北側に大雨を降らせる。更に台風が接近すると前線は北方に押し上げられ山間部では、山の斜面に沿う強制上昇気流による地形性降雨が顕著に現れ、雨量は平地に比べて多くなる。

台風が愛知県の西方を通過するときは、愛知県全体は、右半円に入り、南寄りの暖湿気流が強く、山間部の地形性降雨が特に著しい。台風が南方から東方へ抜けるような場合は、前線の活動が活発になり県全般にわたって豪雨にみまわれることがある。

前者の例である伊勢湾台風についてみると、台風の直接及び間接の影響による25・26両日の合計雨量の県内分布は、三河湾沿岸地方で70～100mm、その他の平地や山沿い地方で100～200mm、三河山間地方では220～320mmとなっており、地形による降雨の違いが、はっきりわかる。次に後者の例として平成3年台風18号があげられる。台風は、9月18日沖縄の東海上から東海地方の南の海上を北東進して19日夕方には八丈島の付近を通過したが、本州南岸に秋雨前線が停滞しており、太平洋岸各地で記録的大雨となった。18日から19日にかけて県内は100～300mmの大雨となった。名古屋では19日の日雨量217.5mmとなり、明治29年9月9日に次ぐ第2位の記録となった。

イ 梅雨前線

梅雨期や秋雨前線に伴う大雨による水害は、台風に伴う大雨による水害とほぼ同様の頻度で発生している。過去の著しい水害は、昭和36年の36.6梅雨前線豪雨や昭和47年の47.7豪雨はともに台風に劣らぬ被害を生じている。

梅雨前線による大雨は、梅雨明け直前に起こることが多いことから梅雨末期の大雨と呼ぶことがある。梅雨期は雨天が多く、河川の水位はかなり上昇しているので、流域に大雨が降るとたちまち警戒水位を超え、堤防の決壊を招きやすい。

また、平成12年の「東海豪雨」では、秋雨前線に向かって台風からの暖かく湿った空気が入って、名古屋市、東海市で9月11日～12日の2日間の総降雨量が500mmを超えたのをはじめ、県内では記録的な大雨となった。この大雨で浸水や土砂くずれ等により多数の被害が生じている。

愛知県での記録的な大雨は、台風を除くほとんどが、梅雨前線や秋雨前線によって降っている。前線による雨は、台風に伴う雨と違って比較的長時間にわたって降り続き、特に湿舌と呼ばれる湿った暖かい気流が集中する地域に、局地的な大雨を降らせることがある。

ウ 局地的突発的豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）

新しい積乱雲が次々に派生的に群発している時等に降る。ヒートアイランド現象ビル風による風向の変化等によって起こりやすいと言われている。

局地的・短時間に大量の降雨があり、都市化した地域では特に排水能力が追い付かず被害をもたらすことがあり、予測が難しいのも問題である。

(3) 高潮害

高潮は、台風や発達した低気圧などに伴い、気圧が下がることによる海面の吸い上げ効果と強風により海水が海岸に吹き寄せられる効果のために、海面が異常に上昇する現象である。

伊勢湾、三河湾の沿岸では、風害の項で述べたように台風が湾の西側を通過するとき高潮が発生することが多い。海面の吸い上げ効果は気圧 1 hPa 低下に対して 1 cm の上昇、強風による吹き寄せ効果は、風速の 2 乗に比例し伊勢湾南南東の風の場合に最も大きくなる。

高潮は湾口が広く、しかも深く、湾奥ほど狭まって浅くなっているような湾に発達する。伊勢湾はこれに近く、南寄りの風の場合は吹走距離も長いため、吹き寄せ効果が大きくなる。三河湾は湾口は狭いが、南～南西風が強くと北岸や東岸には顕著な高潮が現われることがある。

2 過去の主な風水害及び地震

(1) 風水害

災害の種類は、その発生原因により、台風・集中豪雨及び地震等の異常な自然現象によるものと、大規模な火災等の人的原因により生ずるものとに大別することができる。

愛知県は過去にしばしば色々な災害に襲われており、過去において被った災害のうち頻度の高い水害、即ち台風・集中豪雨による主な風水害を取り上げた。

《過去の主な災害》

愛知県防災安全局防災部災害対策課「災害の記録」参照

年 月 日	種 別 (名 称)	名 古 屋 の 記 録			県 下 の 被 害 概 要	①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
		最 低 気 圧 (hpa)	最 大 風 速 風 向 (m/s)	総 雨 量 (mm)		
大元 9.22～23 (1912年)	暴 風 雨	971.4	28.2SSE	102.9	②死者140 負傷者180 家屋全壊6,000	
大8. 9.16～17 (1919年)	暴 風 雨				②死者4 家屋全壊40 浸水700	
大10. 9.25～26 (1921年)	暴 風 雨	986.7	18.3SE	43.9	②死者27 負傷者22	
大14. 8.14～15 (1925年)	大 雨				②死者6 負傷者3 家屋全壊25 浸水20,000	
大14. 9.11 (1925年)	暴 風 雨	996.0	22.8SSE	186.8	②死者12 負傷者3 家屋全壊52 浸水20,000	
大15. 9.4 (1926年)	暴 風 雨	989.1	20.8NNW	52.9	②死者23 負傷者70 家屋全壊166 浸水1,400	
昭5. 7.19 (1930年)	大 雨				②死者13 負傷者2 家屋全壊13 浸水2,000	
昭7. 7.1～2 (1932年)	大 雨				②死者26 負傷者9 家屋全壊30 浸水2,700	
昭9. 9.21 (1934年)	暴 風 雨 (室戸台風)	975.9	32.9SSE	24.0	②死者8 負傷者68 家屋全壊85	
昭10. 10.27 (1935年)	大 雨				②死者1 負傷者2 浸水13,000	
昭11. 10.2～3 (1936年)	暴 風 雨	984.6	12.7N	198.2	②死者2 負傷者8 家屋全壊4 浸水15,000	
昭13. 7.3～5 (1938年)	大 雨				②死者2 家屋全壊6 浸水4,500	
昭19. 10.7～8 (1944年)	暴 風 雨	975.3	3.7SSE	80.8	②死者5 負傷者2 家屋全壊95 浸水700	
昭20. 9.18 (1945年)	暴 風 雨 (枕崎台風)	988.7	20.2SSE	40.3	②死者4 負傷者8 家屋全壊400 浸水600	
昭20. 10.11 (1945年)	暴 風 雨 (阿久根台風)	997.1	14.0SSE	228.9	②死者1 家屋全壊1 浸水6,000	
昭25. 9.3 (1950年)	暴 風 雨 (ジェーン台風)	995.4	26.7SE	47.4	②死者6 傷者36 家屋全壊40 浸水300	
昭27. 6.23～24 (1952年)	暴 風 雨 (ダイナ台風)	991.3	13.7NNE	177.2	②死者1 家屋全壊3 浸水6,800	
昭27. 7.10～11 (1952年)	大 雨				②負傷者3 家屋全壊5 浸水52,000	
昭28. 9.25 (1953年)	暴 風 雨・高潮 (台風13号)	970.0	22.6NNW	178.1	②死者75 傷者623 家屋全壊6,769 浸水90,000	
昭29. 7.30 (1954年)	大 雨				②死者3 負傷者1 家屋全壊15 浸水6,870	
昭30. 10.20 (1955年)	暴 風 雨 (台風26号)	989.7	20.8SSE	34.3	②死者3 負傷者18 家屋全壊65 半壊61 一部破損113 床上浸水14 床下浸水599	
昭32. 8.7 (1957年)	大 雨 (多治見大雨)				②死者33 負傷者44 家屋全壊88 半壊89 床上浸水3,547 床下浸水13,961	

昭 33. 8. 25 (1958 年)	暴 風 雨 (台風 17 号)	999. 0	17. 7SE	139. 9	②死者 3 負傷者 1 家屋全壊 9 半壊 25 一部破損 248 床上浸水 116 床下浸水 4, 682
昭 34. 8. 14 (1958 年)	大 雨	993. 5	13. 4WNW	234. 0	②負傷者 1 家屋全壊 1 半壊 20 一部破損 2 床上浸水 14 床下浸水 80, 826
昭 34. 9. 26 (1959 年)	暴 風 雨・高 潮 (伊勢湾台風)	958. 5	37. 0SSE	165. 7	①台風と高潮による災害で伊勢湾を中心に県下全域 の沿岸部に被害が発生した。 ②死者 3, 168 行方不明 92 負傷者 59, 045 家屋全壊 23, 334 流失 3, 194 半壊 97, 049 一部破損 287, 059 床上浸水 53, 560 床下浸水 62, 831 ③県下全域 (沿岸部中心) ④3, 224 億円
昭 36. 6. 23~29 (1961 年)	大 雨 〔 36. 6 梅雨 前線豪雨 〕			398 〔 立田 682 〕	①集中豪雨による災害で尾張部を中心に河川の氾濫 等の被害が発生した。 ②死者 4 負傷者 13 行方不明 2 家屋全壊 29 半壊 72 流失 2 床上浸水 7, 969 床下浸水 66, 654 ③県下全域 ④111 億円
昭 36. 9. 16 (1961 年)	暴 風 雨 (第二室戸台風)	971. 7	28. 7SSE	96. 4	①集中豪雨による災害で中小河川の氾濫・暴風雨に よる竜巻等の被害が発生した。 ②死者 3 負傷者 146 家屋全壊 168 半壊 515 床上浸水 652 床下浸水 8, 868 ③尾張部 ④104 億円
昭 37. 6. 30~7. 5 (1962 年)	大 雨 (前線)			103 〔 伊良湖 236 〕	①局地的集中豪雨による災害で中小河川の氾濫等の 被害が発生した。 ②死者 2 負傷者 1 家屋全壊 2 床上浸水 1, 605 床下浸水 15, 501 ③東三河 尾張部
昭 37. 8. 26 (1962 年)	暴 風 雨 (台風 14 号)	996. 5	23. 3SSE	110	①風水害による災害で県下全域に被害が発生した。 ②死者 1 負傷者 9 家屋全壊 26 半壊 28 床上浸水 177 床下浸水 7, 556 ③県下全域 ④42 億円
昭 39. 9. 25 (1964 年)	暴 風 雨 (台風 20 号)	992. 8	22. 0SSE	105. 2	①雨による災害で県下全域に被害が発生した。 ②死者 2 負傷者 10 家屋全壊 6 半壊 12 床上浸水 23 床下浸水 2, 298 ③県下全域 (主として名古屋、尾張、海部、知多) ④26 億円
昭 40. 9. 17 (1965 年)	暴 風 雨 (台風 24 号)	970. 2	17. 0N	188. 6	①雨による災害で平野部に被害が多く発生した。 ②死者 1 負傷者 18 家屋全壊 12 半壊 62 床上浸水 1, 728 床下浸水 49, 622 ③県下全域 (主として名古屋、海部) ④93 億円
昭 41. 10. 12 (1966 年)	大 雨 (東三河集中豪雨)			54 〔 田原 345 〕	①集中豪雨による災害で東三河の平野部に中小河川 の氾濫等の被害が発生した。 ②死者 10 負傷者 14 家屋全壊 18 半壊 11 床上浸水 11 床下浸水 20, 747 ③東三河 (豊橋市、田原町中心) ④42 億円
昭 43. 8. 29 (1968 年)	大 雨 (台風 10 号)	991. 5	15. 7SSE	179 〔 茶白山 587 〕	①集中豪雨による災害で三河山間部に中小河川の氾 濫、山 (がけ) 崩れ等の被害が発生した。 ②死者 6 負傷者 15 家屋全壊 24 半壊 24 一部破損 45 床上浸水 292 床下浸水 4, 314 ③奥三河 (新城市及び南・北設楽郡) ④59 億円
昭 44. 8. 4~5 (1969 年)	大 雨 (台風 7 号)	990. 6	14. 8ESE	64 〔 新城 365. 5 〕	①集中豪雨による災害で三河山間部に河川の氾濫、 山 (がけ) 崩れ等の被害が発生した。 ②死者 3 負傷者 5 家屋全壊 10 半壊 36 一部破損 81 床上浸水 661 床下浸水 3, 515 ③奥三河 (新城市及び宝飯郡、南・北設楽郡) ④45 億円
昭 45. 7. 29~30 (1970 年)	集 中 豪 雨	1, 010. 8	7. 7ENE	123. 5	②死者 3 負傷者 4 家屋全壊 2 半壊 7 床上浸水 4, 552 床下浸水 37, 946 ③尾張部 ④18 億円

附属資料編

昭 46. 8.30～31 (1971年)	大 雨 (台風 23 号)	987.5	10.0E	321.5	②死者 4 負傷者 15 家屋全壊 19 半壊 127 一部破損 228 床上浸水 6,136 床下浸水 59,160 ③県下全域 ④176 億円
昭 47. 7.12～13 (1972年)	集 中 豪 雨 (47.7 豪雨 台風 6 号)			289 〔 猿投 〕 458	①集中豪雨による災害で西三河山間部に山 (がけ) 崩れ、河川の氾濫等の被害が発生した。 ②死者 64 行方不明 4 負傷者 12 家屋全壊 271 半壊 287 床上浸水 20,075 床下浸水 12,077 ③西三河 (小原村、藤岡町、豊田市、足助町) ④302 億円
昭 49.6. (1976年)	大 雨			〔 半田 〕 231	①低気圧とそれに伴う梅雨前線による大雨の災害 で、土砂崩れ、家屋の浸水の被害が発生した。 ②負傷者 15 家屋全壊 3 半壊 2 床上浸水 1,050 床下浸水 4,051 ③知多地域 (半田市、常滑市、南知多町ほか 12 市町) ④155 億円
昭 49. 7. 7 (1974年)	豪 雨 (七夕豪雨 台風 8 号)	1,008.2	6.7SE	65 〔 新城 〕 323 東 栄 302 南 知 多 285	①台風と梅雨前線による集中豪雨災害で、がけ崩れ 中小河川の氾濫、橋りょうの流失等の被害が発生 した。 ②死者 3 負傷者 12 家屋全壊 16 半壊 70 一部破損 86 床上浸水 1,820 床下浸水 11,800 ③知多、東三河地域 (豊橋市、蒲郡市、南知多町ほか 31 市町村) ④195 億円
昭 49. 7.24～25 (1974年)	大 雨			139.8 〔 津島 〕 333 常 滑 315 一 宮 237	①集中豪雨による災害で尾張・海部・知多を中心に 家屋の浸水被害が多数発生した。 ②死者 1 負傷者 7 床上浸水 7,248 床下浸水 74,035 ③県下全域 ④92 億円
昭 51. 9.8～13 (1976年)	集 中 豪 雨 (51.9 豪雨 台風 17 号)	1,002.4	10.2SE	422 〔 一宮 〕 682 南 知 多 602	①集中豪雨による災害で尾張、海部、知多に中小河 川の氾濫等の被害が発生した。 ②死者 1 負傷者 37 家屋全壊 14 半壊 437 一部破損 461 床上浸水 13,050 床下浸水 102,677 ③尾張、海部、知多地域 (59 市町村) ④378 億円
昭 54. 9.24～25 (1979年)	豪 雨			94 〔 名古屋市港区 〕 224 一時間雨量 108	①雷を伴った前線による局地的な豪雨災害で、家屋 の浸水、道路、河川等の被害が発生した。 ②死者 2 床上浸水 1,665 床下浸水 33,351 ③県西部地域 (名古屋市、東海市ほか 18 市町村) ④26 億円
昭 54. 9.28～10.1 (1979年)	暴 風 雨 (台風 16 号)	981.9 〔 小牧 〕 978.2	17.7SE 〔 伊良湖 〕 21.3S	50 〔 茶臼山 〕 170	①台風の通過による災害で家屋破損、農水産物、公 共土木施設等の被害が発生した。 ②死者 1 負傷者 23 家屋全壊 2 半壊 20 一部破損 217 床上浸水 9 床下浸水 178 ③県全域 ④65 億円
昭 54. 10.18～19 (1979年)	暴 風 雨 (台風 20 号)	971.9 〔 小牧 〕 969.4	14.2W 〔 伊良湖 〕 20.0S	80 〔 作手 〕 282 茶臼山 279 鳳 来 233	①台風の通過による災害で家屋破損、農林水産物、 公共土木施設等の被害が発生した。 ②行方不明者 1 負傷者 8 家屋全壊 4 半壊 5 一部破損 26 床上浸水 39 床下浸水 314 ③県全域 ④113 億円
昭 57. 8.1～3 (1982年)	暴 風 雨 (台風 10 号と低気圧)	975.1 〔 伊良湖 〕 973.0	9.4SSW 〔 伊良湖 〕 21.1E	184.5 〔 鳳来 〕 501 伊良湖 444	①台風と低気圧による大雨に伴う災害で家屋損壊、 公共土木施設、農地農業用施設、農林水産物等に 被害が発生した。 ②負傷者 9 家屋全壊 1 半壊 4 一部破損 91 床上浸水 230 床下浸水 2,777 ③県全域 ④131 億円
昭 57. 9.11～12 (1982年)	暴 風 雨 (台風 18 号)	984.1 〔 伊良湖 〕 980.5	10.3N 〔 伊良湖 〕 19.7NNW	134.0 〔 伊良湖 〕 306.5	①台風による災害で家屋損壊、公共土木施設、農地 農業用施設、農林産物等に被害が発生した。 ②死者 1 負傷者 1 家屋半壊 1 一部破損 4 床上浸水 7 床下浸水 324 ③主として県東部 ④23 億円

昭 58. 8.16~17 (1983年)	暴 風 雨 (台風5号)	982.0 {伊良湖 974.9}	7.2WNW {伊良湖 19.0ENE}	100 {豊橋 419}	①台風による災害で家屋破損、公共土木施設、農林産物等に被害が発生した。 ②負傷者1 家屋全壊1 半壊1 一部破損3 床上浸水33 床下浸水356 ③主として県東部 ④約13億円
昭 58. 9.27~28 (1983年)	暴 風 雨 (台風10号)	992.2	9.5N {伊良湖 11.2SSE}	234 {小原 291 茶臼山 305}	①台風、特に豪雨による災害で、家屋損壊、公共土木施設、農林水産業施設、農水産物等に被害が発生した。 ②死者5 負傷者1 家屋全壊2 半壊1 一部破損25 床上浸水762 床下浸水16,974 ③主として県西部 ④約28億円
平元 9.2~4	大 雨			132 {茶臼山 325}	①低気圧に伴う寒冷前線 ②死者1 負傷者3 家屋全壊1 一部破損2 床上浸水3 床下浸水139 ③県全域 ④約24億円
平元 9.19~20	台 風 2 2 号			47 {茶臼山 295}	①台風、特に東加茂郡を中心とした豪雨による土砂災害により家屋損壊、公共土木施設、農林水産業施設等に被害が発生した。 ②死者2 負傷者1 家屋全壊18 半壊11 一部破損9 床上浸水121 床下浸水134 ③県全域 ④約92億円
平 2. 9.19~20	台 風 1 9 号	972.5 {伊良湖 976.9}	20.ISSE {伊良湖 26.2S}	95 {作手 254}	①台風による災害で、特に農業用施設、農作物の被害が著しかった。 ②負傷者29 家屋全壊2 半壊28 一部破損2,297 床上浸水67 床下浸水1,408 ③県全域 ④約153億円
平 3. 9.18~19	台 風 1 8 号	987.6 {伊良湖 987.3}	7.7WNW {伊良湖 12.6E}	242 {南知多 316}	①台風による災害で、特に住家の浸水被害が著しかった。このため、名古屋市の3区及び春日井市では災害救助法が適用された。 ②死者2 軽傷者1 住家の全壊2棟 一部破損9棟 床上浸水3,713棟 床下浸水12,131棟 ③県全域 ④約60億円

附属資料編

年月日	種別 (要因)	項目	観測点	総降水量・ 風速	県下の被害概要 ①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
H6. 9.29～30	暴風雨・竜巻 (台風第26号)	風速 瞬間風速 総降水量 1時間降水量	名古屋 名古屋 作手 作手	SSE19.4m/s SSE36.7m/s 235mm 48mm	①台風の他、竜巻が発生した。 ②負傷者37名、住家の全壊8棟、半壊113棟、一部損壊981棟、床上浸水137棟、床下浸水456棟 ③県内全域 ④約53億円
H10. 9.21～23	暴風雨 (台風第7・8号)	風速 瞬間風速 総降水量 1時間降水量	名古屋 名古屋 茶臼山 作手	SSE21.5m/s SSE42.6m/s 329mm 63mm	①台風8号が21日、第7号が22日と続いて上陸。8号は雨、7号は風による被害が大きかった。交通網が大混乱し、農業被害も大きかった。 ②死者3名、負傷者151名、住家の全壊8棟、半壊35棟、一部損壊661棟 ③県内全域 ④約33億円
H11. 9.24～26	竜巻 (台風第18号)	風速 瞬間風速	名古屋 伊良湖 名古屋 伊良湖	SSE11.2m/s S11.0m/s S23m/s S20.5m/s	①台風18号の外側を取り巻く積乱雲が、東海地方の南海上から県沿岸にかかり、4個の竜巻が相次いで発生した。このため、豊橋市では、被災者生活再建支援法(法律第66号)が、平成10年11月6日施行されて以来、本県で初めて同法の適用となった。 ②負傷者453名、住家の全壊41棟、半壊311棟、一部損壊1,052棟。 ③主として県東部 ④約21億円
H12. 9.11～12	大雨 (台風第14号・前線) (東海豪雨)	総降水量 1時間降水量	名古屋 東海 蟹江 一宮 稲武 蒲郡 名古屋 東海 蟹江 一宮 稲武 蒲郡	566.5mm 589mm 365mm 293mm 467mm 249mm 97mm 114mm 78mm 54mm 70mm 55mm	①秋雨前線に台風第14号からの暖かく湿った空気が多量に流れ込んだため、前線の活動が活発となり、愛知県を中心とした東海地方で記録的な大雨となった。このため、23の市町村が避難勧告・指示を発令し、63,000人以上が避難され、21市町村で、災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用がされた。また、この災害が、激甚災害に指定され、中小企業支援措置及び農地・農業施設用支援並びに林道の災害復旧事業支援措置がなされ、旭町、稲武町が局地激甚災害(公共土木施設分)の指定を受けた。 ②新川をはじめ県内河川の破堤20箇所、越水319箇所。死者7名、負傷者107名、住家の全壊18棟、半壊154棟、一部損壊147棟、床上浸水22,078棟、床下浸水39,728棟 ③県内全域 ④約2,800億円
H13. 8.21～22	暴風雨 (台風第11号)	総降水量 1時間降水量	茶臼山 作手 岡崎 茶臼山 南知多 一色 鳳来	330mm 313mm 255mm 34mm 34mm 33mm 32mm	①台風の通過による災害 ②死者1名、負傷者1名、床上浸水3棟、床下浸水165棟 ③県内全域 ④約3億円
H15. 8.8～9	暴風雨 台風第10号	総降水量 瞬間風速	茶臼山 作手 名古屋	382mm 336mm ESE28m/s	①台風の通過による災害 ②負傷者5名、一部損壊5棟、床上浸水1棟、床下浸水15棟 ③県内全域 ④約24億円
H16. 6.21	暴風雨 (台風第6号)	総降水量 瞬間風速	茶臼山 名古屋 伊良湖	284mm 34m/s 30m/s	①台風の通過による災害 ②負傷者27名、半壊1棟、一部損壊16棟、床上浸水1棟、床下浸水3棟 ③県内全域 ④約13億円
H16. 10.20～21	暴風雨 (台風第23号)	総降水量 瞬間風速	茶臼山 名古屋 伊良湖	265mm S33m/s SE35m/s	①台風の通過による災害 ②死者1名、負傷者18名、一部損壊41棟、床上浸水21棟、床下浸水160棟 ③県内全域 ④約17億円
H20. 8.28～30	大雨 (8月末豪雨)	総降水量	岡崎 蒲郡 豊橋 一宮 名古屋	447.5mm 365mm 351.5mm 272mm 237mm	①停滞していた前線に非常に湿った空気が流れ込んだため、前線の活動が活発となり、県内各地で記録的な大雨となった。このため、名古屋市及び岡崎市で、災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用がされた。

		1時間降水量	岡崎 一宮 豊橋 蒲郡 名古屋	146.5mm 104mm 62.5mm 58.5mm 55mm	② 広田川が破堤。死者2名、負傷者5名、住家の全壊5棟、半壊3棟、一部損壊29棟、床上浸水2,480棟、床下浸水14,106棟 ③ 県内全域 ④ 約107億円
H21. 10.7～8	暴風雨 (台風第18号)	総降水量 瞬間風速	東海 名古屋 伊良湖	206mm 29.9m/s 39.9m/s	① 台風第18号が知多半島付近に上陸し、特に農業用施設、農産物の被害が著しかった。 ② 負傷者19名、家屋全壊6棟、半壊41棟、一部損壊2,092棟、床上浸水246棟、床下浸水1,235棟 ③ 県内全域 ④ 約134億円
H23. 9.20～21	暴風雨 (台風第15号)	総降水量 瞬間風速	名古屋 茶臼山 阿蔵 名古屋 伊良湖	274mm 367mm 383.5mm 22m/s 33m/s	① 奄美大島近海で迷走後に勢力を強め、21日14時頃に浜松市付近に上陸。名古屋市では100万人を超える市民に対し避難勧告が出された。 ② 死者4名、負傷者8名、家屋一部損壊69棟、床上浸水239棟、床下浸水572棟 ③ 県内全域 ④ 約30億円
H24. 6. 19	暴風雨 (台風第15号)	総降水量 瞬間風速	名古屋 阿蔵 名古屋 伊良湖	53mm 239mm 18.8m/s 27.7m/s	① 19日17時過ぎに和歌山県南部に上陸した台風第4号は、その後紀伊半島の東岸を北東に進み、伊勢湾を通過し、20時過ぎに愛知県東部に再上陸した。豊田市阿蔵では1時間降水量65.5mmの非常に激しい雨を観測するなど、東部を中心に大雨となった。 ② 負傷者6名、家屋一部損壊8棟、床下浸水4棟 ③ 県内全域 ④ 約5億円

(2) 東海地方に影響のあった主な台風（名古屋地方気象台）

ア 昭和9年9月21日の室戸台風

この台風は、時速20kmくらいで海上を進んで19日夜沖繩南方に近づいた。ここで北東に転向、四国沖を進んで20日夜半すぎ室戸付近へ非常に強い大型台風として時速60kmで上陸した。上陸後は、徳島の西方淡路島、神戸市、和田岬、深紅の北方宝塚池田付近敦賀の西方を通過したのち、速度は、70km～90kmに速まったが、勢力は衰えながら本州を縦断して宮古付近から三陸沖へ去った。

イ 昭和28年9月25日の台風第13号

この台風は、トラック島南東方150kmの海上に発生し西から次第に北西に進んで22日夜沖ノ鳥島の西方洋上で急速に発達して猛烈な大型台風になった。

この辺から四国沖に向け北上し、25日17時すぎに志摩半島を横断毎時40kmぐらゐの速さで伊勢湾を経てカムチャッカ半島へ去った。

ウ 昭和34年9月26日の伊勢湾台風

この台風は、エニウエトック島の西250kmの海上に発生した弱い熱帯低気圧が発達したもので台風として認められたのは9月21日15°N150°E付近に達した頃からである。

それが9月23日マリアナ諸島で中心気圧が894hpaに発達して超大型台風になり、北上して9月26日夜紀伊半島上陸後まで勢力があまり衰えなかった。

台風の本邦上陸にあたり風速の最大区域が台風中心経路の東側70km付近の志摩半島東部から伊勢湾にかけて舌状にのびていた。これにより伊勢湾に、記録的な高潮が発生した。

エ 昭和36年9月16日の第2室戸台風

マーシャル諸島付近で発生した弱い熱帯低気圧が、9月8日15時に台風第18号となった。12日朝には、マリアナ群島の南西海上で900hpa以下の超大型台風に発達し、14日夜半沖繩の東側でゆっくり転向し16日朝には四国南海上から室戸岬を

かすめて大阪湾に向い同日 13 時 30 分頃尼ヶ崎と西ノ宮の間に上陸した。その後 15 時頃敦賀付近に進み台風の規模や進路は、昭和 9 年の室戸台風に似た台風であった。

オ 昭和 37 年 7 月 27 日の台風第 7 号

この台風は、硫黄島の東方およそ 1,500 kmの海上に発生したもので発生地が非常に北東にかたよっていた。

発生後 1 日目は、ほぼ北上、2 日目が西進して 27 日四国南東海上で転向、潮岬と白浜の間に 27 日 13 時ごろ上陸して、東海西部、関東北部を通過して三陸沖に去った。海上を進行中は 965hpa ぐらいの中心気圧の中型規模だったが上陸後は急に衰え、28 日には早くも 1,000hpa の熱帯低気圧になった。

カ 昭和 37 年 8 月 26 日の台風 14 号

この台風は 8 月 21 日 9 時マリアナ諸島の海域で発生した。硫黄島付近にかかった頃には中心気圧 950hpa になり、にわかに注目されるようになったが、いわゆる夏台風特有の小型であった。小笠原諸島の父島西方を過ぎる頃から向きを北に変え、そのまま中部日本に向かって北上した。26 日の 4 時頃中心が三重県の北牟婁郡中島付近に上陸しその後も真っ直ぐに北上し、琵琶湖付近を通過して日本海に抜けた。

キ 昭和 46 年 8 月 30 日～31 日の台風第 23 号

この台風は、8 月 21 日 9 時、南鳥島の南西に発生し、ゆっくり北西から西北西に進み、28 日朝、奄美大島の南東方に達した。

この頃から移動速度がさらに遅くなり、急に発達し始め、屋久島付近を通過する頃、中心気圧は 915hpa に低下した。

29 日夜半頃大隅半島（佐多岬）に上陸し、四国から大阪付近、三重県南部をとおり 31 日昼頃伊良湖岬をかすめて東方へ去った。

ク 昭和 47 年 9 月 16 日の台風第 20 号

この台風は 9 月 13 日 12 時、沖ノ鳥島の南 500km に発生した。

ゆっくり北西に進み、沖の大東島の南海上で転向し進行方向を北に変えた。一方 15 日 15 時には低気圧が朝鮮半島北部の元山沖約 400 km にあり、閉塞前線が南東にのびて、愛知県付近に達し、愛知県では、この前線の影響により 15 日朝から降雨が強くなった。

台風は、16 日 18 時 30 分頃潮岬付近に上陸した。その後、紀伊半島を縦断し、三重県を経て、岐阜県西部をとおり 17 日朝 5 時には佐渡付近に達し、午後には北海道西岸に達した。

ケ 昭和 54 年 9 月 31 日～10 月 1 日の台風第 16 号

9 月 23 日 15 時、ヤップ島の北西海上で台風となった台風第 16 号は発達しながら北西に進み、26 日の朝には沖縄の南南東の海上で中心気圧 920hpa となり、最盛期を迎えた。26 日の昼頃から速度を落としながら北向きにコースを変え、29 日 15 時には奄美大島の東海上に達した。台風は、この頃から更に向きを北東に変えながら次第に加速し、30 日 18 時 30 分頃高知県室戸付近に上陸（955hpa）した。23 時頃大阪市に再上陸（965hpa、大型・並の強さ）岐阜市の北を通過して本州を北東に縦断し、10 月 1 日 9 時には八戸沖へ抜けた。

コ 昭和 54 年 10 月 19 日の台風第 20 号

10月6日15時トラック島の東で台風となった。台風第20号は8日の朝から北西に進み始め、9日夜グアム島の南海上を通過した頃から急速に発達。12日15時には沖ノ鳥島南南東約400kmの海上で中心気圧870hpaを観測、最盛期（大型、猛烈な台風）となった。台風はその後ゆっくりした速さで西北西に進み、16日早朝から北北西に向きを変え、18日9時には沖縄の南約150kmの海上に達した。

台風はこの頃から次第に北東へ向きを変えながら加速し、19日9時40分頃和歌山県白浜付近に上陸（965hpa、大型・並の強さ）、名古屋市のすぐ西を通過して本州を北東に縦断し、19時には八戸沖へ抜けた。

サ 平成2年9月19日～20日の台風第19号

グアム島の北西海域で発生した弱い熱帯低気圧は、9月13日台風第19号となり、発達しながら北西に進み、16日から17日にかけてゆっくり沖縄の南東海上に近づき急激に発達した。17日午後には、中心気圧890hpaを記録し、猛烈な台風となった。

その後台風は北東進し、950hpa以下の勢力を保ったまま、19日20時過ぎ和歌山県の白浜の南に上陸した。上陸後速度を上げて、近畿地方から東海地方を通り、本州を縦断し、20日12時には三陸沖に抜けた。

シ 平成3年9月18日～19日の台風第18号

台風第18号は18日、沖縄の東沖を加速しながら北東に進み、それに伴い本州海岸の秋雨前線の活動が活発となった。台風は翌19日夕方八丈島の南を通り、夜には銚子沖に達し、20日早朝三陸沖で温帯低気圧となった。このため東海地方を含め、太平洋岸各地では記録的な大雨となり、被害は東海地方から東北地方の16都県に及んだ。愛知県では、既に18日午前中全域雨となり、夜半過ぎから所々激しく降り、18・19日にかけて100～300mmの大雨となった。名古屋では19日の日雨量217.5mmを観測し、これは、累年第2位の記録となった。

ス 平成6年9月29～30日の台風第26号

9月13日3時グアム島の南西海上で台風となった第26号は、発達しながらおおむね北に進路をとり、29日19時半頃大型で強い勢力を保ったまま和歌山県南部に上陸した。上陸時の中心気圧は950hpa、中心付近の最大風速は40m/sであった。上陸後は勢力を弱めながらやや速度を速め、琵琶湖付近を通過して30日3時には石川県沖に進んだ。

この台風の影響により、東部の山間部では総雨量が200mmを超えた。

セ 平成10年9月21日～23日の台風第7号と台風第8号

9月17日21時にフィリピンの西の海上で発生した台風第7号は、徐々に発達しながら南西諸島の東海上を北東進した。また、台風第8号は9月20日に日本の南海上で発生し、北上した。

日本への上陸は第8号のほうが早く、21日16時前に和歌山県田辺市付近に上陸し、翌日の22日13時過ぎには第7号が和歌山県御坊市付近に上陸した。

第8号の上陸時の勢力はごく小さく、弱いものであったが、21日夜に一時風雨が強くなった。第8号は強い雨が顕著で、東部の山間部では21日の21時から23時にかけて、1時間に40～60mmの激しい雨が降った。

一日遅れて上陸した第7号は、中型で、強い勢力を保って22日15時頃に滋賀県をとおり、北陸へ向かった。台風が愛知県の西を強い勢力で進んだことから、県

内では南寄りの暴風が吹き荒れ、名古屋では最大瞬間風速、南南東の風 42.6m/s を観測した。この値は昭和 34 年の伊勢湾台風時に観測した 45.7m/s に次ぐ観測開始以来第 2 位の記録となった。

ソ 平成 12 年 9 月 11 日～12 日の台風第 14 号

サイパン島の東海上にあった熱帯低気圧は、9 月 2 日 21 時に台風第 14 号となった。10 日 9 時には南大東島の東南東の海上に達し、大型で非常に強い勢力に発達した。一方、9 月 11 日から 12 日にかけて、日本付近には秋雨前線が停滞しており、この前線に向かって台風第 14 号からの暖かく湿った空気が多量に流れ込んで活動が活発となり、愛知県を中心とした東海地方で記録的な大雨となった。

愛知県では県西部を流れる「新川」の堤防が決壊したのをはじめ、河川の破堤は 20 箇所に達したほか、名古屋市内では広範囲に浸水被害が発生した。

この大雨で、名古屋地方気象台が観測した日最大 1 時間降雨量 97.0mm、日最大降雨量 428.0mm、月最大 24 時間降雨量 534.5mm は、いずれも統計開始以来最も多い値となった。

台風は、12 日 19 時過ぎには沖縄を通過し、東シナ海で向きを北寄りに変え、九州の西海上を北東に進んで朝鮮半島に上陸した。その後、日本海に進み 16 日 15 時には日本海西部で温帯低気圧となった。

タ 平成 15 年 8 月 8 日～9 日の台風第 10 号

台風第 10 号は 8 月 3 日 15 時にフィリピンの東で発生し、7 日 15 時には大型で非常に強い台風となった。台風第 10 号は強い勢力を維持したまま 8 日 21 時 30 分頃に高知県室戸市付近に上陸し、いったん瀬戸内海に抜けた後、9 日 6 時頃に兵庫県西宮市付近に再上陸した。その後はやや勢力を弱めながら本州を縦断するように北東に進み、10 日 6 時に千島近海で温帯低気圧に変わった。

台風第 10 号は動きが比較的遅く、愛知県では台風からの湿った南よりの風が長時間続いたため、茶臼山で 390mm の総降水量を観測する等、愛知県東部の山地で雨量が多くなった。

風も非常に強く吹き、名古屋で 9 日 6 時 17 分に東南東の風 28.0m/s、伊良湖で 9 日 1 時 26 分に南の風 27.3m/s の最大瞬間風速を観測した。

チ 平成 16 年 10 月 8 日～9 日の台風第 22 号

台風第 22 号は、10 月 4 日 12 時にフィリピンの東で発生し、8 日 3 時には中心気圧 920hPa、中心付近の最大風速 50m/s の非常に強い台風となった。その後、台風はゆっくり北上し、9 日 16 時頃伊豆半島に上陸、関東地方南部を経て茨城県沖へ進み 10 日 9 時に日本の東で温帯低気圧となった。

台風が愛知県に最も接近したのは 9 日 14 時から 15 時頃であった。台風の北上と停滞前線の影響により愛知県では多いところで 2 日間で 300mm を超える大雨となり、9 日には約半数の観測所で 10 月としての日降水量の極値を更新した。

ツ 平成 16 年 10 月 20 日～21 日の台風第 23 号

台風第 23 号は、10 月 13 日 9 時にマリアナ諸島で発生し、16 日 21 時には中心気圧 940hPa、中心付近の最大風速 45m/s、暴風半径 280km、強風半径 1,100km の超大型で非常に強い台風となった。

その後、台風第 23 号はゆっくり北上し、20 日 13 時頃に高知県土佐清水市付近に上陸、近畿地方から東海地方を経て 21 日 9 時に関東の東海上で温帯低気圧とな

った。

台風が中心が愛知県に最も接近したのは20日宵の内から夜遅くで、名古屋では20日18時39分に南の風33.2m/s、伊良湖では17時28分に南東の風35.2m/sの最大瞬間風速を観測した。また、総降水量は、津具村茶臼山で265mmとなり、東三河北部を中心に200mmを超える大雨となった。

テ 平成21年10月7日～8日の台風第18号

台風第18号は9月30日9時に発生し、ゆっくりと西に進み、10月4日9時にはフィリピンの東で、中心気圧920hPa、最大風速55m/sの猛烈な台風が発達した。

台風は6日から7日にかけて南大東島付近を通過し、中心気圧940hPa、最大風速45m/sの強い勢力を維持したまま、北北東から北東に進み、8日午前5時すぎに知多半島付近に上陸後、愛知県から関東甲信地方へ進んだ。

この台風の影響により、伊良湖では8日に日最大瞬間風速39.9m/sを観測した(1953年の観測開始以来107月の極値を更新)。また、名古屋では、8日に日最大1時間降水量67.0mmを観測した(1890年の観測開始以来10月の極値を更新)。

ト 平成23年9月2日～4日の台風第12号

台風第12号は、8月25日9時にマリアナ諸島の西の海上で発生し、発達しながらゆっくりとした速さで北上し、30日には小笠原諸島付近で中心気圧が965hPa、最大風速が35m/sの大型で強い台風となった。台風は、いったん西に進んだ後北へ向きを変え、9月2日には大型の台風となって暴風域を伴ったまま四国地方に接近し、3日10時前に高知県東部に上陸した。台風はその後ゆっくりとした速さで北上を続け、18時頃に岡山県南部に再上陸した後、4日未明に山陰沖に進み、5日15時に日本海中部で温帯低気圧に変わった。

台風が大型でさらに動きが遅かったため、長時間にわたって台風周辺の非常に湿った空気が流れ込み、県内では、降り始め(2日9時)から5日14時までの降水量は、西三河北東部、東三河北部で300mmを超え、豊田市稲武では330.0mmを観測した。

ナ 平成23年9月20日～21日の台風第15号

台風第15号は、9月13日21時に日本の南で発生し、北に進んだ後西に向きを変え、16日にかけて大東島地方に向かって進んだ。台風は、南大東島の西海上を反時計回りに円を描くようにゆっくり動いた後、19日21時には最大風速が35m/sの強い台風となって奄美群島の南東海上を北東に進み、20日21時には中心気圧が940hPa、最大風速が50m/sの非常に強い台風となった。台風は、速度を速めつつ四国の南海上から紀伊半島に接近した後、21日14時頃に静岡県浜松市付近に上陸し、強い勢力を保ったまま東海地方から関東地方、そして東北地方を北東に進んだ。

県内では、19日夕方から、東海地方に上陸し関東地方に進んだ21日夕方にかけて、断続的に強い雨が降り、特に20日は、名古屋市等で激しく降る等、尾張東部から中濃・東濃にかけて大雨となり、庄内川が氾濫しました。降り始め(19日17時)から21日19時までの降水量は、尾張東部、東三河北部で300mmを超えたところがあり、豊田市阿蔵では383.5mmを観測した。

また、台風が最接近した21日昼頃から沿岸部では非常に強い風が吹き、伊良湖で21日12時34分に日最大瞬間風速33.0m/sを観測した。

ニ 平成24年6月19日の台風第4号

台風第4号は、6月12日15時にカロリン諸島で発生し、フィリピンの東海上に達した後、進行方向を変え発達しながら北上した。18日には沖縄の南海上、19日09時には九州の南海上を北北東に進み、強い勢力を維持しながら本州に接近し、19日17時過ぎに和歌山県南部に上陸した。

その後、台風は紀伊半島の東岸を北東に進み、伊勢湾を通過し、20時過ぎに愛知県東部に再上陸した。その後も北東に進み、関東甲信地方を通過し、20日9時には東北地方の東海上に達し温帯低気圧に変わった。

県内では、この台風と梅雨前線の影響により大雨となり、19日昼前から、断続的に強い雨が降り、台風本体の雨雲がかかり始めた夜には、豊田市阿蔵で1時間降水量65.5mmの非常に激しい雨を観測するなど、東部を中心に大雨となった。降り始め(19日00時)から20日06時までの降水量は、豊田市阿蔵では239.0mmを観測した。また、19日午後から東よりの風が強まり、夜には豊橋で最大瞬間風速29.1m/sを観測するなど東部を中心に東よりの強い風が吹いた。

ヌ 平成25年9月16日の台風第18号

9月13日3時に小笠原の近海で発生した台風第18号は、日本の南海上を北西に進みながら14日9時に大型となり、15日夕方には四国の南海上に達した。その後、台風は進路を北東に変え、近畿地方や東海地方を暴風域に巻き込みながら東海道沖を北東に進み、16日8時前に愛知県豊橋市付近に上陸した(8時の中心気圧は970hPa)。台風は上陸後も勢力を維持したまま北上し、暴風域を伴って関東甲信地方を北東に進んだ後、東北地方南部を経て16日18時には三陸沖に達した。

愛知県では、14日夜から台風の北側の雨雲がかかりはじめ、15日夕方にかけて所々で雨が降ったが、15日夜遅くから県内全域で雨となった。台風本体の雨雲がかかった16日朝には、東部を中心に非常に激しい雨が降り、特に豊田市小原では16日9時6分までの1時間に96.0ミリの猛烈な雨が降り、観測開始以来の極値を更新した。降り始め(14日21時)から16日16時までの降水量は、豊田市阿蔵で321ミリを観測した。解析雨量では、9月16日16時までの48時間に、豊田市東部付近、新城市付近、設楽町付近で約350ミリとなった。風については、15日午後から南東よりの風が強まり、16日朝にかけ海上を中心に南東の非常に強い風が吹いた。また、台風の通過後は、北西の非常に強い風が吹いた。豊橋市豊橋では、最大瞬間風速39.4メートル(16日07時20分)を記録した。

海上では15日早朝から波やうねりが高くなり、16日は大しけとなった。

ネ 平成26年8月9～10日の台風第11号

台風第11号は、7月29日12時にマリアナ諸島付近で発生し、8月4日09時にはフィリピンの東に進んだ。その後、進路を次第に北に変え、日本の南から四国の南に進み、8月10日06時過ぎに高知県安芸市付近に上陸した。その後、台風は兵庫県赤穂市付近に上陸し、8月10日の昼過ぎには日本海に達した。8月11日09時には日本海北部で温帯低気圧に変わった。

台風の接近に伴い、北日本から西日本にのびる前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響により、8月9日未明から10日にかけて大雨となった。

三重県では8月9日の日降水量が、津市白山で435.5ミリ、津市笠取山で393.0ミリ、亀山で333.0ミリを観測し、統計開始以来の極値を更新した。

降り始め(8月8日14時)から8月10日24時までの総降水量は、三重県大台

町宮川で 661.5 ミリ、三重県津市白山で 518.0 ミリとなった。

このため、三重県では 9 日 17 時 20 分に大雨特別警報が発表された。

ノ 平成 26 年 10 月 5 日～6 日の台風 18 号

台風第 18 号は、9 月 29 日 15 時にトラック諸島近海で発生し、10 月 2 日 09 時にはフィリピンの東で大型で非常に強い台風となった。4 日 09 時には南大東島の東南東の海上に進み、次第に進路を北に変え、5 日 09 時には屋久島の南南東の海上で大型で強い台風となった。その後、進路を北から北東に変え、6 日 03 時には潮岬の南南西の海上、6 日 06 時には尾鷲市の東南東の海上を北東に進んだ。6 日 08 時過ぎに静岡県浜松市付近に上陸し、速度を上げて 6 日 09 時には静岡市付近、6 日 11 時には東京 23 区付近を北東に進み、昼過ぎには関東の東に達した後、6 日 21 時に日本の東で温帯低気圧に変わった。

愛知県では、降り始めの 5 日 0 時から 6 日 12 時までの降水量は、豊橋市神野新田町で 222.5mm、田原市伊良湖で 187.0mm、新城市作手高里木戸口で 179.0mm を観測した。常滑市セントレアでは最大風速 21.8m/s、最大瞬間風速 27.3m/s、豊橋市豊橋では最大風速 19.3m/s、最大瞬間風速 32.2m/s、を観測した。

ハ 平成 26 年 10 月 13 日～14 日の台風 19 号

台風第 19 号は、10 月 3 日 21 時にマーシャル諸島で発生したのち西北西に進み、7 日 21 時にはフィリピンの東で猛烈な台風となり、次第に向きを北に変えながら 10 日 03 時には沖縄の南で大型で非常に強い台風となった。12 日 03 時には大型で強い台風となり東シナ海を北上した後、12 日夜遅くには進路を東に変え、13 日 08 時半頃に鹿児島県枕崎市付近に上陸した。13 日 09 時には大型の台風となり、九州南部を通過し海上に進んだ後、13 日 14 時半頃に高知県宿毛市付近に上陸し、四国を北東に進み、13 日 20 時半頃に大阪府岸和田市付近に上陸した。13 日 23 時には愛知県一宮市付近を通過し、14 日 00 時には岐阜県郡上市付近に進み、14 日 06 時には三陸沖に進んだ後、14 日 09 時には温帯低気圧に変わった。

愛知県では降り始めの 13 日 02 時から 14 日 04 時までの降水量は、豊田市阿蔵町で 125.5mm、愛西市江西町 125.0mm、豊根村茶白山で 124.0mm を観測した。常滑市セントレアでは最大風速 22.0m/s、最大瞬間風速 28.8m/s を観測した。海上では波の高さが 7m の大しけとなった。潮位は、衣浦で 10 月 13 日 19 時 38 分に最大潮位偏差（瞬間値）77cm、10 月 13 日 19 時 38 分に最高潮位（瞬間値）標高 147cm、名古屋で 10 月 13 日 19 時 42 分に最大潮位偏差（瞬間値）73cm、10 月 13 日 19 時 42 分に最高潮位（瞬間値）標高 150cm を観測した。

ヒ 平成 27 年 9 月 9 日の台風第 18 号

台風第 18 号は、9 月 7 日 03 時に日本の南で発生し、ゆっくりした速さで北北西に進んだ。8 日 03 時には硫黄島の西北西を時速 25km で北へ進み、8 日 09 時には父島の西に達した。台風は 9 日 01 時には八丈島の西南西を時速 25km で北北西に進み、9 日 07 時に愛知県豊橋市の南を北北西に進んだ後、9 日 10 時過ぎに愛知県知多半島に上陸した。台風はその後、9 日 11 時には愛知県名古屋市付近、13 時には石川県小松市の南南東を北北西に進んだ後、日本海に進み、9 日 21 時に台風は日本海中部で温帯低気圧に変わった。

愛知県では、降り始めの 7 日 13 時から 10 日 09 時までの降水量は、西尾市一色町で 219.5mm、田原市伊良湖で 212.5mm、南知多町豊丘で 210.5mm を観測した。風

については、愛知県常滑市セントレアでは最大風速 17.8m/s、最大瞬間風速 28.8m/s、田原市伊良湖では最大風速 15.9m/s、最大瞬間風速 30.3m/s、名古屋市千種区では最大風速 14.3m/s、最大瞬間風速 30.1m/s を観測した。

フ 平成 28 年 9 月 19 日～20 日の台風第 16 号

台風第 16 号は、9 月 13 日 03 時にフィリピンの東で発生し、20 日 00 時過ぎに鹿児島県大隅半島に上陸し、西日本の南岸を東北東に進み、20 日 13 時半頃和歌山県田辺市付近に上陸した。その後、20 日夜のはじめ頃に愛知県を東進し、20 日 21 時に東海道沖で温帯低気圧に変わった。

愛知県では 19 日 17 時までの 1 時間に岡崎市木下町（愛知県雨量計）で 103mm の雨を解析した。また、20 日 17 時 23 分までの 1 時間に、蟹江町蟹江で 61.0mm の雨を解析した。19 日 00 時から 20 日 24 時までの 48 時間解析雨量積算では、西三河南部で 300mm を超える雨量を解析した。

ヘ 平成 29 年 7 月 4 日～5 日の台風第 3 号

台風第 3 号は、7 月 2 日 09 時に沖縄の南で発生し、発達しながら北西に進んだ。3 日は東シナ海を北東へ進み、4 日 08 時頃に長崎市付近に上陸した。この後九州を横断し、豊後水道を東へ進んだ後、4 日 12 時過ぎに愛媛県宇和島市付近に上陸した。四国地方を横断した後、4 日 17 時前に和歌山県田辺市付近に上陸し、4 日夜は東海道沖を東に進んだ。その後、5 日 09 時には日本の東で温帯低気圧に変わった。

愛知県では 4 日 18 時 30 分までの 1 時間に瀬戸市付近、豊田市西部付近で約 70mm の雨を解析し、00 時から 24 時までの解析雨量は 150mm を越える雨量を解析した。

ホ 平成 29 年 8 月 7 日の台風第 5 号

台風第 5 号は 7 月 21 日 09 時に南鳥島近海で発生し西に進んだ。29 日には父島の東を南西に進み、8 月 1 日には日本の南で北西に向きを変え、6 日には九州の南で北東に向きを変えて進み、7 日 10 時頃に高知県室戸市付近を通過し、7 日 15 時半頃に暴風域を伴ったまま和歌山県北部に上陸した。上陸後は近畿地方を北東に進み、7 日 19 時には三重県伊賀市付近を通過し、8 日 05 時には富山湾に達した。その後も北陸地方の沿岸を北東に進み、8 日 18 時に新潟県佐渡市付近に達した後、9 日 03 時には山形県沖で温帯低気圧に変わった。

愛知県では、降り始めの 7 日 00 時から 8 日 24 時までの降水量は豊根村茶臼山で 224.5mm、豊田市阿蔵で 203.0mm を観測した。愛知県常滑市セントレアでは最大風速 22.7m/s、最大瞬間風速 28.3m/s を観測した。県内では突風により人的被害、住家の損壊などが発生した。

マ 平成 29 年 9 月 17 日～18 日の台風第 18 号

台風第 18 号は、9 月 9 日 21 時にマリアナ諸島で発生し、11 日から 12 日にかけて強い勢力となりフィリピンの東から沖縄の南を北西に進んだ。16 日に進路を東寄りに変えて東シナ海を東北東に進み、17 日 11 時半頃、鹿児島県南九州市付近に上陸した。その後、暴風域を伴ったまま次第に速度を上げて九州南部及び四国地方を通過し、17 日 22 時頃に兵庫県明石市付近に上陸した後、近畿地方及び北陸地方を北東に進み、18 日北海道を北北東に進み、18 日 21 時にサハリン付近で温帯低気圧に変わった。

愛知県ではセントレアで最大風速 24.5m/s、最大瞬間風速は 32.4m/s、名古屋市

で最大風速 16.5m/s、最大瞬間風速 30.8m/s を観測した。

ミ 平成 29 年 10 月 22 日～23 日の台風第 21 号

10 月 16 日 03 時にカロリン諸島で発生した台風第 21 号は、発達しながらフィリピンの東海上を北上し、21 日には超大型で非常に強い勢力となり日本の南海上を北上した。22 日夜遅くには東海道沖を北北東に進んだ後、23 日 03 時頃に超大型で強い勢力で静岡県御前崎市付近に上陸した。その後、暴風域を伴ったまま静岡県及び関東地方を北東に進み、23 日 15 時に北海道の東で温帯低気圧に変わった。

愛知県では 22 日から 23 日にかけて、台風第 21 号や前線の影響により広い範囲で大雨や強風となり、23 日は暴風となった所があった。このため、人的被害や住家被害、河川の越水などの被害が発生した。

ム 平成 30 年 7 月 28 日～29 日の台風第 12 号

7 月 25 日 03 時に日本の南で発生した台風第 12 号は、26 日 21 時には強い勢力となり発達しながら北上し、28 日は次第に進路を西よりに変え伊豆諸島付近を北西に進んだ。台風は、暴風域を伴い強い勢力を維持したまま東海道沖を西へ進み、29 日 01 時頃に三重県伊勢市付近に上陸した。東海地方を西へ進んだ非常に珍しい台風となった。

愛知県では 28 日から 29 日にかけて非常に強い風が吹き、29 日は暴風となった所があった。このため、強風による人的被害が発生したほか、広域の停電や鉄道の運休などライフラインや交通機関に大きな影響があった。

メ 平成 30 年 8 月 22 日～24 日の台風第 20 号

18 日 21 時にトラック諸島近海で発生した台風第 20 号は、小笠原諸島の南西海上を発達しながら北西に進み、22 日 12 時に非常に強い勢力となり日本の南を北西に進んだ。23 日は、四国の南海上を北上し、強い勢力で暴風域を伴ったまま 23 日 21 時頃に徳島県南部に上陸した。その後も暴風域を伴ったまま四国地方および近畿地方を北上し、24 日 02 時に日本海に抜けた後、24 日 15 時に秋田県沖で温帯低気圧に変わった。

三重県では 22 日夜遅くから雨が降り、24 日にかけて大雨となった。降り始めの 22 日 22 時から 24 日 20 時までの総雨量の多い所は、大台町宮川 448.5mm、尾鷲 311.0mm、御浜 262.0mm の雨を観測した。台風が三重県に接近した 24 日未明に、尾鷲の最大風速は 24 日 00 時 31 分に南南東の風 19.4m/s、最大瞬間風速は 24 日 00 時 30 分に南南東の風 36.3m/s を観測した。海上では台風の接近に伴って、波が高くうねりを伴い、23 日夜遅くには外海で 9m を超え猛烈なしけとなった。このため、人的被害があったほか、鉄道の運休や船舶の欠航、停電など、交通機関やライフラインに影響があった。

モ 平成 30 年 9 月 4 日～5 日の台風第 21 号

8 月 28 日 09 時に南鳥島近海で発生した台風第 21 号は、マリアナ諸島を発達しながら西に進み、31 日 09 時に猛烈な勢力となった。その後は非常に強い勢力で日本の南海上を北上し、暴風域を伴い非常に強い勢力を維持して 4 日 12 時頃に徳島県南部に上陸した。その後も暴風域を伴ったまま北北東に進み、14 時頃に兵庫県神戸市付近に再上陸、15 時には若狭湾に達し、日本海沿岸を北上した後、5 日 09 時に間宮海峡で温帯低気圧に変わった。

愛知県では 4 日から 5 日にかけて猛烈な風が吹き、4 日には県内の広い範囲で暴

風となり海上では猛烈なしけとなった。また、台風の北上に伴って流れ込んだ雨雲の影響により大雨となった所があった。このため、強風による人的被害や建物の被害が発生したほか、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航、広域の停電など、交通障害やライフラインへの大きな影響があった。

ヤ 平成30年9月29日～10月1日の台風第24号

9月21日21時にマリアナ諸島付近で発生した台風第24号は、フィリピンの東海上を発達しながら西北西に進み、25日00時には猛烈な台風となった。30日は次第に速度を速めながら四国の南海上を北東に進み、暴風域を伴い非常に強い勢力を維持して、30日20時頃に和歌山県田辺市付近に上陸した。その後も暴風域を伴ったまま更に速度を速めて東海、関東甲信、東北地方を北東に進み、10月1日12時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。

愛知県では、台風が強い勢力のまま愛知県西部を通過したため、豊橋で最大風速27.1m/sを観測し2005年の統計開始以来1位の記録的な暴風となった。最大瞬間風速は38.1m/sで2008年の統計開始以来2位であった。また、台風本体の雨雲がかかった30日夜を中心に東三河北部では一時的に猛烈な雨が降った所があった。このため、強風による人的被害や建物等の被害が発生したほか、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航、広域および長時間にわたる停電など、交通障害やライフラインへの大きな影響があった。

ユ 令和元年8月14日～16日の台風第10号

8月6日15時にマリアナ諸島で発生した台風第10号は北西に進み、14日03時には四国の南に進んだ後、進路を北に変え15日は豊後水道を北上した。11時過ぎに愛媛県佐田岬半島付近を、東側330km西側60kmと東側に偏った暴風域を伴って通過、15時頃に暴風域が消滅した状態で広島県呉市富貴に上陸した。上陸後台風は中国地方を縦断し15日夜には日本海に進み、北上しながら進路を次第に北東に変えて16日21時に北海道の西で温帯低気圧に変わった。

愛知県では、15日朝から風が強まり始め、台風の進む速度が遅かったため強風は16日朝まで続いた。このため、強風による人的被害や建物等の被害が発生したほか、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航などの影響があった。

ヨ 令和元年9月8日～9日の台風第15号

9月5日15時に南鳥島近海で発生した台風第15号は、小笠原近海を北西に進み、8日には向きを北よりに変え伊豆諸島北部を北北東に進んだ。9日03時前に非常に強い勢力で三浦半島付近を通過、9日05時前に強い勢力で千葉市付近に上陸後、関東地方を北東に進んだ。

静岡県では、8日夜遅くから9日未明にかけて暴風となり、非常に強い風を観測した所があった。また、8日朝から断続的に雨となり、台風に接近した8日夜から9日未明にかけては伊豆地方を中心に猛烈な雨となり、降り始めからの総降水量は天城山で440.5ミリとなった。海上では、8日から9日にかけて波やうねりが高くなり、石廊崎では4メートルを超えるしけとなった。

このため、人的被害や建物等の被害が発生したほか、道路の通行止め、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航、断水・停電などのライフラインへの影響があった。

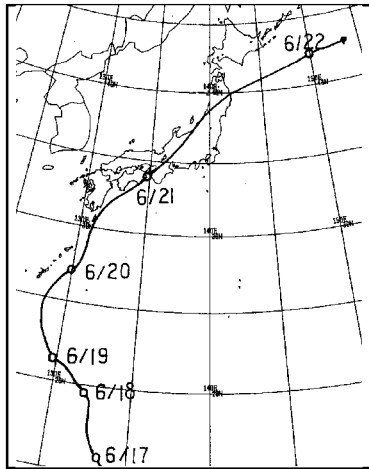
ラ 令和2年9月6日～7日の台風第10号

9月1日21時に小笠原近海で発生した台風第10号は、5日11時には大型で非

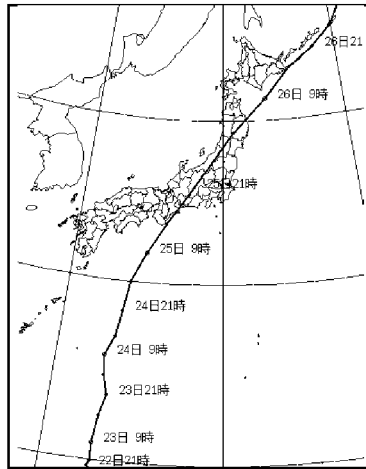
常に強い勢力となり、7日は九州の西海上から日本海西部を北に進み、8日03時には中国東北区で温帯低気圧に変わった。愛知県には台風本体の雨雲はかからなかったものの、台風東側の暖かく湿った空気と高気圧の縁をまわる暖かく湿った空気が合流して流れ込み、大気の状態が非常に不安定となった。このため、6日から7日にかけて所々で雨となり、特に7日昼前から夕方にかけては、雷を伴い非常に激しい雨が降って大雨となった所があった。また、外海ではうねりを伴って大しけとなった。名古屋市で床上浸水などの被害が発生した。

注 平成4年12月1日、気象庁は台風情報等に用いる気圧の単位をhPa（ヘクトパスカル）に変更した。1mb=1hPaであることから、従前のmb（ミリバール）との換算は必要なく、単位を読み変えることのみで旧来の資料等は使用することができる。

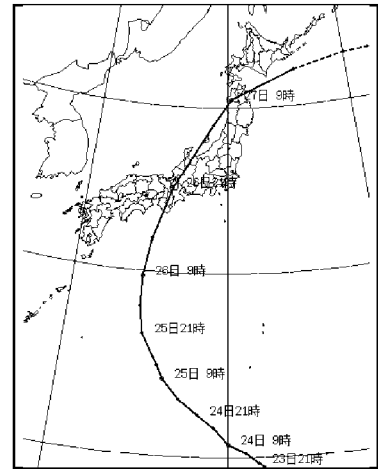
《東海地方に影響のあった主な台風（進路図）》



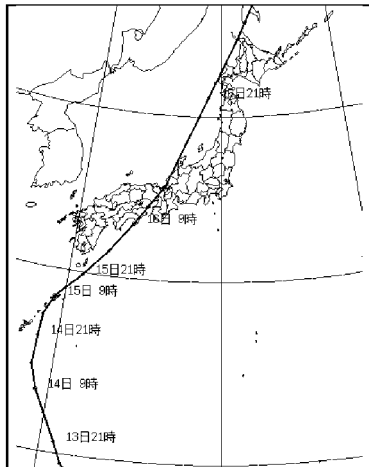
昭和9年9月の室戸台風
(○印は06時の位置)



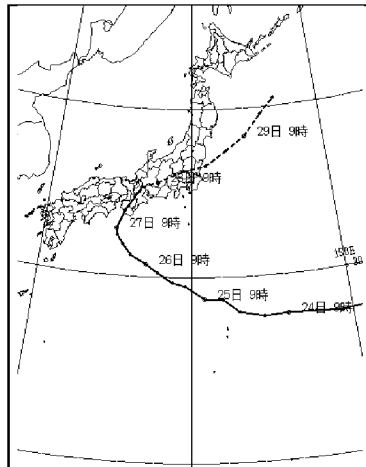
昭和28年9月の台風第13号



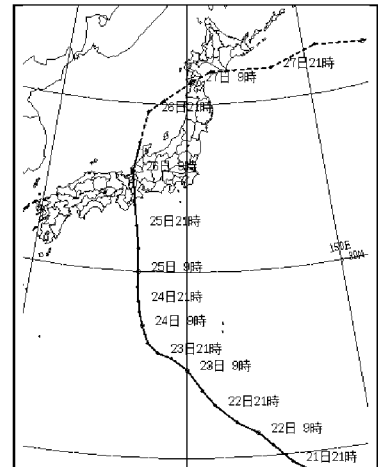
昭和34年9月の伊勢湾台風



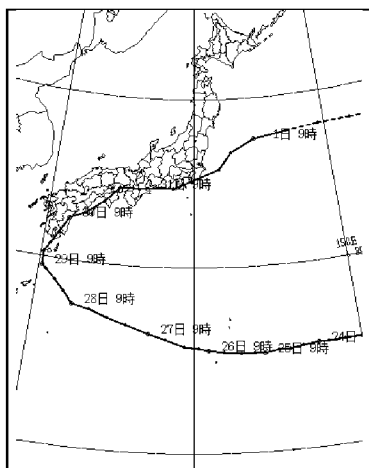
昭和36年9月の第2室戸台風



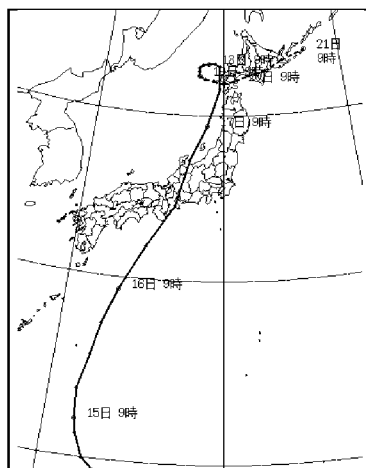
昭和37年7月の台風第7号



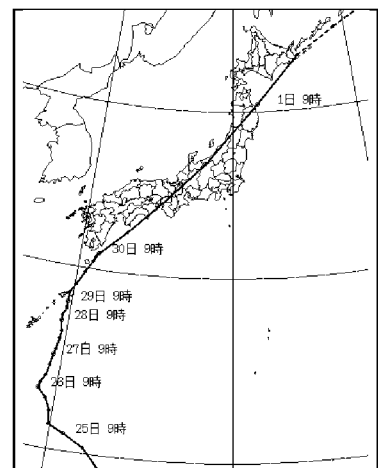
昭和37年8月の台風第14号



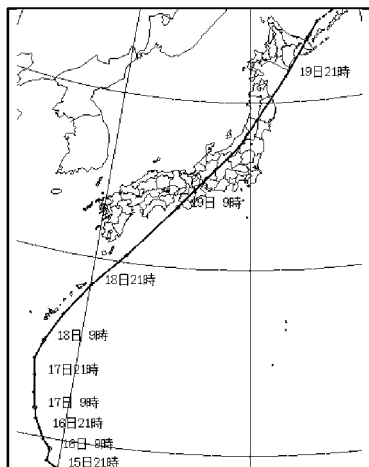
昭和46年8月の台風23号



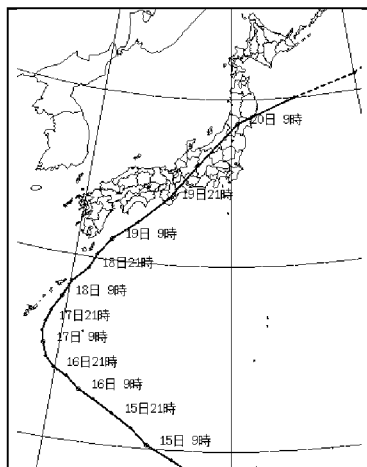
昭和47年9月の台風第20号



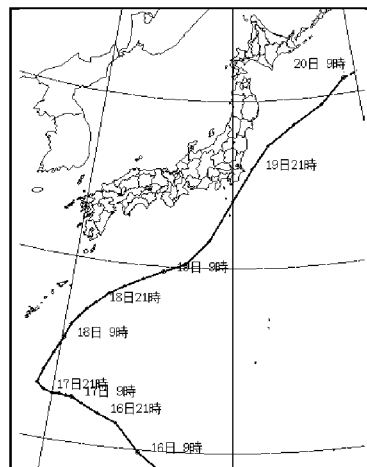
昭和54年9月の台風第16号



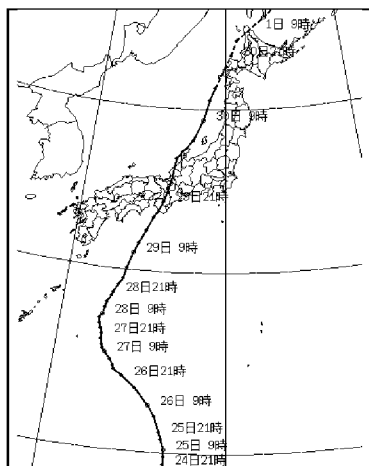
昭和54年10月の台風第20号



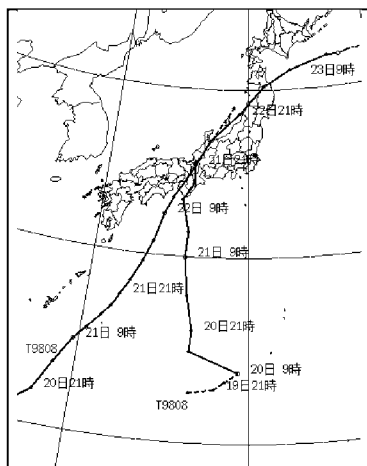
平成2年9月の台風第19号



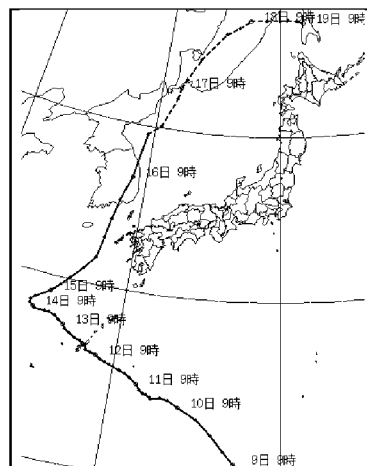
平成3年9月の台風第18号



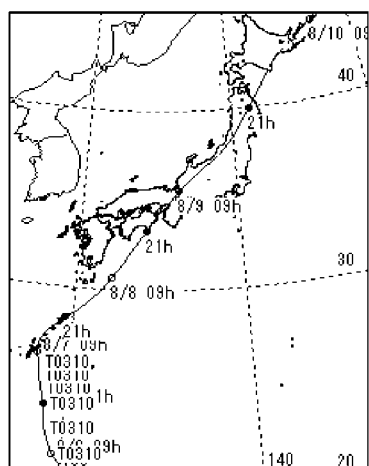
平成6年9月の台風第26号



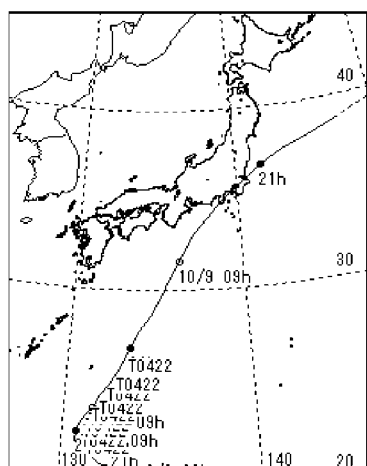
平成10年9月の台風第7・8号



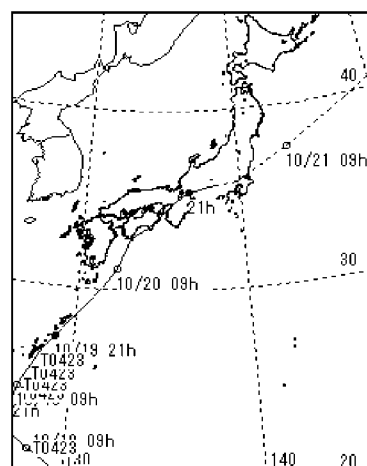
平成12年9月の台風第14号



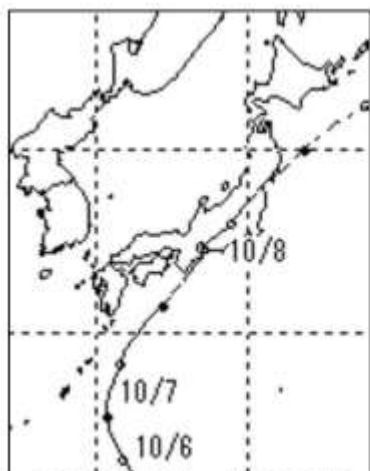
平成15年8月の台風第10号



平成16年10月の台風第22号



平成16年10月の台風第23号



平成21年10月の台風第18号



平成23年9月の台風第12号



平成23年9月の台風第15号



平成24年6月の台風第4号



平成25年9月の台風第18号



平成26年8月の台風第11号



平成26年10月の台風第18号



平成26年10月の台風第19号



平成27年の9月の台風第18号



平成28年9月の台風第16号



平成29年7月の台風第3号



平成29年8月の台風第5号



平成29年8月の台風第18号



平成29年10月の台風第21号



平成30年7月の台風第12号



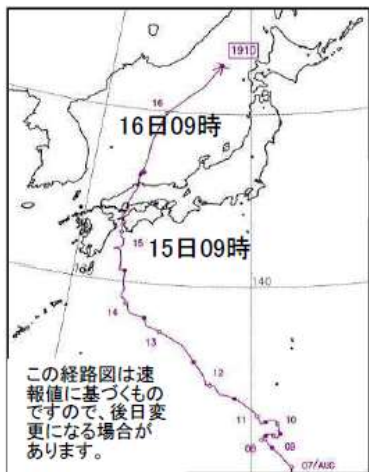
平成30年8月の台風第20号



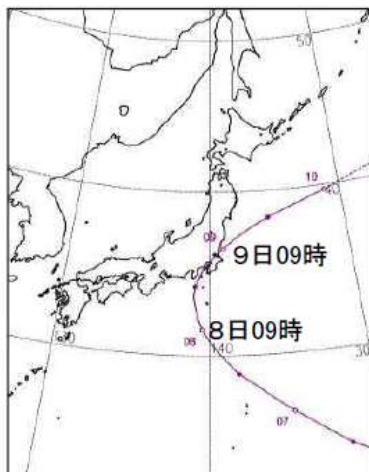
平成30年9月の台風第21号



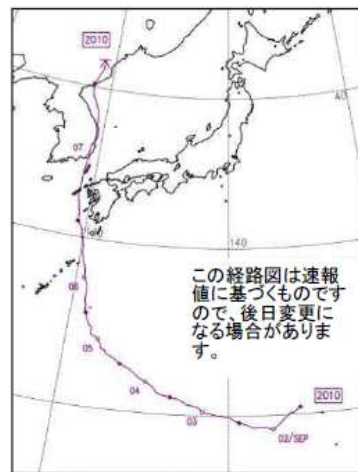
平成30年9月の台風第24号



令和元年8月の台風第10号



令和元年9月の台風第15号



令和2年9月の台風第10号

(3) 台風の大きさと強さの分類

【大きさの階級分け】

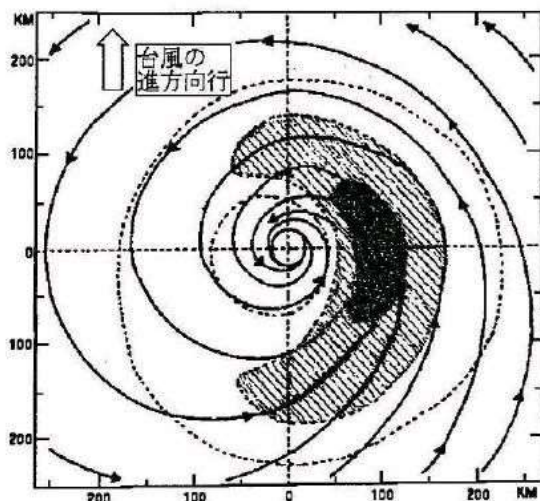
階 級	風速 15m/s の半径
<表現なし>	500 km未満
大 型：(大 き い)	500 km以上～800 km未満
超大型：(非常に大きい)	800 km以上

【強さの階級分け】

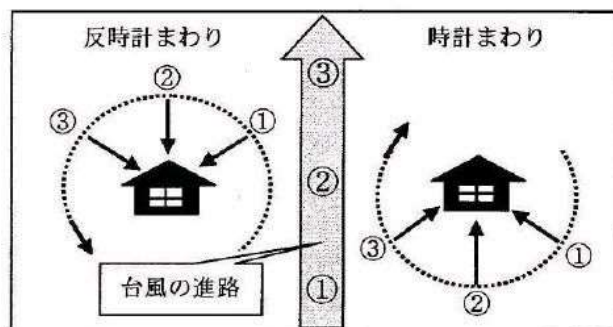
階 級	最 大 風 速
<表現なし>	17m/s (34 ノット) 以上～33m/s (64 ノット) 未満
強 い	33m/s (64 ノット) 以上～44m/s (85 ノット) 未満
非常に強い	44m/s (85 ノット) 以上～54m/s (105 ノット) 未満
猛 烈 な	54m/s (105 ノット) 以上

【台風の風】

- ・ 台風は巨大な空気の渦巻きで、地表付近では反時計まわりに強い風が吹き込んでいる。
- ・ 風の強さは台風の中心に向かう程強くなり、台風の眼の中では急激に弱くなる。
- ・ 移動中の台風では進行方向の右側でより強い風が吹く。
- ・ 台風の移動に伴い、進路の右側では時計まわりに、左側では反時計まわりに風向が変化する。



台風周辺の風の流れと風速の分布
陰影部：風が特に強い領域



台風の進路と風向の変化

(4) 気象・水象に関する予警報

名古屋地方気象台が異常気象等によって県下に災害が起こるおそれがあると予想した時に発表するもの。

《警報・注意報発表基準一覧表》

種 類		発 表 基 準															
特 別 警 報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。															
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合。															
	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合。															
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。															
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。															
警 報	暴風警報	暴風による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・平均風速が陸上20m/sを超えると予想される場合															
	暴風雪警報	暴風雪による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・降雪を伴い平均風速が陸上20m/sを超えると予想される場合															
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき 具体的には次の基準を超えると予想される場合 ●北名古屋市基準 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">1 時間雨量</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60 mm</td> </tr> </table>				1 時間雨量	60 mm										
	1 時間雨量																
	60 mm																
大雪警報	大雪による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・24時間の降雪の深さが平地で20cmを超えると予想される場合																
洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき 具体的には次の基準を超えると予想される場合 ●北名古屋市基準 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1 時間 雨量</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">流域雨量指数</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">指定河川洪水予報による基準</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">五条川</td> <td style="text-align: center;">合瀬川</td> <td style="text-align: center;">大山川</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60 mm</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;"> ・庄内川[志段味・枇杷島] ・愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位] </td> </tr> </table>				1 時間 雨量	流域雨量指数			指定河川洪水予報による基準	五条川	合瀬川	大山川	60 mm	14	15	15	・庄内川[志段味・枇杷島] ・愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]
1 時間 雨量	流域雨量指数			指定河川洪水予報による基準													
	五条川	合瀬川	大山川														
60 mm	14	15	15	・庄内川[志段味・枇杷島] ・愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]													

注 意 報	風雪注意報	風雪による災害が発生するおそれがあると予想されたとき 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・降雪を伴い平均風速が陸上13m/sを超えると予想される場合												
	強風注意報	強風による災害が発生するおそれがあると予想されたとき 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・平均風速が陸上13m/sを超えると予想される場合												
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたとき 具体的には次の基準を超えると予想される場合 ●北名古屋市基準 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1 時間雨量</td> <td>土壌雨量指数</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>116</td> </tr> </table>	1 時間雨量	土壌雨量指数	40mm	116								
	1 時間雨量	土壌雨量指数												
	40mm	116												
	大雪注意報	大雪による災害が発生するおそれがあると予想されたとき 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・24時間の降雪の深さが平地で5cmを超えると予想される場合												
	雷注意報	落雷による災害が発生するおそれがあると予想されたとき												
	濃霧注意報	濃い霧により交通機関に著しい障害が発生すると予想されたとき 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・濃霧によって視程が陸上100m以下になると予想される場合												
	乾燥注意報	空気の乾燥により火災の危険が大きいと予想されたとき 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・名古屋又は伊良湖で実効湿度が60%、最小湿度が30%以下になると予想される場合												
	着氷(雪)注意報	著しい着氷(雪)により通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれがあると予想されたとき												
	霜注意報	早霜、晩霜等により農作物への被害が発生するおそれがあると予想されたとき 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・最低気温3℃以下												
	低温注意報	低温(おおむね冬期名古屋で最低気温が-4℃以下)により農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると予想されたとき												
洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき 具体的には次の基準を超えると予想される場合 ●北名古屋市基準 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="2">1 時間 雨量</td> <td colspan="3">流域雨量指数</td> <td rowspan="2">指定河川洪水予報による基準 ・愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]</td> </tr> <tr> <td>五条川</td> <td>合瀬川</td> <td>大山川</td> </tr> <tr> <td>40 mm</td> <td>7</td> <td>12</td> <td>12</td> <td></td> </tr> </table>	1 時間 雨量	流域雨量指数			指定河川洪水予報による基準 ・愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]	五条川	合瀬川	大山川	40 mm	7	12	12	
1 時間 雨量	流域雨量指数			指定河川洪水予報による基準 ・愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]										
	五条川	合瀬川	大山川											
40 mm	7	12	12											

<p>気象情報</p>	<p>1 「全般気象情報、東海地方気象情報、愛知県気象情報」 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。</p> <p>2 「記録的短時間大雨情報」 県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに発表される。発表基準は、1時間雨量 100mm である。</p> <p>3 「天候情報」 平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間またはそれ以上の長期間にわたって続き災害の発生する可能性がある等、社会的に大きな影響が予想される場合に発表される。</p>
-------------	--

- (注) 1 発表基準欄に記載した数値は、愛知県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 2 注意報・警報はその種類にかかわらず、解除されるまで継続される。また新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。
- 3 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に、地面現象警報及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行う。
- 4 平地、山地の区分はおおむね標高 200m である。
- 5 地震の被災地等に対する二次災害防止のため、現象の強さが基準に達しないと予想される場合でも、警報、注意報を発表することがある。

3 地震災害

愛知県は、地震国日本の中でも有数の地震県であり、過去しばしば大地震に襲われている。

本県防災会議地震部会は昭和 51 年以降、既往の地震についての精密で体系的な調査研究を行ってきた。その結果、過去に大きな被害を与えた地震は、海溝型地震と内陸型地震のタイプに分けることができる。

(1) 海溝型地震

ア 1707 年 宝永地震 M8.4

渥美郡・吉田（現豊橋）で大被害のほか、全県で被害。尾張領内の堤防被害延長 9,000m、震度 7～6、津波も来襲した。

イ 1854 年 安政地震 M8.4

宝永地震に似た被害。三河・知多・尾張の沿岸部の被害が目立った。津波も来襲した。震度 6～5

ウ 1944 年 東南海地震 M7.9 死者・不明者 1,223 人

県の被害は他県に比べ最大で、死者・行方不明者 438 人、負傷者 1,148 人、家屋全壊 16,532 棟、同半壊 35,298 棟。震度 6～5、名古屋臨港部等では著しい液状化現象による被害があった。

(2) 内陸型地震

ア 1586 年 天正地震 M7.8 死者 5,500 人以上

三重県から富山県の広い範囲で震度 6。

この地震の中央は伊勢湾で、長島付近では大被害を受けた。

イ 1891 年 濃尾地震 M8.0 死者 7,885 人

県の被害は死者 2,638 人、負傷者 7,705 人、全壊 85,511 棟、半壊 55,655 棟に達し、県の地震被害史上最大の被害を受けた。震度 7～6

ウ 1945 年 三河地震 M6.8

三河南部の深溝断層の活動によるもので、幡豆郡・碧海郡に大被害が生じた。被害はすべて県のものであった。

死者 2,306 人、負傷者 3,866 人、全壊 16,408 棟、半壊 31,679 棟

震度は、西三河南部を中心に 7～6、県域の大部分が 5 以上。

※ ア、イはいわゆる県土の直下地震と考えられる。

《著名大地震一覧表》

年月日	地震名	規模(M)	地域	被害・摘要
明 5.3.14	浜田地震	7.1	島根西部 (石見、浜田)	死者 552 家屋全壊 4,762 山くずれ 6,567
24.10.28	濃尾地震	8.0	岐阜、愛知	死者 7,885 家屋全壊 164,611 半壊 123,158 山くずれ 1 万余、大断層 (根尾谷)
27.10.22	庄内地震	7.0	秋田、山形	死者 726 家屋全壊 3,858 半壊 2,397 焼失 2,148
29. 6.15	三陸地震津波	8.0	三陸沖	死者 27,122 家屋流失全半壊 8,891 船 7,032 (津波被害)
大 12.9.1	関東大地震	7.9	関東南部	死者 99,331 行方不明 43,476 家屋全壊 128,266 半壊 126,233 焼失 447,128 津波
14. 5.23	北但馬地震	6.8	兵庫北部 (日本海側)	死者 428 家屋全壊 1,295 焼失 2,180
昭 2.3.7	北丹後地震	7.3	京都、兵庫	死者 2,925 家屋全壊 12,584 焼失 3,711 断層 (郷村)
5.11.26	北伊豆地震	7.3	静岡東部 (伊豆北部)	死者 272 家屋全壊 2,165 断層 (加殿、原保)
8.3.3	三陸地震津波	8.1	三陸沖	死者 3,008 家屋流失 4,917 倒壊 2,346 浸水 4,329 船舶流失 7,303 (津波被害)
18.9.10	鳥取地震	7.2	鳥取	死者 1,083 家屋全壊 7,485 半壊 6,158 断層 (鹿野、吉岡)
19.12.7	東南海地震	7.9	静岡、愛知 三重、岐阜 奈良、滋賀	死者 1,223 住家全壊 17,599 同半壊 36,520 非住家全壊 17,347 同半壊 24,473 流失 3,129 津波
20.1.13	三河地震	6.8	愛知南部	死者 2,306 住家全壊 7,221 同半壊 16,555 非住家全壊 9,187 同半壊 15,124 断層 (深溝)
21.12.21	南海地震	8.0	中部日本以西	死者 1,330 行方不明 102 家屋全壊 11,591 半壊 23,487 流失 1,451 浸水 33,093 焼失 2,598 船舶破損流失 2,991 津波
23.6.28	福井地震	7.1	福井、石川 富山	死者 3,895 家屋倒壊 35,420 半壊 11,449 焼失 3,691 断層
24.12.26	今市地震	6.4	栃木西北	死者 8 住家全壊 290 半壊 2,994 非住家全壊 583
27.3.4	十勝沖地震	8.2	北海道南部 東北地方北部	死者 28 行方不明 5 家屋全壊 815 半壊 1,324 流失 91
35.5.23	(チリ地震)	8.5	東北、北海道	死者 119 行方不明 20 家屋全壊 1,571 半壊 2,183 流失 1,259 (津波被害)
39.6.16	新潟地震	7.5	新潟、秋田 山形	死者 26 家屋全壊 1,960 半壊 6,640 浸水 15,297 津波
40.8.3	松代群発地震	—	長野県長野市 松代周辺	1965.8.3~1969.12 末までに有感地震 62,621 回 負傷 15 家屋全壊 10 半壊 4 地すべり 64 件
43.2.21	えびの地震	6.1	宮崎、鹿児島	死者 3 負傷者 42 家屋全壊 368 半壊 636
43.5.16	1968 年 十勝沖地震	7.9	北海道南部、 東北地方	死者 49 行方不明 3 負傷者 330 家屋全壊 673 半壊 3,004 津波
48.6.17	1973 年 6 月 17 日 根室半島沖地震	7.4	根室半島南東沖	負傷者 26 家屋全壊 2 小津波あり、波高は根室で 約 1.5m 浸水 275 船舶流失沈没 10
49.5.9	1974 年伊豆半島 沖地震	6.9	伊豆半島沖	行方不明 29 負傷者 78 家屋全壊 46 半壊 125 御前崎に最大波高 22cm の津波

年月日	地震名	規模(M)	地域	被害・摘要
50.1.23		6.1	阿蘇山の北	外輪山内にある一の宮町手野地区に被害が集中した。 負傷 10 家屋全壊 6 半壊 7 道路損壊 11 山くずれ 14
50.4.21		6.4	大分県西部 九重山付近	負傷 19 家屋全壊 31 半壊 90 道路損壊 47 山くずれ 141 等の被害、レークサイドホテルの一部崩壊
53.1.14	1978年伊豆大島 近海地震	7.0	伊豆半島	伊豆半島の河津町、東伊豆町、天城湯ヶ島町に被害は集中、死者 25 負傷者 205 全壊 96 半壊 616
53.6.12	宮城県沖地震	7.4	福島県・宮城県 宮城県沖	死者 27 負傷者 1,105 家屋全壊 581 半壊 5,180 道路損壊 813
57.3.21	1982年浦河沖地 震	7.1	北海道浦河町 西方沖	負傷者 167 家屋全壊 13 半壊 28 一部負傷 675 小津波あり
58.5.26	1983年日本海中部 地震	7.7	青森、秋田県 西方沖	死者 104 負傷者 324 家屋全壊 1,584 半壊 3,515 津波被害大
59.9.14	1984年長野県西 部地震	6.8	長野県西部	死者 14 行方不明 15 負傷者 10 建物全壊 14 半壊 73 道路損壊 258 大規模な土砂崩壊流出
62.12.17	千葉県東方沖地震	6.7	千葉県	死者 2 負傷者 138 建物全壊 10 一部破損 6 万余 道路等
平 5.1.15	平成 5 年 釧路沖地震	7.8	釧路沖	死者 1 負傷者 928 建物や道路の被害あり
5.7.12	平成 5 年北海道 南西沖地震	7.8	北海道南西沖 奥尻島	死者 202 不明 29 負傷者 305 地震に加え津波による被害大 奥尻島南端の青苗地区は火災もあり壊滅状態 津波は青苗の市街地で 10m を越えた所あり
6.10.4	平成 6 年北海道 東方沖地震	8.1	北海道東部	負傷者 437 全半壊 409
6.12.28	平成 6 年三陸は るか沖地震	7.5	青森県	死者 3 負傷者 788 全半壊 501
7.1.17	平成 7 年兵庫県 南部地震	7.3	淡路島	死者 6,434 行方不明 3 負傷者 43,792 住家全壊 104,906 半壊 144,274 一部破損 390,506
12.10.6	平成 12 年鳥取県 西部地震	7.3	鳥取県西部	負傷者 182 住家全壊 435 半壊 3,101 一部破損 18,544
13.3.24	平成 13 年芸予地 震	6.7	安芸灘	死者 2 負傷者 288 住家全壊 70 半壊 774 一部 破損 48,994
15.5.26	平成 15 年宮城県 沖地震	7.1	宮城県沖	負傷者 174 住家全壊 2 半壊 21 一部破損 2,404
15.7.26	平成 15 年宮城県 北部地震	5.6	宮城県北部	負傷者 677 住家全壊 1,276 半壊 3,809 一部破 損 10,976 0 時 13 分頃と 7 時 13 分頃に発生
		6.4		
15.9.26	平成 15 年十勝沖 地震	8.0	十勝沖	行方不明 2 負傷者 849 住家全壊 116 半壊 368 一部破損 1,580 石油タンク火災 2
16.10.23	新潟県中越地震	6.8	新潟県中越	死者 68 負傷者 4,805 住家全壊 3,175 半壊 13,810 一部破損 105,682
17.3.20	福岡県西方沖地 震	7.0	福岡県西方沖	死者 1 負傷者 1,204 住家全壊 144 半壊 353 一部破損 9,338
17.8.16	平成 17 年宮城県 沖地震	7.2	宮城県沖	負傷者 100 住家全壊 1 一部破損 984
19.3.25	平成 19 年能登半 島地震	6.9	能登半島沖	死者 1 負傷者 356 住家全壊 686 半壊 1,740 一部破損 26,958
19.7.16	平成 19 年新潟県 中越沖地震	6.8	新潟県上中越沖	死者 15 負傷者 2,346 住家全壊 1,331 半壊 5,710 一部破損 37,633

附属資料編

年月日	地震名	規模(M)	地域	被害・摘要
20. 6. 14	平成 20 年岩手・宮城内陸地震	7. 2	岩手県内陸南部	死者 17 行方不明 6 負傷者 426 住家全壊 30 半壊 146 一部破損 2, 521
20. 7. 24	平成 20 年岩手沿岸北部地震	6. 8	岩手沿岸北部	死者 1 負傷者 211 住家全壊 1 一部破損 379
21. 8. 11	駿河湾地震	6. 5	駿河湾	死者 1 負傷者 319 住家半壊 6 一部破損 8, 672
23. 3. 11	東北地方太平洋沖地震	9. 0	三陸沖	死者 19, 575 行方不明 2, 577 負傷者 6, 230 住家全壊 121, 776 半壊 280, 326 一部破損 744, 269
28. 4. 14 28. 4. 16	平成 28 年熊本地震	6. 5 7. 3	熊本県熊本地方	死者 247 負傷者 2, 787 住家全壊 8, 674 半壊 34, 592 一部破損 162, 149

注 1 : 理科年表及び気象庁資料による。

注 2 : 兵庫県南部地震については、平成 18 年 5 月 19 日発表の消防庁資料による。

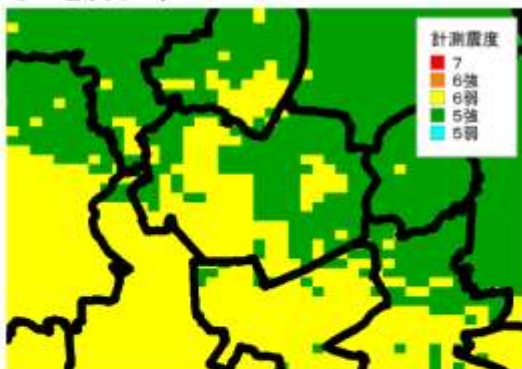
注 3 : 東北地方太平洋沖地震については、平成 29 年 9 月 8 日発表の消防庁資料による。

注 4 : 平成 28 年熊本地震については、平成 29 年 9 月 14 日発表の消防庁資料による。

(3) 被害想定

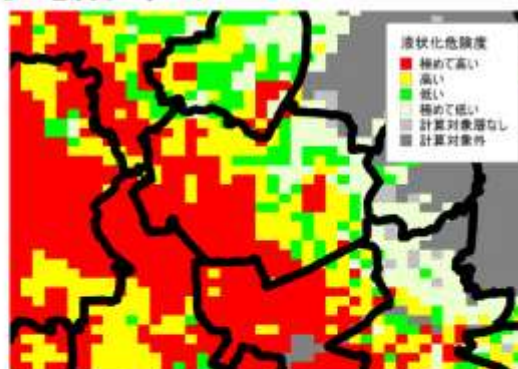
《計測震度分布図》

○5地震参考モデル

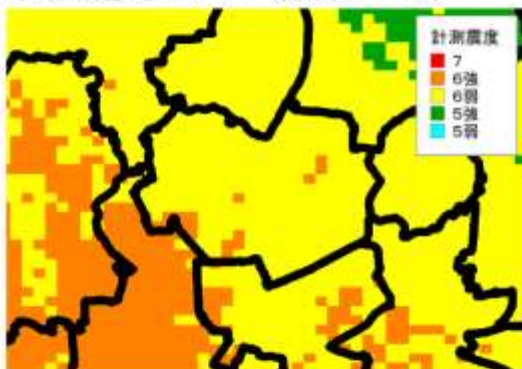


《液状化危険度分布図》

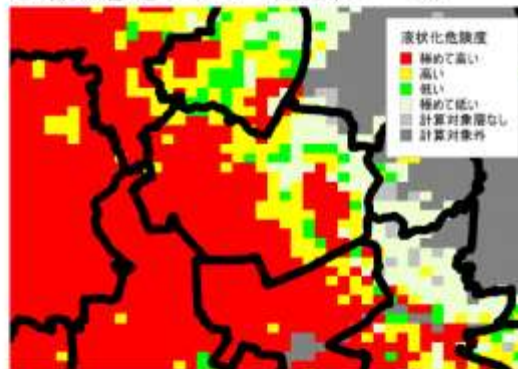
○5地震参考モデル



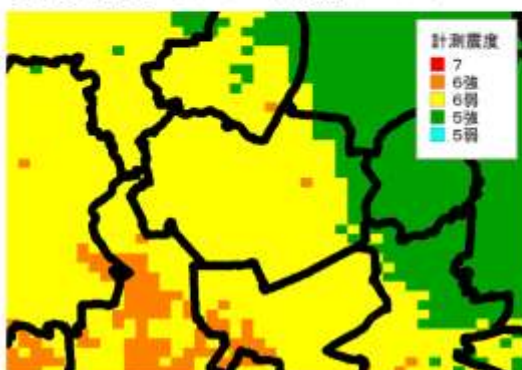
○最大想定モデル（陸側ケース）



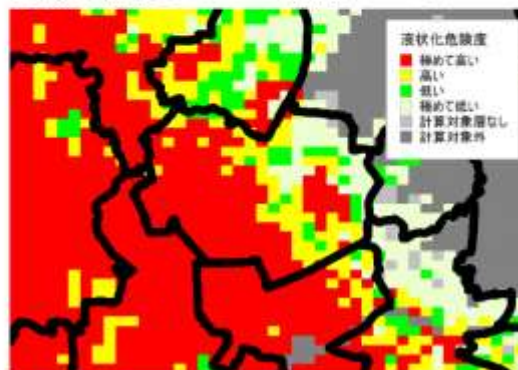
○最大想定モデル（陸側ケース）



○最大想定モデル（東側ケース）



○最大想定モデル（東側ケース）



平成26年3月愛知県

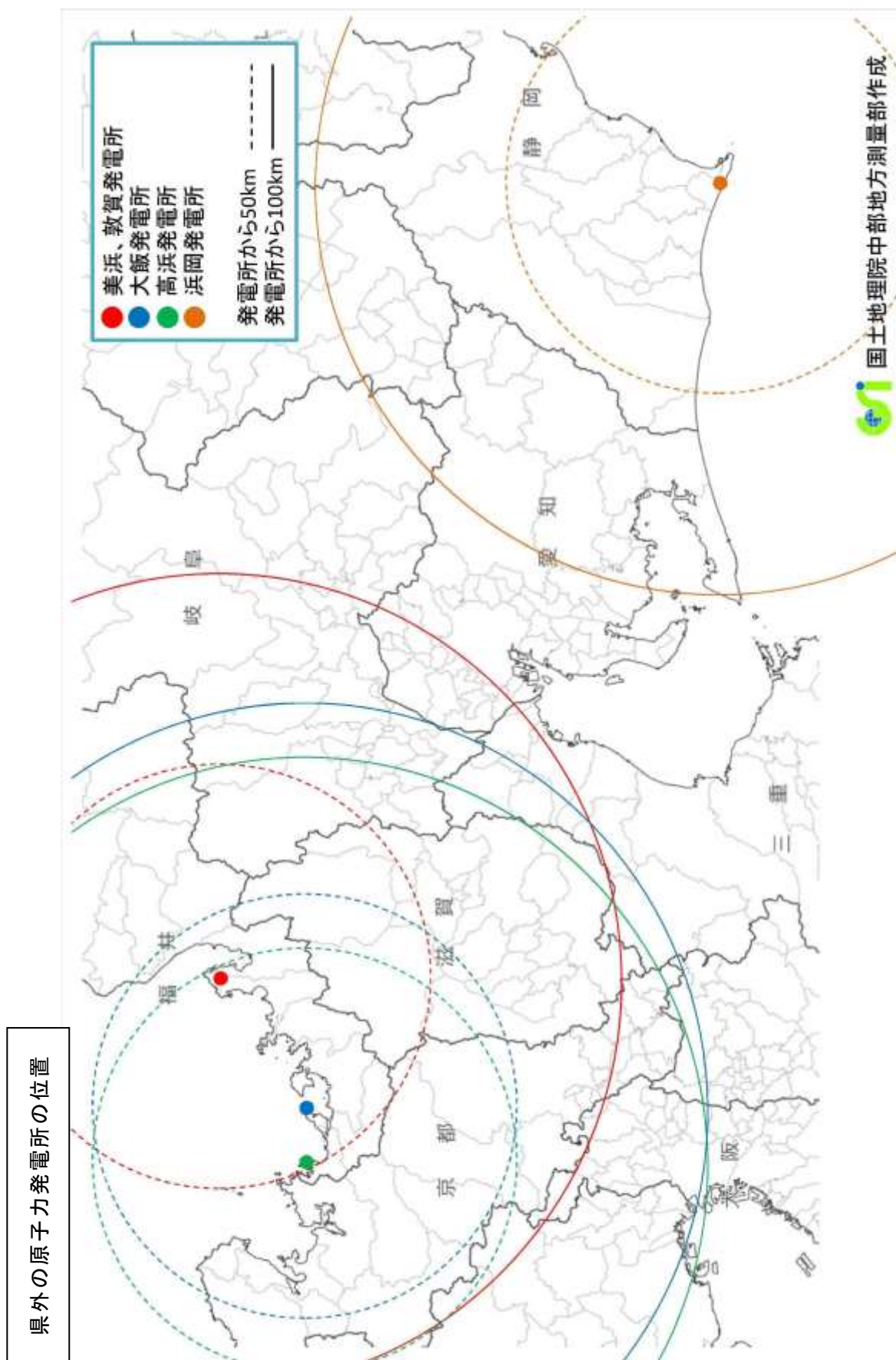
「平成23年度～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」

《気象庁震度階級表》

震度階級	計測震度	震度階級	計測震度
0	0.5未満	5弱	4.5以上5.0未満
1	0.5以上1.5未満	5強	5.0以上5.5未満
2	1.5以上2.5未満	6弱	5.5以上6.0未満
3	2.5以上3.5未満	6強	6.0以上6.5未満
4	3.5以上4.5未満	7	6.5以上

計測震度	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況
0.5	0	人は揺れを感じない。		
1.5	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。		
2.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯等のつり下げ物が、わずかに揺れる	
3.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全をを図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5.0	5弱	多くの人が、身の安全をを図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。
5.5	5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンス等の重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。
6.0	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
6.5	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	7	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。

4 原子力災害



各緊急事態区分を判断するEALの枠組み

- (1) 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL (⑭に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑫ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑬ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合。</p> <p>⑭ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

<p>⑮ オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑯ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑰ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	
--	--

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。</p> <p>④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</p> <p>⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑪ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑫ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>⑨ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。</p> <p>⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑪ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

- (2) 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑬ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑭ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑩ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

- (3) ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<ul style="list-style-type: none"> ① 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。 ③ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑥ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑦ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑧ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑨ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑩ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>② 原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号）第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第72条第1項の基準に適用しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>③ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上）継続すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑥ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。</p> <p>⑦ 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。</p> <p>⑧ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>⑨ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑫ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

附属資料編

(4) ナトリウム冷却型高速炉（(3)に規定するものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）及び試験研究用原子炉施設

これらの施設については、その特性が多様多様であることから、具体的なEALの設定については、通報規則第7条第一号の表二又はホ及び第14条の表二又はホに掲げる事象及び1. から3. までに掲げる施設のEALの枠組みを参考に、当該施設の特性を踏まえて、原子力事業者が行う。

(5) 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL (④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑤ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

附属資料編

(6) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p> <p>避難指示区域においては、一時立入を中止し、避難指示区域に一時立入りしている住民の退去を準備する。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>避難指示区域に一時立入している住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。</p>

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。</p>

- (7) 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（(4)から(6)までに掲げるもの（(4)にあつては、試験研究用原子炉施設に限る。）及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。）

警戒事態を判断するEAL (⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。</p> <p>③ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑥ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑦ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑧ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。</p> <p>⑨ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑩ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分間以上）継続すること。</p> <p>② 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑦ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑧ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>② 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などにに基づく防護措置を実施する。</p>

(8) 再処理施設

警戒事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 27 号。以下「再処理事業指定基準規則」という。）第 35 条に規定する機能が喪失した場合において、溶液が沸騰すること。</p> <p>② 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 30 分間以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>④ 制御室の環境が悪化し、再処理施設の運転や制御に支障を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑤ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための一部の設備の機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 重要区域において、火災、爆発又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑦ 安全機能（再処理事業指定基準規則第 1 条第 3 号に規定する安全機能をいう。）が喪失した場合において、セル内において水素による爆発又は有機溶媒等による火災若しくは爆発が発生し、又は発生するおそれがあること。</p> <p>⑧ 再処理施設の内部において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界の発生の蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>⑨ 当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑩ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑪ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該再処理施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑫ 当該再処理施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑬ その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>② 制御室が使用できなくなること。</p> <p>③ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>④ 火災、爆発又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ セルから建物内へ放射性物質の漏えいがあること。</p> <p>⑥ 再処理施設の内部において、核燃料物質が臨界に達すること。</p> <p>⑦ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑧ その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>UPZ内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。</p>

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 再処理事業指定基準規則第35条に規定する機能が喪失した場合において、溶液の沸騰が継続することにより揮発した放射性物質が発生し、又は発生するおそれがあること。</p> <p>② 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>③ セルから建物内へ放射性物質の大量の漏えいがあること。</p> <p>④ 原子炉の運転のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。</p> <p>⑤ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑥ その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。</p> <p>放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

(9) 原子炉の運転等のための施設 ((1)から(8)までに掲げるものを除く。)

警戒事態を判断するEAL (③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
① 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ③ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態に該当するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。) ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。UPZのみが設定される場合は、UPZ内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。) ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

5 火災

濃尾地震時の大火災を除いては、特別記録に残るような大火災は発生していないが、都市の過密化に伴い地震発生した場合、二次災害の大火災が想像以上に発生することも予想される。

《本市の火災発生状況》

区分 年別	火災種別件数				損害額 (千円)	焼損 棟数	り災世帯数
	建 物	車 両	その他	合 計			
2013年	13	1	16	30	41,085	13	5
2014年	12	3	8	23	52,528	13	14
2015年	10	1	7	18	1,830	10	7
2016年	14	1	10	25	30,299	17	10
2017年	9	3	5	13	40,826	13	7
2018年	9	0	0	9	13,200	11	11
2019年	10	5	2	17	27,604	12	12
2020年	7	1	3	11	9,022	6	4
2021年	10	1	2	13	51,408	19	19

6 交通災害

列車、自動車の転覆、衝突等による大規模な交通災害は、交通量の激増、交通施設の大型化・スピード化に伴い災害が発生すると被害は甚大となる。

《本市の交通事故発生状況》

区分 年別	人身事故		死亡事故	
	件 数	人 数	件 数	人 数
2013年	566	718	0	0
2014年	595	751	5	6
2015年	499	619	2	2
2016年	498	613	4	4
2017年	411	498	4	4
2018年	357	436	2	2
2019年	365	415	5	5
2020年	295	351	1	1
2021年	234	285	1	1

第3 防災上必要な施設・設備等

1 気象等観測施設・設備等

(1) 雨量観測所

水系名	観測所名	設置場所	管理者
庄内川	北名古屋市役所	西庁舎	北名古屋市
〃	北名古屋市役所	東庁舎	北名古屋市
〃	西春日井広域事務組合	西春日井広域事務組合	西春日井広域事務組合

(2) 水位観測所

河川名	観測所	設置場所	電話番号
新川	久地野水位観測所	久地野権現地内	23-6799
新川	鴨田川水位観測所	九之坪鴨田地内	21-0555
新川	水場川水位観測所	清須市新川町阿原地内	052-400-9570
五条川	春日水位観測所	清須市春日振形地内	
五条川	曾野水位観測所	岩倉市曾野町隅田地先	
中江川	中江川水位観測所	片場八反地内	

(3) 風向・風速観測所

観測所	設置場所	管理者	電話番号
西春日井広域事務組合	井瀬木狭場 15	西春日井広域事務組合	22-2511

(4) 通報水位・流量（水場川外水位・春日）

河川名	通報水位	警戒水位・流量	危険水位	堤防高
新川	2.00m	3.00m	5.20m	6.24m
五条川	3.10m	3.90m	5.55m	7.20m

2 消防団及び消防水利

(1) 消防団

団長（1名）			
現場指揮	副団長（1名）		
分担名	第1分団	第2分団	第3分団
構成エリア	石橋自治会 中之郷自治会 字福寺自治会 山之腰自治会 北野自治会 法成寺自治会 鍛冶ヶ一色自治会 県営住宅自治会 徳重自治会	駅前自治会 米野自治会 弥勒寺自治会 西新町自治会 西之保自治会 青野自治会 犬井自治会	九之坪自治会 加島自治会 岡自治会 野崎自治会 沖村自治会
現場指揮	副団長（1名）		
分担名	第4分団	第5分団	第6分団
構成エリア	熊之庄自治会 六ツ師自治会 薬師寺自治会	鹿田自治会 若宮自治会	能田自治会 片場自治会 高田寺自治会 久地野自治会 二子自治会 井瀬木自治会

（令和4年4月1日現在）

階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計
人員	1	2	6	6	6	13	121	155

(2) 消防水利

（令和4年4月1日現在）

区分	水			利		
	消火栓	防火水槽 消火用	防火水槽 飲料水用	井戸	プール	計
数	912	122	4	63	14	1,121

3 通信施設・設備等

(1) 防災行政無線（移動系）無線局配置表

ア 基地局

呼称番号	装置名	常設場所	備考
ぎょうせい きたなごや	基地局送受信装置	西庁舎（3F）	
	統制局回線制御装置	西庁舎（2F）災害対策本部室	
	主統制台装置	西庁舎（2F）災害対策本部室	・統制台 ・運用管理装置 ・動態管理装置（リモート）
	副統制台装置	西庁舎（2F）防災交通課	・副統制台 ・動態管理装置

イ 移動局（車載型）

呼称番号	車両番号	車載車両名	車両管理
きたなごや 1	せ 43-92	災害対策車	防災交通課
きたなごや 2	す 57-40	可搬ポンプ付積載車	防災交通課
きたなごや 3	す 69-51	消防ポンプ車3号	防災交通課
きたなごや 4	せ 22-25	消防ポンプ車4号	防災交通課
きたなごや 5	せ 5-86	消防ポンプ車5号	防災交通課
きたなごや 6	せ 57-61	消防ポンプ車6号	防災交通課
きたなごや 7	せ 20-36	救助資機材搭載型車	防災交通課
きたなごや 8	せ 65-87	消防広報車2号	防災交通課
きたなごや 9	せ 57-69	消防広報車1号	防災交通課

ウ 移動局（携帯型）

呼称番号	常設場所
きたなごや 101	西庁舎（2F） 防災交通課
きたなごや 102	西庁舎（2F） 災害対策本部室
きたなごや 103	西庁舎（2F） 災害対策本部室
きたなごや 104	西庁舎（2F） 災害対策本部室
きたなごや 105	西庁舎（2F） 災害対策本部室
きたなごや 106	西庁舎（2F） 災害対策本部室
きたなごや 107	西庁舎（2F） 災害対策本部室
きたなごや 108	西庁舎（2F） 災害対策本部室
きたなごや 109	西庁舎（2F） 災害対策本部室
きたなごや 110	西庁舎（2F） 災害対策本部室
きたなごや 111	第一分団詰所
きたなごや 112	西庁舎（1F） 宿直室
きたなごや 113	西庁舎（1F） 宿直室
きたなごや 114	東庁舎（1F） 宿直室

きたなごや	1 1 5	第五分団詰所
きたなごや	1 1 6	東庁舎(1 F) 宿直室
きたなごや	1 1 7	西庁舎(2 F) 災害対策本部室
きたなごや	1 1 8	西庁舎(2 F) 災害対策本部室
きたなごや	1 1 9	西庁舎(2 F) 災害対策本部室
きたなごや	1 2 0	西庁舎(2 F) 災害対策本部室
きたなごや	1 2 1	西庁舎(2 F) 災害対策本部室
きたなごや	1 2 2	西庁舎(2 F) 災害対策本部室
きたなごや	1 2 3	西庁舎(1 F) 宿直室
きたなごや	1 2 4	西庁舎(1 F) 宿直室
きたなごや	1 2 5	西庁舎(1 F) 宿直室
きたなごや	1 2 6	西庁舎(2 F) 災害対策本部室
きたなごや	1 2 7	西庁舎(2 F) 災害対策本部室
きたなごや	1 2 8	西庁舎(2 F) 災害対策本部室
きたなごや	1 2 9	東庁舎(1 F) 宿直室
きたなごや	1 3 0	東庁舎(1 F) 宿直室
きたなごや	1 3 1	東庁舎(1 F) 宿直室
きたなごや	1 3 2	西庁舎(2 F) 災害対策本部室
きたなごや	1 3 3	西庁舎(2 F) 災害対策本部室
きたなごや	1 3 4	西庁舎(2 F) 災害対策本部室
きたなごや	1 3 5	西庁舎(2 F) 災害対策本部室
きたなごや	1 3 6	西庁舎(2 F) 災害対策本部室
きたなごや	1 3 7	西庁舎(2 F) 災害対策本部室
きたなごや	1 3 8	西庁舎(2 F) 災害対策本部室
きたなごや	1 3 9	西庁舎(2 F) 災害対策本部室
きたなごや	1 4 0	西庁舎(2 F) 災害対策本部室
きたなごや	1 4 1	西庁舎(2 F) 災害対策本部室
きたなごや	1 4 2	西庁舎(2 F) 災害対策本部室
きたなごや	1 4 3	西庁舎(2 F) 災害対策本部室
きたなごや	1 4 4	東庁舎(3 F) 下水道課
きたなごや	1 4 5	東庁舎(3 F) 下水道課
きたなごや	1 4 6	東庁舎(3 F) 下水道課
きたなごや	1 4 7	東庁舎(3 F) 下水道課
きたなごや	1 4 8	健康ドーム 健康課
きたなごや	1 4 9	健康ドーム 健康課
きたなごや	1 5 0	西庁舎(2 F) 災害対策本部室
きたなごや	1 5 1	西庁舎(2 F) 災害対策本部室
きたなごや	1 5 2	西庁舎(2 F) 災害対策本部室
きたなごや	1 5 3	西庁舎(2 F) 災害対策本部室
きたなごや	1 5 4	西庁舎(2 F) 災害対策本部室
きたなごや	1 5 5	西庁舎(2 F) 災害対策本部室
きたなごや	1 5 6	西庁舎(2 F) 災害対策本部室
きたなごや	1 5 7	西庁舎(2 F) 災害対策本部室

エ 移動局(可搬型)

呼称番号	常設場所
きたなごや 5 0	西庁舎(2 F) 防災交通課

(2) 防災行政無線（同報系）子局一覧表及び配置図

西庁舎側同報系無線子局一覧表

No.	子局名称	設置場所
1	天王社	鍛冶ヶ一色襟75番地
2	鍛冶ヶ一色公会堂	鍛冶ヶ一色高塚159番地
3	県営住宅	鍛冶ヶ一色宮浦25番地
4	法成寺公会堂	法成寺八竜144番地1
5	北野公会堂	北野天神60番地
6	山之腰五条児童遊園	山之腰五条61番地1
7	山之腰（南）	山之腰天神東
8	宇福寺公会堂	宇福寺天神122番地
9	中之郷（北）	中之郷諏訪14番地
10	中之郷公会堂	中之郷南43番地
11	中之郷保育園	中之郷栗島122番地
12	北野八竜前児童遊園	北野八竜前90番地29
13	稲荷神社（徳重）	徳重本郷201番地
14	徳重公会堂	徳重本郷42番地
15	石橋公会堂	石橋郷144番地
16	米野公民館	徳重生田20番地
17	前野公園	弥勒寺西3丁目70番地
18	弥勒寺集会所	弥勒寺東3丁目90番地
19	犬井 喰守社	西之保犬井100番地
20	西町児童遊園	九之坪西町70番地
21	西庁舎屋上	西之保清水田15番地
22	西之保十所社	西之保中屋敷40番地
23	青野集荷所	西之保青野103番地
24	商工会館	九之坪竹田180番地1
25	白木小学校	沖村井島32番地
26	野崎公会堂	野崎西出29番地
27	沖村公会堂	沖村西ノ郷221番地
28	西浦公会堂	九之坪神明12番地
29	九之坪天神児童遊園	九之坪天神92番地
30	九之坪市場	九之坪市場21番地
31	岡公会堂	沖村岡259番地
32	鴨田小学校	九之坪高田1番地
33	電車川排水機場	加島新田南田面210番地
34	九之坪鴨田	九之坪鴨田102番地
35	カネス工駐車場	沖村天花寺73番地
36	長月公園	弥勒寺東4丁目102番地
37	宮浦	九之坪宮浦93番地1
38	宇福寺神明	宇福寺神明121番地
39	九之坪葭田	九之坪葭田105番地
40	西之保藤塚	西之保藤塚80番地
41	西春駅	九之坪南町1番地
42	九之坪中島	九之坪中島21番地
43	中之郷池田児童遊園	中之郷池田26番地3

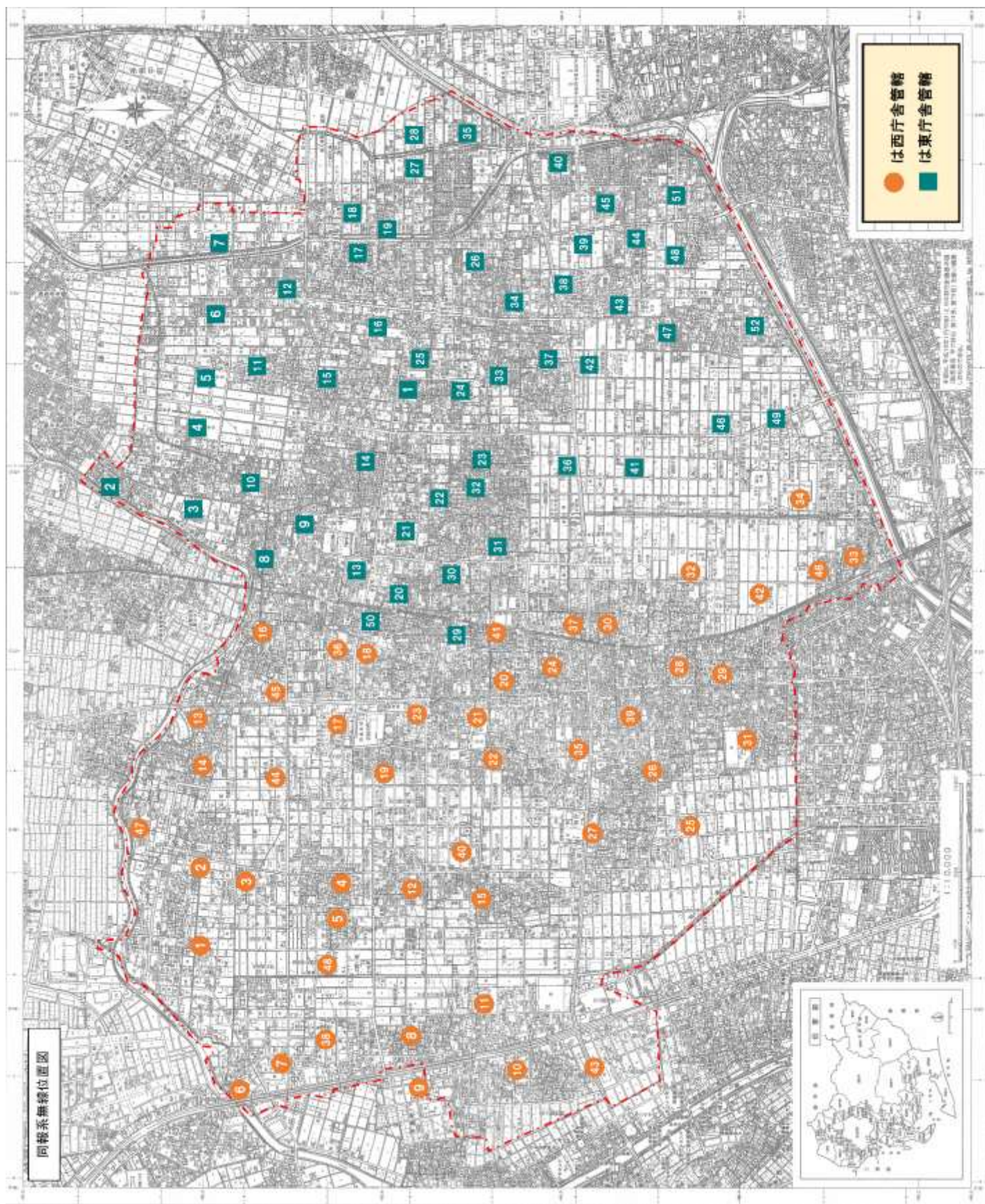
44	徳重保育園	徳重中道32番地
45	徳重交差点南	徳重米野39番地
46	加島会館	加島新田屋敷160番地1
47	迎島公園	鍛冶ヶ一色迎島13番地
48	天神中学校	法成寺丸瀬町88番地

東庁舎側同報系子局一覧表

No.	子局名称	設置場所
1	東庁舎屋上	熊之庄御榊60番地
2	薬師寺屋敷児童遊園	薬師寺屋敷48番地
3	薬師寺保育園	薬師寺樋口40番地
4	熊野中学校	熊之庄細長125番地
5	師勝北小学校	熊之庄大畔32番地
6	山の前児童遊園	熊之庄山の前45番地
7	熊之庄石原	熊之庄石原91番地
8	坂巻公民館	鹿田神明附58番地
9	鹿田坂巻児童遊園	鹿田坂巻204番地
10	古井第二児童遊園	熊之庄古井112番地1
11	熊之庄児童館	熊之庄城ノ屋敷2985番地
12	小鳥第二児童遊園	熊之庄小鳥99番地
13	師勝西小学校	鹿田清水64番地
14	名住北児童遊園	熊之庄村上1123番地6
15	東公民館	熊之庄屋形3242番地4
16	六ツ師保育園	六ツ師宮西66番地
17	六ツ師北児童遊園	六ツ師中屋敷538番地
18	師勝東小学校	六ツ師山の神100番地
19	憩いの家さくら荘	六ツ師町田69番地
20	鹿田天王山児童遊園	鹿田天王山37番地
21	鹿田児童館	鹿田花の木106番地
22	鹿田北保育園	鹿田永塚167番地
23	洞雲寺	鹿田東浦屋敷554番地4
24	師勝中学校	井瀬木370番地
25	能田児童遊園	能田引免地66番地
26	片場白山児童遊園	片場白山54番地
27	六ツ師南児童遊園	六ツ師松戸95番地
28	江向自転車保管場所	六ツ師江向91番地
29	鹿田中海道川西児童遊園	鹿田3477番地1
30	憩いの家さかえ荘	鹿田栄257番地
31	鹿田南保育園	鹿田大門213番地
32	鹿田院田前児童遊園	鹿田院田前76番地
33	井瀬木児童遊園	井瀬木居屋敷1166番地3
34	片場大石児童遊園	片場大石16番地
35	中江川排水機場	片場八反30番地
36	師勝排水場	鹿田天井田16番地
37	東消防署	井瀬木狭場15番地
38	高田寺学習等共用施設	高田寺屋敷400番地
39	高田寺出口	高田寺出口12番地

附属資料編

40	県住北児童遊園	高田寺起返1600番地51
41	鹿田才海	鹿田才海42番地2
42	訓原中学校	井瀬木狭場50番地
43	師勝南小学校	二子曙1番地1
44	久地野保育園	久地野北浦69番地
45	久地野児童遊園	久地野安田82番地1
46	憩いの家ふたば荘	二子双葉3番地
47	二子中央公園	二子屋敷379番地
48	久地野神社児童遊園	久地野郷廻129番地5
49	二子四反地	二子四反地15番地3
50	鹿田町南流児童遊園	鹿田流42番地
51	久地野権現	久地野権現（73-1南側駐車場）
52	比良出	二子比良出195番地（南側）



附属資料編

(3) 防災用携帯電話

(令和4年2月1日現在)

使用区分		電話番号	備考	
市長		(別示)	災害優先電話	
防災環境部長		(別示)	災害優先電話	
避難所 運営用	1	師勝小学校	(別示)	災害優先電話
	2	師勝西小学校	(別示)	災害優先電話
	3	師勝北小学校	(別示)	災害優先電話
	4	師勝東小学校	(別示)	災害優先電話
	5	師勝南小学校	(別示)	災害優先電話
	6	西春小学校	(別示)	災害優先電話
	7	五条小学校	(別示)	
	8	鴨田小学校	(別示)	
	9	栗島小学校	(別示)	
	10	白木小学校	(別示)	
災害対応用	災害対応用電話：1		(別示)	
	災害対応用電話：2		(別示)	
	災害対応用電話：3		(別示)	
	災害対応用電話：4		(別示)	
	災害対応用電話：5		(別示)	
	災害対応用電話：6		(別示)	
	災害対応用電話：7		(別示)	
	災害対応用電話：8		(別示)	
	災害対応用電話：9		(別示)	
	災害対応用電話：10		(別示)	
	災害対応用電話：11		(別示)	
	災害対応用電話：12		(別示)	
災害対策本部（固定電話）		(別示)		
"（FAX）		(別示)		

北名古屋市Web <http://www.city.kitanagoya.lg.jp>

北名古屋市携帯Web <http://www.city.kitanagoya.lg.jp/i/>

4 水防施設・設備等

(1) 雨水排水ポンプ場等

ポンプ場名	排水河川	排水区域	所在地	排水能力			排水量 m ³ /S
				口径 (mm)	出力 (*)	台数	
高田寺排水機場	合瀬川	高田寺	高田寺返内地	450	22kw	2	0.84
久地野排水機場	新川	久地野	久地野権地内	400	22kw	2	0.68
鴨田川排水機場	新川	北名古屋市	九之坪田内	1,650 1,000	440ps 200ps	4 1	25.0 2.17
中江川排水機場	合瀬川	六ツ師場	片八場反内	2,000 1,800	440ps 353ps	2 1	18.0 7.0
鍛冶ヶ一色調整池排水機場	五条川	鍛冶ヶ一色	鍛冶ヶ一色中島内	100 400	8kw 22kw	1 2	0.1 0.56
電車川排水機場	新川	九之坪	加島新田南田内	1,100	200ps	3	7.5
久地野ポンプ場	新川	久地野	久地野郷廻内	800 1,200	121kw 269kw	1 2	1.3 3.06

* 出力：電動機は kw、発動機は ps で表記

(2) 排水調整による排水機の運転停止基準

流域	排水機の運転停止の条件	
	観測所	水位
新川下流域	新川・下之一色水位観測所	T. P. 2.90m
新川上流域	新川・水場川外水位観測所	T. P. 5.20m
五条川流域	五条川・春日水位観測所	T. P. 5.40m

附属資料編

(3) 要配慮者施設一覧

No.	種別	施設名	所在地	電話番号
1	保育・福祉施設	久地野ほほえみ広場	久地野北浦69番地	22-5060
2	保育施設	久地野保育園分園	久地野戌亥15番地1	22-1210
3	保育・福祉施設	あさひ子どもふれあいセンター	能田南屋敷366番地	26-7761
4	保育施設	鹿田北保育園	鹿田永塚167番地	22-2655
5	保育施設	六ツ師保育園	六ツ師宮西66番地	22-9788
6	保育施設	九之坪保育園	九之坪笹塚45番地	23-7391
7	保育施設	徳重保育園	徳重中道32番地	21-0274
8	保育施設	西之保保育園	西之保西出55番地	21-0266
9	保育施設	沖村保育園	沖村山ノ神27番地	21-4712
10	保育・福祉施設	風と光こどもの国	弥勒寺西一丁目72番地	22-4426
11	保育施設	中之郷保育園	中之郷栗島122番地	21-0129
12	保育施設	認定こども園 森のくまっこ	熊之庄城ノ屋敷2930番地	26-0130
13	教育施設	師勝幼稚園	井瀬木1086番地	23-2133
14	教育施設	栄和幼稚園	二子栄和20番地	21-0593
15	教育施設	名古屋芸術大学附属クリエ幼稚園	熊之庄射矢重95番地	24-0324
16	教育施設	師勝はなの樹幼稚園	鹿田1751番地7	23-2151
17	教育施設	西春幼稚園	西之保棒地37番地	23-8866
18	福祉施設	鹿田児童館	鹿田花の木106番地	22-5654
19	福祉施設	久地野児童館	久地野戌亥51番地	23-8500
20	福祉施設	熊之庄児童館	熊之庄城ノ屋敷2985番地	22-3826
21	福祉施設	井瀬木児童館	井瀬木高畑1番地	23-1577
22	福祉施設	六ツ師児童館	六ツ師南屋敷733番地	22-1551
23	福祉施設	児童センターきらり	西之保高野79番地	27-3370
24	福祉施設	九之坪児童館	九之坪市場21番地	22-9884
25	福祉施設	宇福寺児童館	宇福寺長田28番地	24-1560
26	福祉施設	鍛冶ヶ一色児童館	鍛冶ヶ一色鍛冶前8番地	21-4002
27	福祉施設	沖村児童館	沖村山ノ神83番地	25-1730
28	福祉施設	ひまわり西園	法成寺蚊帳場27番地	21-2903
29	福祉施設	総合福祉センターもえの丘	熊之庄大畔48番地	26-2888
30	福祉施設	セルプしかつ	六ツ師山の神92番地	22-9888
31	福祉施設	あかつき共同作業所	鹿田西村前92番地	25-0171
32	福祉施設	にしはるひまわり作業所	法成時神子前70番地	24-1118
33	病院・高齢者施設	済衆館病院・済衆館介護医療院	鹿田西村前111番地	21-0811
34	病院	ようていファミリークリニック	熊之庄宮地97番地	80-7124
35	病院	小林産婦人科	西之保深坪82番地2	22-3320
36	障害者施設	尾張中部福祉の杜	九之坪笹塚22番地	22-1123
37	障害者施設	障害者グループホームこだち	九之坪笹塚29番地	65-6156
38	障害者施設	こだまのいえ沖村	沖村西ノ郷90番地	97-2269

39	障害者施設	こだまのいえ芸大徳重	徳重小崎33番地1	24-0603
40	障害者施設	ゆたか生活支援事業所尾張	徳重大日104番地	22-8587
41	障害者施設	グループホームしらさぎ	六ツ師山の神93番地	48-9889
42	障害者施設	きんぐすろーどほーむ	高田寺砂場15番地1	55-9910
43	障害者施設	ソーシャルインクルーホーム 北名古屋徳重	徳重高道18番地	22-1211
44	障害者施設	ダイチのこ	二子比良出142番地2	54-9270
45	障害者施設	グループホームふわふわ北名 古屋	徳重米野130番地	25-2311
43	高齢者施設	特別養護老人ホームあいせの里	六ツ師大島150番地	22-4611
44	高齢者施設	特別養護老人ホーム五条の里	鍛冶ヶ一色鍛冶前10番地	21-5511
45	高齢者施設	特別養護老人ホームかもだの 里	九之坪笹塚109番地	48-6611
46	高齢者施設	介護老人保健施設洋洋園	法成寺松の木47番地	21-4448
47	高齢者施設	介護老人保健施設るどりの泉 北名古屋	熊之庄宮地97番地	80-7124
48	高齢者施設	水車の森	片場天王森73番地	23-1165
49	高齢者施設	ライフケア北名古屋	高田寺光明57番地	68-7862
50	高齢者施設	介護付有料老人ホーム八幡の 郷	熊之庄八幡228番地	39-5553
51	高齢者施設	うらら別邸 レジテンス	熊之庄江川70番地	55-7170
52	高齢者施設	るどりの風西春	西之保三町地3番地1	23-3633
53	高齢者施設	ユーライフメゾンみなみの風	西之保青野東53番地1	22-1500
54	高齢者施設	住宅型有料老人ホームほっと 広場彩陽館	鹿田合田172番地	44-2281
55	高齢者施設	住宅型有料老人ホームふくろ く	西之保中社22番地1	68-9145
56	高齢者施設	介護付き有料老人ホーム ウェ ルホームからん	高田寺北の川72番地	68-7717
57	高齢者施設	ハート風の郷	熊之庄東出86番地	48-1672
58	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ひまわ り会館沖村	沖村岡88番地	24-1600
59	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム ひまわ り会館鹿田	鹿田廻間59番地	22-3011
60	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム スロー ライフハウス北名古屋	熊之庄登り戸104番地	25-6200
61	高齢者施設	グループホーム いせ木	井瀬木郷前62番地	29-5080
62	高齢者施設	グループホーム 遊楽苑師勝	熊之庄東出42番地1	26-5911
63	高齢者施設	短期入所生活介護 遊楽苑師勝	熊之庄東出42番地2	25-2188
64	高齢者施設	グループホーム 遊楽苑西春	弥勒寺東三丁目183番地1	25-5511
65	高齢者施設	短期入所生活介護 遊楽苑西春	徳重米の50番地	68-6688
66	高齢者施設	グループホーム 西春の泉	鍛冶ヶ一色西二丁目100番地	65-7216
67	高齢者施設	愛の家グループホーム北名古屋徳重	徳重大日48番地	27-3090
68	高齢者施設	小規模多機能型居宅介護 遊楽 苑九之坪	九之坪竹田83番地	26-7588
69	高齢者施設	小規模多機能あったか倶楽部 じゃがいも	九之坪白山81番地	23-4008

5 救助用施設・設備等

(1) 防災拠点

区 分	施 設	所 在 地	電話番号
救護所	健康ドーム	九之坪笹塚1	23-7006
救援部隊活動拠点	文化勤労会館	法成寺蔵化60	25-5111
物資拠点	総合体育館	能田引免地40	24-0661

ア 防災拠点整備方針

健康ドーム及び周辺は「災害救護拠点」として、済衆館病院は「災害医療拠点」として位置づけ、各々が連携し、一体となって本市の防災拠点を形成する。これを「防災拠点整備構想」と位置づけ、『暮らしを守る防災対策』を計画テーマとする。

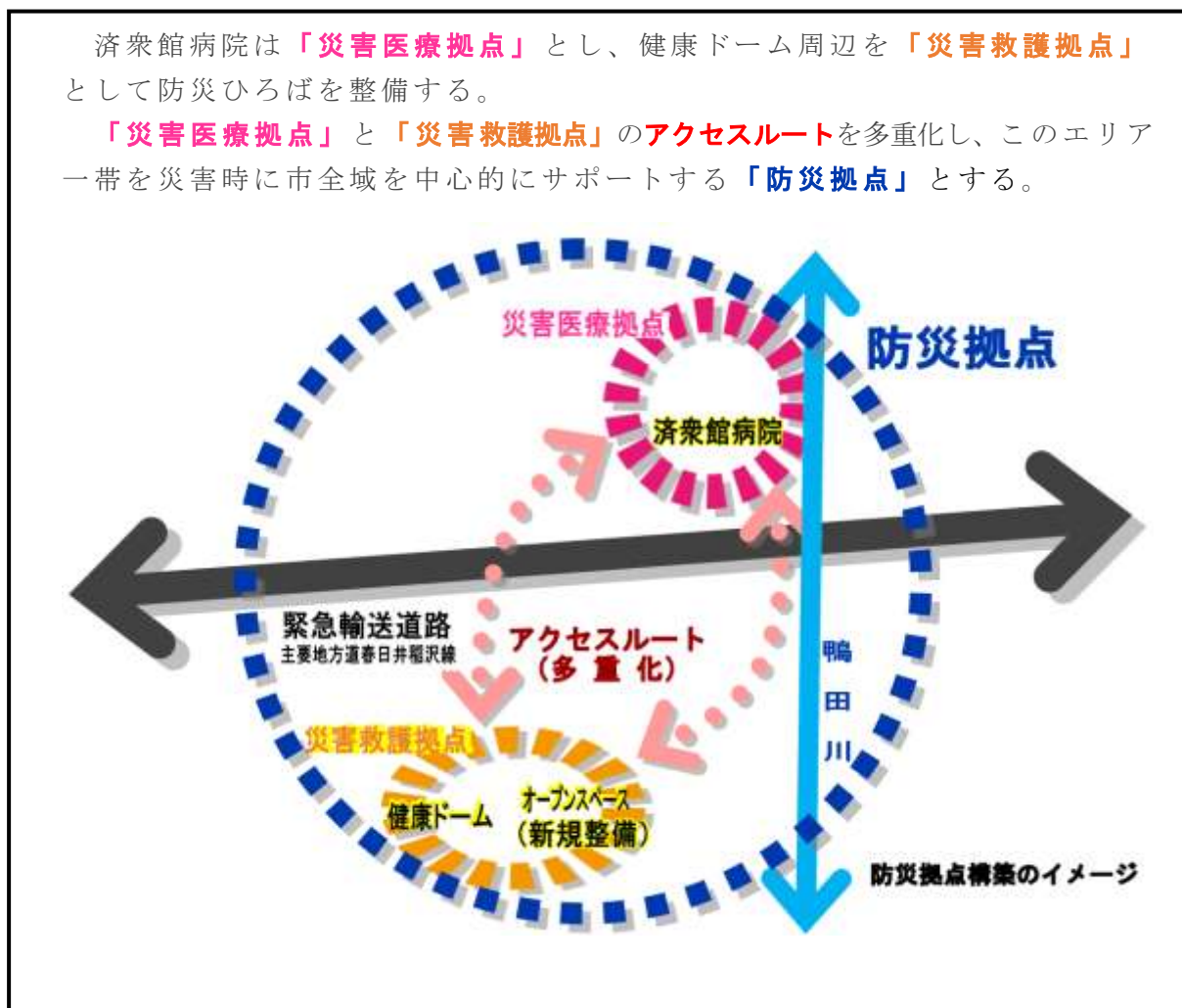
イ 防災拠点整備構想

済衆館病院や健康ドームなどの既存の施設を核として、防災機能の強化・拡充・連携により誰もが安全・安心に暮らせるまちを形成する。

■ 計画テーマ 『暮らしを守る防災対策』

済衆館病院は「災害医療拠点」とし、健康ドーム周辺を「災害救護拠点」として防災ひろばを整備する。

「災害医療拠点」と「災害救護拠点」のアクセスルートを多重化し、このエリア一帯を災害時に市全域を中心的にサポートする「防災拠点」とする。



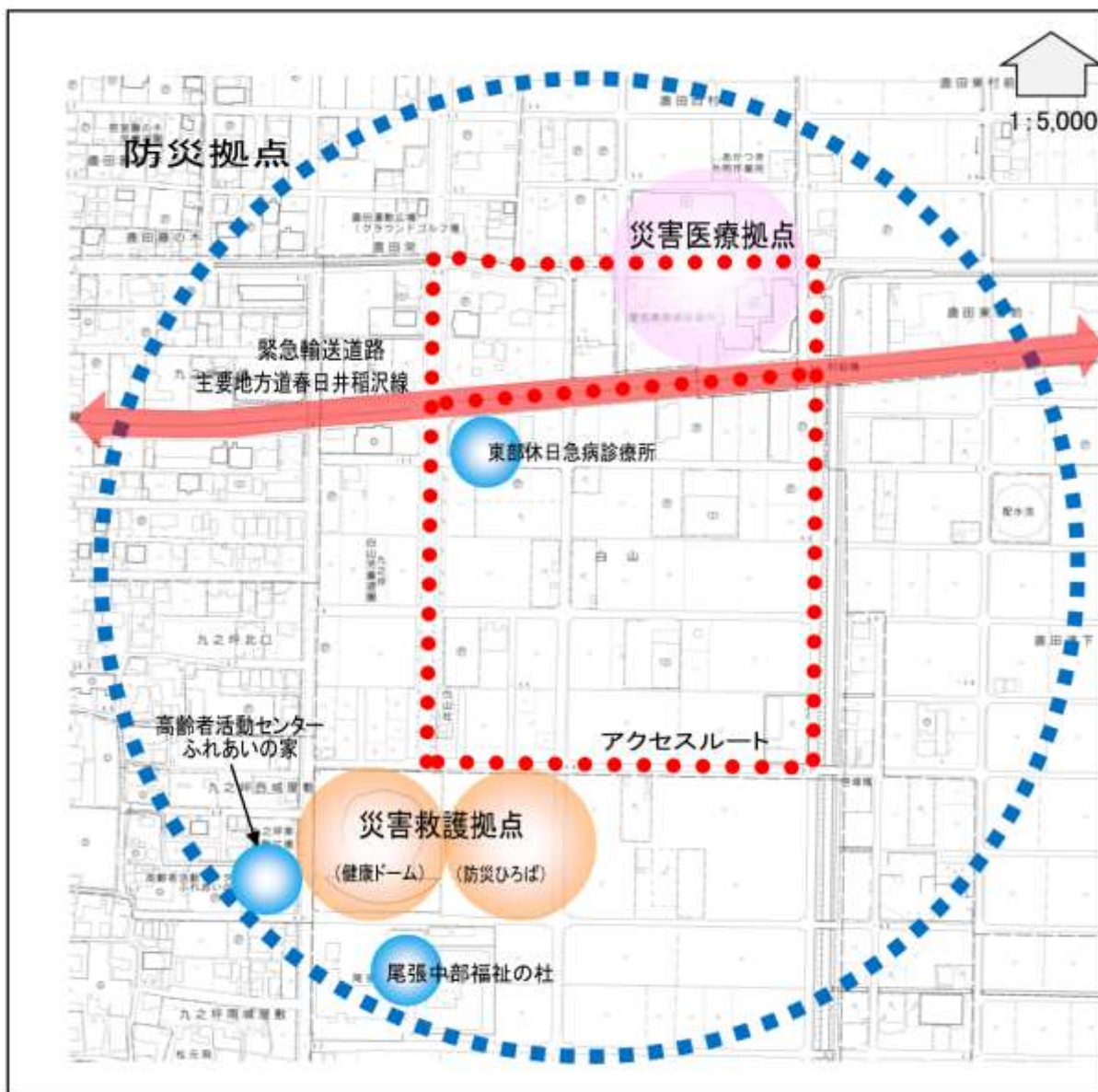
ウ 防災拠点エリアの形成

健康ドーム、防災ひろば、済衆館病院を核としたエリア全体において、市域全域の防災機能を高める「防災拠点エリア」を形成する。

エ 地区防災活動拠点

指定緊急避難場所としての機能を有するオープンスペースの確保を図る。

■ 災害医療拠点と災害救護拠点の連携による広いエリアでの防災拠点形成



災害救護拠点：救護（被災者・傷病者等の保護・看護・治療、医師・看護師・事務員等の救護員の派遣）や災害救援物資の配備等を行う救護所等（拠点）を示す。

災害医療拠点：災害時における医療の確保を図るため、多発する重篤救急患者の救命医療を行う診療機能、医療機関を支援する機能、広域搬送機能などの機能を有する病院（拠点）を示す。

附属資料編

(2) 屋上番号標識

施設	所在地	表示番号
市役所東庁舎	熊之庄御榊60	36-0
市役所西庁舎	西之保清水田15	37-0
五条小学校	徳重中道8	37-1
白木中学校	沖村井島31	37-2
天神中学校	法成寺丸瀬町88	37-3

(3) 緊急時ヘリコプター離着陸可能場所

名称	所在地	電話番号	ヘリポート 使用可能部分 (注1)	可能機種 (注2)			グラウンド 面積 (注3)
				大	中	小	
五条小学校	徳重中道8	21-0083	50×150			○	11,000
鴨田小学校	九之坪高田1	22-4425	56×113			○	8,986
栗島小学校	中之郷栗島20	23-3237	65×80			○	7,543
白木小学校	沖村井島32	22-7397	55×100			○	10,514
白木中学校	沖村井島31	22-7454	80×130			○	15,200
天神中学校	法成寺丸瀬町88	23-4311	50×140			○	13,872
師勝小学校	能田105	21-0125	63×109			○	7,586
師勝南小学校	二子曙1-1	22-2322	83×107			○	8,940
師勝北小学校	熊之庄大畔32	22-7338	86×94			○	8,091
師勝東小学校	六ツ師山の神100	23-1052	80×115			○	8,902
師勝西小学校	鹿田清水64	23-5515	92×107			○	9,618
師勝中学校	井瀬木370	21-0107	58×93			○	8,250
訓原中学校	井瀬木狭場50	23-5413	89×143		○		12,760
熊野中学校	熊之庄細長125	22-5221	95×100			○	13,488

注1 グラウンドのうち離発着に使用できる部分の 幅×長さ (m)

注2 機種の大きさの目安として、愛知県ドクターヘリ12.16m (小～中型相当)、愛知県防災ヘリコプター17.1m (中型相当)

注3 学校教育課所管施設台帳によるグラウンド面積 (㎡)

(4) 指定避難所・指定緊急避難場所（広域避難場所）

ア 指定避難所

発災時には、下記の指定避難所全てが使用可能とは限らない。そのため、災害の種類、状況を踏まえて被災を免れた適当な施設を避難所として開設する。

(7) 小学校グループ

番号	避難所	電話番号	所在地	収容可能人数		施設の 種類別 (階)	備考
				長期 避難所	一時 避難所		
1	西春小学校	21-1104	西之保八龍8	284	497	鉄筋2	体育館
2	五条小学校	21-0083	徳重中道8	285	499	鉄筋2	体育館
3	鴨田小学校	22-4425	九之坪高田1	288	504	鉄筋2	体育館
4	栗島小学校	23-3237	中之郷栗島20	541	947	鉄筋3	体育館
5	白木小学校	22-7397	沖村井島32	290	508	鉄筋2	体育館
6	師勝小学校	21-0125	能田105	332	582	鉄筋2	体育館
7	師勝南小学校	22-2322	二子曙1-1	268	470	鉄筋2	体育館
8	師勝北小学校	22-7338	熊之庄大畔32	278	487	鉄筋2	体育館
9	師勝東小学校	23-1052	六ツ師山の神100	279	489	鉄筋2	体育館
10	師勝西小学校	23-5515	鹿田清水64	281	492	鉄筋2	体育館

(4) 中学校グループ

番号	避難所	電話番号	所在地	収容可能人数		施設の 種類別 (階)	備考
				長期 避難所	一時 避難所		
1	西春中学校	21-0130	西之保八龍50	423	741	鉄筋2	体育館
2	白木中学校	22-7454	沖村井島31	357	626	鉄筋2	体育館
3	天神中学校	23-4311	法成寺丸瀬町88	308	539	鉄筋2	体育館
4	師勝中学校	21-0107	井瀬木370	414	726	鉄筋2	体育館
5	訓原中学校	23-5413	井瀬木狭場50	553	969	鉄筋2	体育館
6	熊野中学校	22-5221	熊之庄細長125	661	1,158	鉄筋3	体育館

(7) その他グループ

番号	避難所	電話番号	所在地	収容可能人数		施設の 種類別 (階)	備考
				長期 避難所	一時 避難所		
1	九之坪保育園	23-7391	九之坪笹塚45	-	900	鉄筋2	
2	徳重保育園	21-0274	徳重中道32	-	629	鉄筋2	
3	西之保保育園	21-0266	西之保西出55	-	647	鉄筋2	
4	沖村保育園	21-4712	沖村山ノ神27	-	515	鉄筋2	
5	弥勒寺保育園	22-4426	弥勒寺西一丁目72	-	800	鉄筋2	
6	中之郷保育園	21-0129	中之郷栗島122	-	517	鉄筋2	
7	久地野保育園	22-5060	久地野北浦69	651	1,150	鉄骨2	
8	久地野保育園分園	22-1210	久地野戌亥15-1	-	132	鉄骨1	
9	能田保育園	26-7761	能田南屋敷366	394	700	鉄筋2	
10	鹿田北保育園	22-2655	鹿田永塚167	-	310	軽量鉄骨1	
11	六ツ師保育園	22-9788	六ツ師宮西66	-	270	鉄筋2	
12	鹿田学習等供用施設	23-4025	鹿田院田屋敷344	77	110	鉄筋2	
13	高田寺学習等供用施設	23-4037	高田寺383	69	120	鉄筋2	
14	県立西春高校	23-6166	弥勒寺西二丁目1	-	537	鉄筋1	体育館

附属資料編

(イ) 福祉避難所（要配慮者用）

番号	避難所	電話番号	所在地	収容可能人数		施設の 種類別 (階)	備考
				長期 避難所	一時 避難所		
1	総合福祉センターもえの丘	26-2888	熊之庄大畔48	-	2,080	鉄筋2	
2	憩いの家さくら荘	23-5771	六ツ師町田69	137	250	鉄筋1	
3	憩いの家ふたば荘	23-1578	二子双葉3	137	250	鉄筋1	
4	憩いの家さかえ荘	21-0533	鹿田栄257	163	290	鉄筋1	
5	ひまわり西園	21-2930	法成寺蚊帳場27	-	597	鉄筋2	
6	ひまわり園	26-7761	能田南屋敷366	-	-		
7	児童センターきらり	27-3370	西之保高野79	94	170	鉄骨2	

(ロ) 状況により避難所とする施設（計画している他の用途として使用しない場合）

番号	避難所	電話番号	所在地	計画の用途
1	総合体育館	24-0661	能田引免地40	物資拠点
2	文化勤労会館	25-5111	法成寺蔵化60	救援部隊活動拠点
3	健康ドーム	23-7006	九之坪笹塚1	救護所

(注) 一時避難所1人当たり2㎡、長期避難所1人当たり3.5㎡で算出

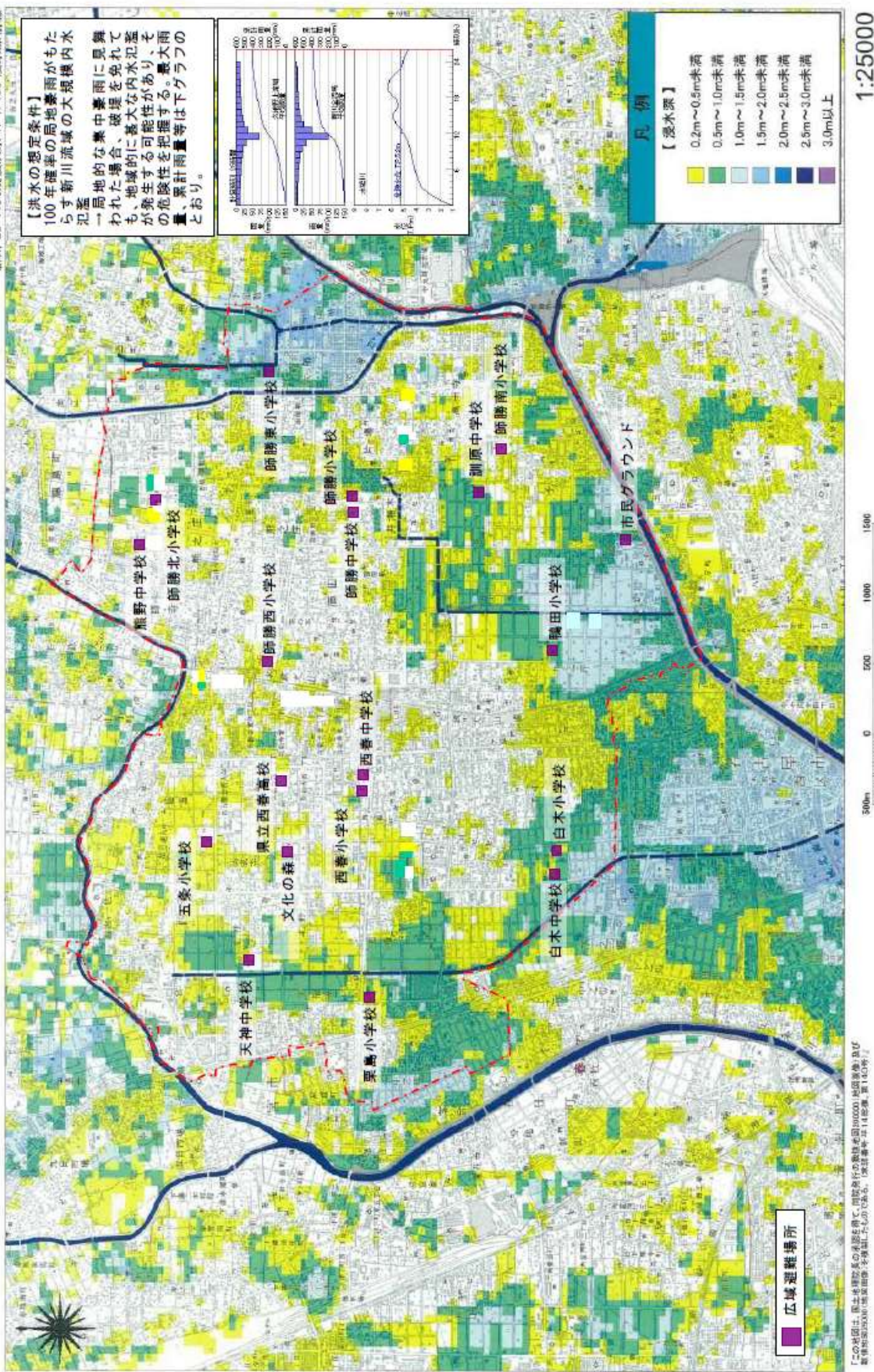
(注) 災害の規模や状況により、小学校次いで中学校を開設し、その他は必要に応じて開設する。

イ 指定緊急避難場所（広域避難場所）

名称	所在地	運動場等面積 (㎡)	標識数
西春小学校（運動場）	西之保八龍8	4,616	2
五条小学校（運動場）	徳重中道8	11,000	4
鴨田小学校（運動場）	九之坪高田1	8,986	4
栗島小学校（運動場）	中之郷栗島20	7,543	5
白木小学校（運動場）	沖村井島32	10,514	4
西春中学校（運動場）	西之保八龍50	7,042	2
白木中学校（運動場）	沖村井島31	15,200	1
天神中学校（運動場）	法成寺丸瀬町88	13,872	4
文化の森	法成寺蔵化60	8,208	1
師勝西小学校（運動場）	鹿田清水64	9,618	6
熊野中学校（運動場）	熊之庄細長125	13,488	4
師勝北小学校（運動場）	熊之庄大畔32	8,091	4
師勝東小学校（運動場）	六ツ師山の神100	8,902	4
師勝南小学校（運動場）	二子曙1-1	8,940	2
師勝中学校（運動場）	井瀬木370	8,250	2
訓原中学校（運動場）	井瀬木狭場50	12,760	2
師勝小学校（運動場）	能田105	7,586	4
県立西春高校（運動場）	弥勒寺西二丁目1	22,895	1
合計	18 か 所	187,511	56

※ 学校は学校施設台帳の運動場面積

新川 S3-1-大規模洪水 W=1/100 浸水深情報



広域避難場所位置図

(5) 医療関係機関

名称	所在地	診療科目	電話番号
大島ひふ科	西之保東屋敷37	皮	21-0024
小林産婦人科	西之保深坪82-2	産、婦	22-3320
末沢医院	沖村蔵前3	内、小、外、皮、麻	23-6467
医療法人湯浅医院	九之坪北町32	内、小、神内	21-0113
西春整形外科	西之保深坪19	整、リウ、リハ、耳	21-5521
安田クリニック	九之坪竹田188	内、胃、外、リハ、肛	26-2020
さはし内科クリニック	法成寺西出6-1	内、消、小	24-1384
ハルクリニック	徳重米野37-1	内、外、呼内、胃内、肛、リハ	25-8001
医療法人光寿会 光寿会リハビリテー ション病院	九之坪高田85	内	26-6180
西春眼科クリニック	西之保立石3	眼	26-7122
もりメンタルクリニック	西春駅前1-1 パティオ西春2F	心療、精	21-5568
新居クリニック	井瀬木嶋72	外、内、整、呼、胃、麻、小、リハ、肛	23-2200
医療法人済衆館 済衆館病院	鹿田西村前111	内、小、消内、循内、呼内、神、糖 内、リウ、腎内、外、小外、分外、 血外、乳外、整、脳、眼、歯口、 皮、泌、救、放、リハ、腎透	21-0811
しかつ眼科クリニック	鹿田南蒲屋敷685	眼	25-1775
師勝クリニック	熊之庄八幡117-1	内、小	22-4565
医療法人三仁会 師勝産婦人科	熊之庄射矢重10-1	産、婦	22-4417
師勝耳鼻咽喉科	鹿田坂巻212	耳	24-0987
師勝整形外科	鹿田清水54	外、整、リウ、リハ	23-4181
田中クリニック	高田寺出口25-1	内、消、小	25-7788
徳重クリニック	鹿田神明附26	内、循、小、リハ	24-3456
あだちこどもクリニック	鹿田清水40-1	小、アレ、新小	27-3377
丹羽クリニック	鹿田花の木140-1	内、小	25-6600
山田クリニック	熊之庄屋形3377-2	内、胃、外、皮、麻、小	23-0598
医療法人倫紀会 いぶき野クリニック	熊之庄宮地10	内、消、放、リハ、整	26-3600
かねここどもクリニック	鹿田西赤土86	小	25-0081
はやかわ眼科	鹿田神明附41	眼	21-4800
ようていファミリー クリニック	熊之庄宮地97	内、循、小、整、呼、消内、 糖内、脳、形	80-7124
なるみやクリニック	鹿田栄171-1	内、小	25-1981
みやもと耳鼻咽喉科	鹿田西村前43	耳、アレ、小	24-8733
北なごや皮フ科	鹿田清水90-1	皮	21-1800
酒井眼科	久地野北浦66	眼	22-2225
ようてい健康増進 クリニック	西之保三町地3-1	内、小、消内、循、脳、糖 内、分内、呼内	23-3355
安藤クリニック	西之保才戸26	内、消内	24-0001
かんやまクリニック	鹿田栄109-1	胃内、大肛外、内、外、麻	23-2007
よしの耳鼻咽喉科	久地野北浦100-1	耳、アレ	23-1212
名古屋整形外科・人工 関節クリニック	高田寺一本橋7	整、リハ、リウ	22-7772
こあし皮フ科クリニック	久地野北浦101-1	皮、形、アレ	23-2001

やまだ整形外科・ リハビリクリニック	熊之庄屋形3372-1	整、リハ、リウ	26-0055
にしのほう伊藤内科 クリニック	西之保中社21-2	内、小、消内	23-1109
北名古屋眼科	鹿田栄112	眼	26-1151
名古屋ステーション クリニック北名古屋 出張所	片場八瀬の木14-1	内	052-551- 6663
北名古屋クリニック	西之保青野東53-1	内、消内、呼内	54-6180
きむら泌尿器・腎臓 内科クリニック	久地野北浦98-1	泌、腎内	27-3788
藤の花レディース クリニック	鍛冶ヶ一色東一丁目 3	産	23-8008
もりべ耳鼻咽喉科ク リニック	鹿田坂巻135-1	耳、小児耳鼻咽喉科	25-2121
はなみずき整形外科 スポーツクリニック 北名古屋	石橋五反田20	整外、リハ、リウ	24-0087
ひらまつ内科・消火 器内科	片場都20	内、消内、小	24-1111
西春内科・在宅クリ ニック	丸之坪北浦31	内、放	25-5080
片場北クリニック	片場天王森40-1	内、循内、呼内、皮	54-7550
おおばやしマタニテ イクリニック	鹿田道下50	産、婦、小	26-0884

(注) 診療科目

内科は「内」、精神科は「精」、神経科又は神経内科は「神」、心療内科は「心内」、呼吸器科は「呼」、消化器科は「消」、胃腸科は「胃」、循環器科は「循」、アレルギー科は「アレ」、小児科は「小」、外科は「外」、整形外科は「整」、形成外科は「形」、脳神経外科は「脳」、心臓血管外科は「心」、皮膚科は「皮」、泌尿器科は「泌」、性病科は「性」、婦人科は「婦」、産婦人科は「産」、眼科は「眼」、耳鼻いんこう科は「耳」、リハビリテーション科は「リハ」、放射線科は「放」、リウマチ科は「リウ」、肛門科は「肛」及び麻酔科は「麻」、消化器内科は「消内」、糖尿病内科は「糖内」、腎臓内科は「腎内」、内分泌内科は「分内」、呼吸器内科は「呼内」、小児外科は「小外」、胃腸内科は「胃内」、大腸肛門外科は、「大肛外」内分泌外科は「分外」、新生児は「新小」、循環器内科は「循内」、血管外科は「血外」、乳腺外科は「乳外」、歯科口腔外科は「歯口」、救急科は「救」、腎臓透析は「腎透」で表示

《 歯科医院 》

名 称	所 在 地	電 話 番 号
川崎歯科医院	西之保清水田44	22-1130
山村デンタルクリニック	西之保高野89	27-2010
西春中央歯科	九之坪中町39	23-0066
後藤歯科	中之郷北16	23-7337
青杏堂歯科	九之坪梅田46-1	24-0555
あさの歯科医院	九之坪下葎田113	23-0251
鈴木歯科医院	沖村岡66	23-9903
となりの歯科・矯正歯科	鍛冶ケ一色村内東94	21-4488
アマノ歯科	九之坪白山7-1	25-2348
かいがわ歯科	西之保犬井190	25-4108
とくしげ歯科	徳重土部56	22-4182
えきまえ歯科	九之坪東町7-2	25-2000
くまざわ歯科	法成寺ツナギ畑115-1	24-0505
せきや歯科クリニック	弥勒寺東三丁目28-2	24-8241
ぱんだ歯科	西春駅前1-3 パティオニシハル2F	26-3388
井上歯科医院	鹿田花の木1	23-2633
おぎた歯科医院	六ツ師道毛1-1	21-4777
ゴトウ歯科クリニック	久地野北浦8	25-2133
さとう歯科医院	熊之庄小鳥159	23-8818
関戸歯科医院	鹿田坂巻134	24-1833
たけうち歯科医院	片場新町35	23-2098
パレ歯科矯正歯科	鹿田3926-10 パレマルシェ5F	26-0767
西春歯科	鹿田3494	23-9511
原歯科医院	鹿田559-1	25-4188
菱川歯科	鹿田廻間72	23-9795
みえき歯科	高田寺東の川2	25-8020
水野歯科医院	片場八瀬の木21-2	23-2345
早川歯科クリニック	熊之庄八幡127-1	26-4618
にった歯科	鹿田西赤土85	26-1180
にしはるデンタルクリニック	西之保立石3	26-7688
山田クリニック歯科	熊之庄屋形3377-2	23-0108
なごみ歯科	久地野北浦99-1	26-1753
あおばファミリー歯科こども歯科	徳重大日16-1	54-2203
おおの歯科クリニック	六ツ師町田114-3	68-6841
北名古屋歯科	西之保青野東53-1	26-0155
かわぞえ歯科クリニック	鹿田神明附25-1	54-3339
なな歯科	鹿田坂巻141	39-4177
みその歯科クリニック	鹿田栄119-1	68-7100
リハデンタルクリニック	西保青野東53-1	26-0155

まつひろファミリー歯科	中野郷四辻5	48-1570
結デンタルクリニック	石橋郷168	23-0556

(6) 原子力災害拠点病院等

区分	名称	郵便番号	所在地	電話番号
東日本 ブロック	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発 機構	263-8555	千葉県千葉市稲毛 区穴川4丁目9番1号	043-290-4003
西日本 ブロック	広島大学 緊急被ばく医療推進 センター	734-8553	広島県広島市南区 霞1丁目2番3号	082-257-5398 (直通)

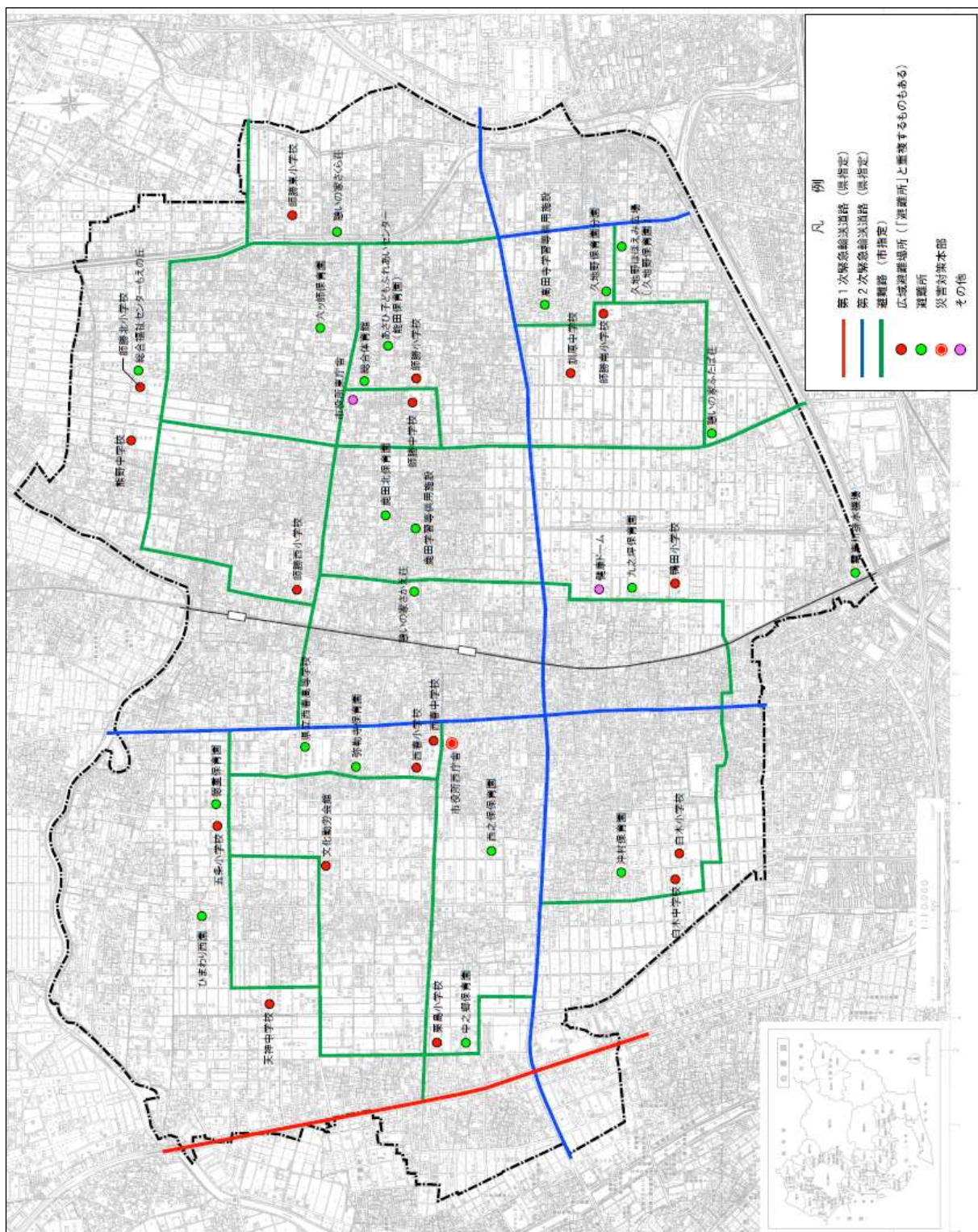
(7) 災害用ろ水機

品名	処理能力	出力	区分	数量
災害用ろ水機	1,300 $\frac{\text{L}}{\text{h}}$	8.8kw (13ps)	エンジン直結	2

(8) 飲料水兼用耐震性貯水槽

施設名称及び所在地	容量	管理
西之保防災備蓄倉庫 西之保三町地47	360m ³	北名古屋水道企業団
師勝配水場 鹿田天井田16	480m ³	北名古屋水道企業団
北名古屋市役所西庁舎 西之保清水田15	100m ³	北名古屋市
師勝東小学校 六ツ師山の神100	60m ³	北名古屋市
師勝北小学校 熊之庄大畔32	60m ³	北名古屋市

6 緊急輸送道路等



第4 必要物資の備蓄

1 物資等主要備蓄場所

施設名	場所
西之保防災倉庫	西庁舎南 500m
防災倉庫・消防車庫	西庁舎西側
西春小学校	校舎西側コンテナ
五条小学校	運動場南側コンテナ 体育館 2階
鴨田小学校	校舎東側防災備蓄倉庫及びコンテナ
栗島小学校	校舎北側コンテナ 体育館 2階
白木小学校	校舎北側コンテナ 体育館 2階
西春中学校	南校舎 2階
白木中学校	北校舎 2階
天神中学校	校舎 3階
市役所西庁舎	庁舎 2階 防災環境部倉庫
東庁舎防災倉庫	東図書館西側駐車場内
水防資材倉庫	中江川ポンプ場敷地内
東庁舎防災備蓄倉庫	東庁舎駐車場南側
師勝小学校	校舎西側防災倉庫
師勝南小学校	校舎北側防災倉庫
師勝北小学校	校舎北側防災倉庫
師勝東小学校	校舎北側防災倉庫
師勝西小学校	校舎北側コンテナ
師勝中学校	校舎 1階 倉庫
訓原中学校	プール部室
熊野中学校	体育館武道場及びプール部室
北名古屋消防団第五分団 詰所兼防災備蓄倉庫	第五分団詰所東側防災備蓄倉庫

項目名	単位	数量	評価額	備考	品名	数量	単価	合計	単位	数量	単価	合計	単位	数量	単価	合計	単位	数量	単価	合計	
...
...
...

募集年月	募集回数	募集金額(千円)	募集手段	募集状況	募集回数の割合	募集金額の割合	募集回数(千円)	募集手段	募集状況	募集回数の割合	募集金額の割合	募集回数(千円)	募集手段	募集状況	募集回数の割合	募集金額の割合	募集回数(千円)	募集手段	募集状況	募集回数の割合	募集金額の割合	
2014.10.1	1	100
2014.11.1	1	100
2014.12.1	1	100
2015.1.1	1	100
2015.2.1	1	100
2015.3.1	1	100
2015.4.1	1	100
2015.5.1	1	100
2015.6.1	1	100
2015.7.1	1	100
2015.8.1	1	100
2015.9.1	1	100
2015.10.1	1	100
2015.11.1	1	100
2015.12.1	1	100

3 建設機械等の保有及び調達

(1) 北名古屋市

種 別	台 数	保有部署
ダンプ	普2台	環境課
トラック	普5台 軽3台	財政課、防災交通課、環境課、 施設管理課、商工農政課、 スポーツ課
クレーン付トラック	普1台	防災交通課

(2) 北名古屋市建設業協議会

業者名	所在地	電話番号
(株) 魚 住 建 設	弥勒寺東三丁目189	21-2131
(株) 江 口 工 務 店	西之保東屋敷5	21-0307
大 鹿 建 設 (株)	九之坪竹田148	22-3585
太 田 建 設 (株)	九之坪竹田47	21-0328
幸 成 建 設 (有)	鹿田永塚6-1	23-3108
(株) 田 中 造 園 土 木	二子瀬古39	23-1301
(株) ト ヨ ト ミ 工 事	鹿田坂巻12	23-7331
(株) 橋 建	二子松江11-3	25-4741
(株) 長 谷 川 組	鍛治ヶ一色東1-45	25-4750
(株) 丸 中 組	沖村岡168	21-3366
三 山 建 設 (株)	法成寺八竜326	21-0330
(株) 名 北	九之坪笹塚165	22-7551
(株) 山越北名古屋支店	石橋白目80	25-8977
(株) 浅沼組名古屋支店	名古屋市中村区名駅南3-3-44	052-571-8464
昭 和 土 木 (株)	名古屋市中村区植田山5-2301	052-831-5191
中 日 建 設 (株)	名古屋市中区橘1-1-20	052-321-6502
中 部 土 木 (株)	名古屋市中村区社台3-125	052-776-5551
水 野 建 設 (株)	名古屋市中村区徳川山町1-12-30	052-752-8411
名 工 建 設 (株)	名古屋市中村区名駅1-1-4	052-756-2198

第5 協定

1 災害情報の相互提供

番号	名称	協定の内容	締結年月日
		連絡先	
1	国土交通省中部地方整備局 庄内川河川事務所	情報の伝達・交換	H27.1.14
		名古屋市北区福德町5-52	052-914-6714

2 災害時相互応援協定を締結している自治体

番号	自治体名（担当課）	協定の内容	締結年月日
		連絡先	
1	新潟県 妙高市 （総務課危機管理室防災係）	相互応援 食糧、資機材等提供 職員派遣 避難者の受入れ ボランティア斡旋 等	H23.11.10
		新潟県妙高市栄町5番1号 0255-74-0002（直通） somu@city.myoko.lg.jp	
2	北海道 旭川市 （防災安全部防災課）	相互応援 応急物資、資機材提供 職員派遣 等	H24.2.8
		北海道旭川市東光27条8丁目 0166-33-9969（直通） bousai@city.asahikawa.hokkaido.jp	
3	鹿児島県 南さつま市 （総務企画部総務課消防防災係）	相互応援 応急物資、資機材提供 職員派遣 等	H24.5.1
		鹿児島県南さつま市加世田川畑2648番地 0993-53-2111（内線2207.2209.2214.2238） bousai1@city.minamisatsuma.lg.jp	
4	長野県 大桑村 （住民課防災環境係）	相互応援 応急物資、資機材提供 職員派遣 等	H24.11.19
		長野県木曾郡大桑村長野2778番地 0264-55-3080（内線41.42） kobo@vill.ookuwa.nagano.jp	
5	岐阜県 多治見市 （企画部企画防災課）	相互応援 応急物資、資機材提供 職員派遣 等	H25.3.6
		岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地 0572-22-1378（直通） kikaku@city.tajimi.lg.jp	
6	宮城県 東松島市 （総務部防災課危機対策班）	相互応援 応急物資、資機材提供 職員派遣 等	H26.2.23
		宮城県東松島市矢本字上河戸36番地1 0225-82-1111（内線1165） kikitaisaku@city.higashimatsushima.miyagi.jp	

3 「愛知県東尾張地区における災害時相互応援協定」を締結している自治体

番号	自治体名（担当課）	協定の内容	締結年月日	
1	瀬戸市 （市長直轄組織 危機管理課） 瀬戸市追分町 64 番地の 1 0561-88-2600 kikikanri@city.seto.lg.jp	相互応援 食糧、資機材等提供 職員派遣 避難者の受入れ ボランティア斡旋 等	H29. 7.31 (H29. 2. 6)	
2	春日井市 （総務部 市民安全課） 春日井市鳥居松町五丁目 44 番地 0568-85-6072 anzen@city.kasugai.lg.jp			
3	小牧市 （市民生活部 防災危機管理課） 小牧市堀の内三丁目 1 番地 0568-76-1171 kikikanri@city.komaki.lg.jp			
4	尾張旭市 （総務部 危機管理課） 尾張旭市東大道町原田 2600 番地 1 0561-76-8127 anzenanshin@city.owariasahi.lg.jp			
5	豊明市 （市民生活部 防災防犯対策課） 豊明市新田町子持松 1 番地 1 0562-92-8305 bousai@city.toyoake.lg.jp			
6	日進市 （生活安全部 防災交通課） 日進市蟹甲町池下 268 番地 0561-73-3279 kikikanri@city.nisshin.lg.jp			
7	清須市 （危機管理部 危機管理課） 清須市須ヶ口 1238 番地 052-400-2911 kikikanri@city.kiyosu.lg.jp			
8	長久手市 （くらし文化部 安心安全課） 長久手市岩作城の内 60 番地 1 0561-56-0611 anshin@city.nagakute.lg.jp			
9	東郷町 （総務部 安全安心課） 愛知郡東郷町大字春木字羽根穴 1 番地 0561-38-3111 tgo-anzen@town.aichi-togo.lg.jp			H29. 7.31
10	豊山町 （総務部 防災安全課） 西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 260 番地 0568-28-0355 bosai@town.toyoyama.lg.jp			

平成 29 年 2 月、近隣 8 市で「愛知県東尾張地区における災害時相互応援協定」を締結。

同年 7 月、新たに東郷町及び豊山町の 2 町を加えた協定として再締結。

4 災害時における協定を締結している企業等

令和3年2月1日現在

番号	名 称	所 在	協定の内容	締結年月日	
1	名古屋芸術大学	熊之庄	避難所等	H21.11.10	
2	(福)西春日井福祉会	清須市		H20.7.1	
3	(一社)西名古屋医師会	九之坪	医療活動	H21.11.25	
4	西春日井薬剤師会	西之保		H20.8.7	
5	西春日井歯科医師会	清須市		H24.9.28	
6	(公社)愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	名古屋市中区	被災状況調査	H20.4.1	
7	北名古屋市緑の協力会	六ツ師	倒木除去	H20.4.15	
8	北名古屋市建設業協議会	九之坪	建設資機材等	H20.2.20	
9	愛知県石油商業組合東尾張連合会第3地区	江南市	石油類の調達、供給	H14.8.31	
10	岐阜乗合自動車(株)名古屋営業所	山之腰	人の輸送	H14.8.31	
11	福山通運(株)名古屋支店	中之郷	物資等の輸送	H14.8.31	
12	(一社)愛知県トラック協会	名古屋市瑞穂区		H14.8.31	
13	北名古屋市商工会	九之坪	日常生活用品、物資等の調達、供給	H21.12.3	
14	フジパン(株)西春工場	法成寺		H21.11.12	
15	山崎製パン(株)名古屋工場	名古屋市西区		H22.1.25	
16	西春日井農業協同組合	西之保		H14.8.31	
17	(株)ハナノキ	井瀬木		H14.8.31	
18	チタカ・インターナショナル・フーズ(株)	沖村		H14.8.31	
19	ユニー(株)ピアゴ西春店	弥勒寺		H14.8.31	
20	西春駅前商店街協同組合	九之坪		H14.8.31	
21	(一財)中部電気保安協会名古屋支店	名古屋市天白区		電源復旧業務	H25.3.7
22	スターキャット・ケーブルネットワーク(株)	名古屋市中区		情報発信	H26.4.1
23	ヤフー(株)	東京都	H26.4.1		
24	(株)セレスポ	東京都豊島区	避難場所資機材等	H22.9.1	
25	生活協同組合コープあいち	名古屋市名東区	応急生活物資供給等の協力	H26.7.22	
26	天野エンザイム(株)	名古屋市中区	帰宅困難者支援	H26.11.17	
27	(一社)愛知県産業廃棄物協会	名古屋市中区	災害廃棄物の処理	H27.1.9	
28	(株)アペックス	沖村	日常生活品、物資等の調達、供給	H27.11.25	
39	(株)ゼンリン	名古屋市熱田区	災害時における地図製品等の供給等	H28.11.29	
30	日本郵便(株) 西春郵便局 西春西之保郵便局	弥勒寺 西之保	災害時における郵政業務の協力及び郵政業務に関する情報提供	H29.11.28	
31	5日で5000枚の約束。 プロジェクト実行委員会	名古屋市守山区	災害時における昼の提供	H30.2.23	
32	愛知県LPガス協会 尾張支部西春分会	鹿田	液化石油ガス等の優先供給等	R2.4.1	

33	北名古屋市社会福祉協議会	西之保	災害ボランティアセンターの設置、運営	R2.5.1
34	大阪食糧卸(株)	大阪府	救援物資保管場所の提供等	R2.5.1
35	(一社)北名古屋青年会議所	片場	物資等の提供等	R2.5.1
36	(公社)愛知県建築士事務所協会、 (公社)愛知建築士会、愛知県土地家 屋調査士会、(公社)愛知県不動産鑑 定士協会	名古屋市中区 等	被害認定調査の協力	R2.5.29
37	(株)にしむら	名古屋市西区	無人航空機活用の協 力	R2.6.1
38	瀧富工業(株)	名古屋市西区	重機類等の調達	R2.9.2
39	愛晃段ボール(株)	山之腰	段ボール製品の調達	R2.9.4
40	あおい交通(株)	小牧市	バス等活用による人 の輸送、一時的な避 難所の提供	R2.9.9
41	愛知県テント・シート工業組合	名古屋市中区	ブルーシートの調達 及び設置	R2.12.15
42	中部電力パワーグリッド(株)北営業 所	名古屋市北区	停電復旧等に関する 相互連携	R3.1.14
43	愛知県立西春高等学校	弥勒寺	避難所等としての施 設 利用等、防災・減 災教育の連携協力	R3.3.26
44	西日本電信電話(株)	名古屋市中区	大規模な通信障害時 の連携	R4.3.22

第6 その他

1 市内の文化財

国・県指定

指定区分	名称	管理団体	指定年月日
国指定 重要文化財	高田寺本堂（附厨子、附護摩礼）	高田寺	大正9年4月15日
	木造薬師如来坐像	〃	大正11年7月15日
国登録 有形文化財	旧加藤家住宅（6棟）	北名古屋市	平成11年11月18日
県指定 有形文化財	白山社本殿	高田寺自治会	昭和29年2月1日
	木造大黒天立像	高田寺	昭和30年5月6日
	鑄鉄地藏菩薩立像	全昌寺	昭和36年3月30日
	木造五劫思惟弥陀坐像	平田寺	昭和51年11月1日
	絹本著色釈迦三尊図並びに羅漢図	〃	昭和54年3月22日

市指定

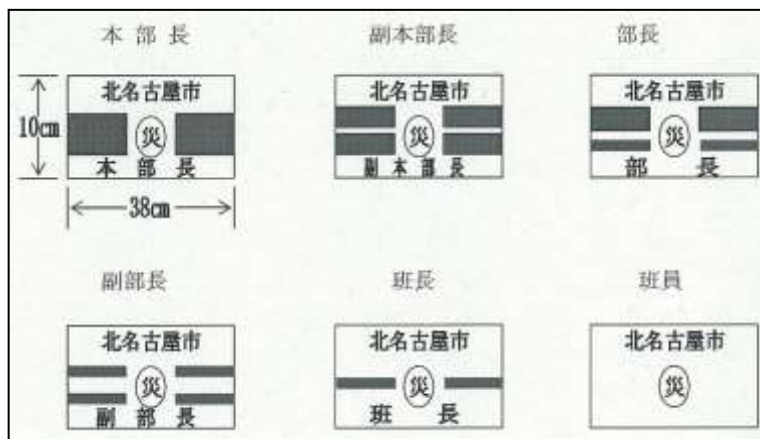
指定区分	名称	管理団体	指定年月日
市指定有形文化財	木造愛宕神立像	六ツ師自治会	昭和49年11月3日
市指定有形文化財	木造聖観世音菩薩立像	宗教法人仁昌寺	昭和49年11月3日
市指定有形文化財	木造秋葉神立像	院田町内会	昭和50年11月3日
市指定民俗文化財	六ツ師神楽屋形	六ツ師神楽屋形保存会	昭和50年11月3日
市指定有形文化財	木造阿弥陀如来立像	熊野神社	昭和51年11月3日
市指定有形文化財	壺形土器	薬師寺自治会	昭和51年11月3日
市指定民俗文化財	熊之庄流鏝馬諸道具	熊之庄文化財保存会	昭和56年11月3日
市指定有形文化財	黒池龍神謡曲	宗教法人平田寺	昭和59年8月1日
市指定有形文化財	黒印状付通函	〃	昭和59年8月1日
市指定有形文化財	木造天神像	〃	昭和59年8月1日
市指定有形文化財	木造薬師像	〃	昭和59年8月1日
市指定有形文化財	木造観音像	〃	昭和59年8月1日
市指定有形文化財	銅造立山懺悔観世音菩薩立像	宗教法人林證寺	昭和59年8月1日
市指定有形文化財	銅造阿弥陀如来立像	〃	昭和59年8月1日
市指定有形文化財	銅造釈迦如来立像	宗教法人長福寺	昭和61年4月1日
市指定有形文化財	木造阿弥陀如来坐像	宗教法人雲太寺	昭和61年4月1日
市指定民俗文化財	熊之庄上之切神楽屋形	熊之庄文化財保存会	昭和61年11月3日
市指定有形文化財	土師器	歴史民俗資料館	昭和61年11月3日
市指定有形文化財	壺形土器	〃	昭和61年11月3日
市指定有形文化財	糞掃衣	宗教法人普門寺	平成元年11月1日
市指定有形文化財	絹本著色千手観音画像	宗教法人霊松寺	平成元年11月1日
市指定民俗文化財	木造十二神将立像	宗教法人高田寺	平成20年7月1日

2 本部標識板、腕章

図1 本部標識板



図2 腕章



本部長、副本部長及びその他の職員は、災害応急活動に従事するときは、次に示す腕章を着用する。

3 災害発生状況等（速報・確定報告）に係る被害判定基準

区分		判定基準	
人的被害	死者	災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者	
	行方不明者	災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者	
	負傷者	重傷	災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者
		軽傷	1か月以上の治療を要する見込みの者
住家被害	(住家)	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるか否かを問わない。	
	(棟)	一つの建築物をいう。主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれの主屋の附属建物とみなす。	
	(世帯)	生計を一にしている実際の生活単位をいう（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々の場合は当然2世帯とする。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。）。	
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、即ち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	

住家被害	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。	
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、即ち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊又は半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	
非住家	(非住家)	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。	
	公共建物	市役所庁舎、公民館、保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他	田	流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
	畑	流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
		冠水	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校並びに保育園及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	
		損壊	道路の全部若しくは一部の損壊又は崩土により通行不能になったもの及び応急修理が必要なものとする。
		冠水	道路が水をかぶり通行不能になったもの及び通行規制が必要なものとする。
		(うち通行不能)	道路の損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。	
	河川	河川法(昭和39年法律第167号)の規定が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
		破堤	堤防等の決壊により水が堤内に溢れ出たものとする。
		越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
		その他(法面崩壊等)	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊するなど応急修理が必要なものとする。
	港湾・漁港	省略	
砂防	省略		

その他	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	崖くずれ	省略
	地すべり	省略
	土石流	省略
	鉄道不通	列車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	省略
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。	
り災者	り災世帯の構成員とする。	
火災発生	(火災)	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法（昭和23年法律第186号）第11条に起因する市長等が許可した製造所等とする。
	その他	建物及び危険物以外のものとする。
公立文教施設	公立の文教施設とする。	
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の規定による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。	
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の規定による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾、下水道及び公園とする。	
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	省略
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

4 弔慰金、見舞金等

《災害弔慰金》

対 象	金 額	費用負担
死亡者が生計維持者の場合	500万円以内	国2/4、県1/4、市1/4
死亡者がその他の場合	250万円以内	同上

《災害障害見舞金》

対 象	金 額	費用負担
精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合	250万円以内	国2/4、県1/4、市1/4
精神又は身体に著しい障害を受けた者がその他の場合	125万円以内	同上

《被災者生活再建支援金》

被災者生活再建支援法

	対 象	金 額	費用負担
数 複 数 世 帯 (世 帯 の 構 成 員 が 複	全壊で住宅を建設・購入する世帯	300万円	国1/2、県1/2
	全壊で住宅を補修する世帯	200万円	同上
	全壊で住宅を賃借する世帯	150万円	同上
	大規模半壊で住宅を建設・購入する世帯	250万円	同上
	大規模半壊で住宅を補修する世帯	150万円	同上
	大規模半壊で住宅を賃借する世帯	100万円	同上
	中規模半壊で住宅を建設・購入する世帯	100万円	同上
	中規模半壊で住宅を補修する世帯	50万円	同上
	中規模半壊で住宅を賃借する世帯	25万円	同上

※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

※ 実施主体は県で、県から事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が県により拠出された基金を活用して、支援金が支給される。

北名古屋市被災者生活再建支援金支給要綱

(1世帯につき)

区分	基礎支援金		加算支援金		合計
	住宅の被害の程度	支給額	住宅の再建方法	支給額	
複数世帯	全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円
	半壊解体・敷地被害 解体		補修	100万円	200万円
			賃借	50万円	150万円
	大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円
	中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
			補修	50万円	50万円
			賃借	25万円	25万円
単数世帯	全壊	75万円	建設・購入	150万円	225万円
	半壊解体・敷地被害 解体		補修	75万円	150万円
			賃借	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃借	37.5万円	75万円
	中規模半壊	—	建設・購入	75万円	75万円
			補修	37.5万円	37.5万円
			賃借	18.75万円	18.75万円

- ※ 複数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が2以上である被災世帯をいう。
- ※ 単数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が1である被災世帯をいう。
- ※ 加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとする。
- ※ 賃借には、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅の賃借を含めない。

5 県・消防庁連絡先

《本庁（災害対策本部）》

		平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備
		本庁舎 2階 防災安全局内			自治センター6階 災害情報センター	
勤務 時間 内	NTT	052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防保安課) 052-961-2111 (代表) 内線 2512 (災害) 内線 2512 (特殊災害) 内線 2549 (火災) 内線 2548 (危険物) 内線 2523 (救急・救助) (直通) 052-954-6193 (災害、特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災、危険物)			052-971-7104 (広報部広報班) 052-971-7105 (総括部総括班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302~5304 (総括部総括班) 内線 5306~5307 (総括部渉外班) 内線 5308~5310 (広報部広報班) 内線 5311~5312 (情報部整理班) 内線 5313~5316 (情報部部局班) 内線 5317~5319 (情報部方面班) 内線 5320~5322 (情報部公共機関班) 内線 5328 (情報部調査班) 内線 5323~5324 (運用部庶務班) 内線 5325~5327 (運用部運用班) 内線 5328 (運用部財務会計班)	
	NTT FAX	052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-961-6922 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救助)) 052-954-6994 (1階消防保安課内(火災・危険物))			052-971-7103 052-971-7106 052-973-4107	
	防災行政無線 無線発信番号 58-	600-2512 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2549 (火災) 600-2548 (危険物) 600-2523 (救急・救助)			600-1360~1362 (総括部総括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部部局班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1367 (情報部公共機関班) 600-1368 (情報部調査班) 600-1321 (県警連絡員) 600-1324 (自衛隊連絡員)	
	防災行政無線 (FAX)	58-600-1510			58-600-1514	
勤務 時間 外	NTT	052-954-6844 (宿日直室)			上記勤務時間内の欄に同じ	
	NTT FAX	052-954-6995 (宿日直室)			同上	
	防災行政無線	58-600-5250~5253 (宿日直室)			同上	
	防災行政無線 (FAX)	58-600-4695 (宿日直室)			同上	
e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp			aichi-saitaihonbu21@lion.och.ne.jp		
防災webメール	kensaitai@bousai.pref.aichi.jp					

《尾張県民事務所》

防災安全課 防災担当	(NTT) 052-961-7211 (直通) 052-961-1474	(防災行政無線) 602-2432・602-1101 (") 602-1150 (FAX)
------------	---	--

《消防庁》

勤務時間内	(NTT回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)
	03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	7527 7537 (FAX)	TN-048-500-7527 TN-048-500-7537 (FAX)
夜間・休日時 (消防庁宿直室)	(NTT回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)
	03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)	7782 7789 (FAX)	TN-048-500-7782 TN-048-500-7789 (FAX)

第7 参考

1 北名古屋市防災会議条例

北名古屋市防災会議条例

平成18年3月20日

条例第15号

改正 平成24年10月2日条例第31号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、北名古屋市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び所掌事務を定めるとともに、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 北名古屋市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属すること。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員30人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (2) 西春日井広域事務組合の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 市の消防団長
 - (4) 市の教育長
 - (5) 市長が市の職員のうちから指名する者
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めて任命する者
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるもの

とする。

(会議)

第5条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則 (平成24年10月2日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 北名古屋市災害対策本部条例

北名古屋市災害対策本部条例

平成18年3月20日

条例第16号

改正 平成24年10月2日条例第31号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、北名古屋市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策本部長及び災害対策副本部長)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部)

第3条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を処理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成24年10月2日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

3 北名古屋市災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当の支給に関する条例

北名古屋市災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当等の支給に関する条例

平成18年3月20日

条例第17号

改正 平成25年6月28日条例第35号

平成26年3月24日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員（以下「派遣職員」という。）に対する災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第154条において準用する場合にあっては武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条において準用する場合にあっては新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当。以下同じ。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(災害派遣手当)

第2条 派遣職員が住所又は居所を離れて北名古屋市内に滞在することを要するときは、当該派遣職員に対し、別表に掲げる区分により災害派遣手当を支給する。

(支給方法)

第3条 前条に規定する災害派遣手当の支給方法は、北名古屋市職員に支給される諸手当の例による。

附 則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成25年6月28日条例第35号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月24日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の北名古屋市災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当等の支給に関する条例の規定は、平成25年8月20日から適用する。

別表（第2条関係）

施設の利用区分 北名古屋市の区域 に滞在した期間	公用の施設又は これに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

4 北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例

北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成18年3月20日

条例第96号

改正 平成23年10月3日条例第20号

平成31年3月27日条例第5号

令和元年10月1日条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 「市民」とは、災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市長は、令第1条に規定する災害(以下「災害」という。)により市民が死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者と生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者が、生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金を支給すべき遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる

被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際してその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条に規定する厚生労働大臣が定める場合は、5年）とする。

(利率)

第14条

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は延滞の場合を除きその利率を年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規

定によるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の師勝町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年師勝町条例第24号）又は西春町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年西春町条例第17号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年10月3日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成31年3月27日条例第5号）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年10月1日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

5 北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成18年3月20日

規則第55号

改正 平成31年3月29日規則第18号

令和元年10月1日規則第36号

(目的)

第1条 この規則は、北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年北名古屋市条例第96号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、北名古屋市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、北名古屋市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1）を提出させるものとする。

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下

「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第2)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
 - (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
 - (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
 - (4) 保証人となるべき者に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前前年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調書)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3)を、借入申込者に交付するものとする。

- 2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付決定不承認通知書(様式第4)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第5)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支

払猶予申請書（様式第7）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書（様式第8）を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第10）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、延滞利子の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第13）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第14）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第15）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、その旨を市長に氏名等変更届（様式第16）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

（雑則）

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の師勝町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年師勝町規則第10号）又は西春町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年西春町規則第12号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成31年3月29日規則第18号）

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の北名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、適用しない。

附 則（令和元年10月1日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

※様式第1～様式第16 省略

6 北名古屋市災害見舞金支給要綱

北名古屋市災害見舞金支給要綱

平成18年3月20日

告示第111号

改正 平成20年9月3日告示第217号

平成24年6月22日告示第219号

平成31年3月14日告示第39号

(趣旨)

第1条 この要綱は、被災者に対する災害見舞金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、火災等の災害をいう。

(見舞金の支給)

第3条 本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、北名古屋市住民基本台帳に記録されている者が災害により、居住の用に供する住宅が次のいずれかに該当するときは、見舞金を支給する。

- (1) 浸水が床上以上に達したとき。
- (2) 災害等により一時的に居住できなくなったとき。
- (3) 火災等で住居が全半焼（全半壊）となったとき。

(見舞金の額)

第4条 見舞金の額は、一世帯につき1万円以内とする。

(見舞金の適用除外)

第5条 自然災害の被害が甚大で災害救助法（昭和22年法律第118号）が発令された場合は、災害見舞金を支給しないことができる。

(雑則)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成20年9月3日告示第217号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成20年8月28日から適用する。

附 則（平成24年6月22日告示第219号）

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づく登録原票に登録されている者」を削る改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成31年3月14日告示第39号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の北名古屋市災害見舞金支給要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に

生じた災害に係る見舞金について適用し、同日前に生じた災害に係る見舞金については、なお従前の例による。

7 北名古屋市自主防災会事業補助金等交付要綱

北名古屋市自主防災会事業補助金等交付要綱

平成26年3月24日

告示第58号

(目的)

第1条 この要綱は、自主防災会に対して補助金及び防災資機材を交付することにより、地域における防災対策、災害対策及び減災対策の環境整備を図るとともに、自主防災会の良好な運営と活動の活性化、更には地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象者は、自治会（北名古屋市自治会長会設置要綱（令和2年北名古屋市告示第45号）別表に規定する区域単位の住民で組織される自治組織をいう。以下同じ。）単位の住民で組織される自主防災会とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、自主防災会が第1条に規定する目的の達成に向けて実施する事業で、次に掲げる事業とする。

- (1) 自主防災会の運営に必要な物品類の購入
- (2) 訓練、講習会、研修会その他これらに類する行事の開催に必要な物品類の購入
- (3) 別表第1に掲げる消防資機材若しくは防災資機材の購入、修繕若しくは詰め替え又は防災備蓄品の購入

(補助対象経費)

第4条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要した費用（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業の実施に伴って生ずる郵送費、運送費、振込手数料等の二次的経費については、補助対象経費としない。

(補助率)

第5条 補助対象経費に係る補助率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率とする。

- (1) 第3条第1号及び第2号に係る補助対象経費 100分の100
- (2) 第3条第3号に係る補助対象経費 100分の50

(補助金の額等)

第6条 1年度において、1自主防災会に対して交付する補助金の額は、予算の範囲内で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とし、当該年度中に当該自主防災会が執行した補助対象経費に前条各号の区分ごとに定める補助率を乗じて得た額の総額（100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする。

- (1) 世帯数500以下の自治会に属する自主防災会 170,000円
- (2) 世帯数501以上1,000以下の自治会に属する自主防災会 200,000円

- (3) 世帯数 1,001 以上 1,500 以下の自治会に属する自主防災会 370,000 円
- (4) 世帯数 1,501 以上 2,000 以下の自治会に属する自主防災会 400,000 円
- (5) 世帯数 2,001 以上 2,500 以下の自治会に属する自主防災会 570,000 円
- (6) 世帯数 2,501 以上 3,000 以下の自治会に属する自主防災会 600,000 円
- (7) 世帯数 3,001 以上 3,500 以下の自治会に属する自主防災会 630,000 円
- (8) 世帯数 3,501 以上 4,000 以下の自治会に属する自主防災会 660,000 円
- (9) 世帯数 4,001 以上の自治会に属する自主防災会 690,000 円

2 補助金の限度額判定に用いる世帯数は、毎年、市が公表する 4 月 1 日現在の数値とする。

(補助金の交付申請)

第 7 条 自主防災会は、補助金の交付を受けようとする場合は、自主防災会事業補助金交付申請書(様式第 1。以下「補助金交付申請書」という。)により市長に申請しなければならない。

2 補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第 2)
- (2) 事業収支予算書(様式第 3)
- (3) 見積書の写し
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 8 条 市長は、自主防災会から補助金交付申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の交付額を決定し、自主防災会事業補助金交付決定通知書(様式第 4。以下「補助金交付決定通知書」という。)により、その旨を当該自主防災会に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付に関し必要と認める場合は、補助金交付決定通知書に条件を付すことができるものとし、自主防災会は、これを遵守しなければならない。

(事業内容の変更等)

第 9 条 補助金の交付決定を受けた自主防災会は、補助対象事業の内容を変更し、又は中止する場合は、自主防災会事業変更・中止届(様式第 5)により、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、自主防災会から前項の規定による届出があった場合に、当該届出により交付決定した補助金の額を変更する必要があるときは、当該交付決定した補助金の額を変更し、自主防災会事業補助金変更交付決定通知書(様式第 6)により、その旨を当該自主防災会に通知するものとする。

(事業の完了及び実績報告)

第 10 条 第 8 条第 1 項又は前条第 2 項の規定による通知を受けた自主防災会は、

当該通知に係る補助対象事業を完了した場合は、自主防災会事業完了・実績報告書（様式第7。以下「完了・実績報告書」という。）により、その旨を市長に報告するとともに、自主防災会事業補助金請求書（様式第8。以下「請求書」という。）を市長に提出するものとする。

2 完了・実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第9）
- (2) 事業収支報告書（様式第10）
- (3) 領収書の写し又は支払いを証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の交付）

第11条 市長は、自主防災会から完了・実績報告書及び請求書が提出された場合は、その内容を審査し、適正であると認めたときは、当該自主防災会に補助金を交付するものとする。

（検査等）

第12条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めた場合は、補助金の交付を申請した自主防災会に対し、必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

（補助金の返還等）

第13条 市長は、補助金の交付を受け、又は受けようとする自主防災会が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受け、又は受けようとする事が明らかなとき。
- (2) 補助金の交付を申請した年度内において、当該申請に係る補助対象事業を完了することができないと認められるとき。
- (3) 補助対象事業の内容を変更し、又は中止したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は自主防災会事業補助金交付決定取消通知書（様式第11）により、補助金の全部又は一部を返還させる場合は自主防災会事業補助金返還通知書（様式第12）により、その旨を当該自主防災会に通知するものとする。

（自主防災会の設立に伴う防災資機材の交付）

第14条 市長は、自主防災会の設立に伴い別表第2に掲げる防災資機材の全部及び別表第3に掲げる防災資機材のうち当該自主防災会が必要とする防災資機材を交付するものとする。

2 前項の規定による防災資機材の交付は、自主防災会設立時の1回に限るものとする。ただし、やむを得ない事情により市長が必要であると認めた場合は、この限りでない。

3 自主防災会は、別表第3に掲げる防災資機材の交付を受ける場合は、防災資機材交付申請書（様式第13）を市長に提出しなければならない。

4 自主防災会は、第1項及び第2項の規定により防災資機材の交付を受けた場合

は、防災資機材受領書（様式第14）を市長に提出しなければならない。

（管理義務）

第15条 この要綱の規定により防災資機材の交付を受けた自主防災会は、当該防災資機材の適正な管理及び運用に努めなければならない。

（譲渡等の禁止）

第16条 この要綱の規定により防災資機材の交付を受けた自主防災会は、当該防災資機材を第1条に規定する目的以外に使用し、若しくは他に譲渡し、若しくは貸与し、又は担保に供してはならない。ただし、市長の了承を得た場合は、この限りでない。

（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金及び防災資機材の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（北名古屋市自主防災組織事業補助金等交付要綱及び北名古屋市消防防災事業補助金交付要綱の廃止）

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 北名古屋市自主防災組織事業補助金等交付要綱（平成18年北名古屋市告示第90号）

(2) 北名古屋市消防防災事業補助金交付要綱（平成18年北名古屋市告示第91号）

（経過措置）

3 この要綱の施行の日の前日までに、廃止前の北名古屋市自主防災組織事業補助金等交付要綱及び北名古屋市消防防災事業補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和2年3月10日告示第45号）抄

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	補助対象品目
消防資機材	40ミリホース、筒先、媒介金具、開栓器、ホース収納箱、消火器、消火器収納箱、可搬式小型動力ポンプ、スタンドパイプ、組立型水槽その他初期消火の用に供する資機材
防災資機材	携帯用無線通信機、発電機、投光器、チェーンソー、エンジンカッター、可搬式ウインチ、チェーンブロック、ジャッキ、バール、スコップ、のこぎり、掛け矢、ハンマー、はしご、ロープ、油圧式救助機器、ろ過器、救急医療具、防水シート、テント、毛布、マット、簡易ベッド、担架、簡易トイレ、炊飯装置、リヤカー、防災服、防災靴、ヘルメット、拡声器、懐中電灯、乾電池、収納庫その他防災の用に供する資機材
防災備蓄品	アルファ米、クラッカー、カンパン、ビスケット、みそ汁、けんちん汁、ミルク、缶詰等の保存食糧及び保存飲料水

別表第2（第14条関係）

防災資機材品目	数量	備考
会旗及びポール (収納袋付)	1式	会旗には、市章、市名及び自主防災会名を名入れする。
ヘルメット	10個	市章及び市名を名入れする。
腕章	5枚	
拡声器	1台	ハンド型の単三乾電池6個使用程度のもので警報付とする。
懐中電灯	2個	単一乾電池4個使用程度のものとする。
収納庫	1基	間口2.6m、奥行1.8m、高さ2.0m程度のものとする。
救助工具 (収納袋付)	1式	工具は、ハンマー、ボルトクリッパー、バール、折り畳み式のこぎり及びロープとする。

別表第3（第14条関係）

防災資機材品目	点数	備考
ヘルメット	15点	市章及び市名を名入れする。
腕章	5点	
拡声器	180点	ハンド型の単三乾電池6個使用程度のもの で警報付とする。
懐中電灯	15点	単一乾電池4個使用程度のものとする。
担架	150点	布張型とする。
消火器	70点	10型とする。
三角消火バケツ	20点	容量7ℓ程度とする。
避難用ロープ	10点	φ8mmの10mとする。

備考

- 1 点数は、防災資機材一つ当たりの点数である。
- 2 表に掲げる防災資機材の交付申請については、防災資機材の品目ごとに定める点数にそれぞれ必要数を乗じ、その合計点数が350点以内となる数で申請すること。

※様式第1～様式第14 省略

8 北名古屋市被災者生活再建支援金支給要綱

北名古屋市被災者生活再建支援金支給要綱

平成30年11月12日

告示第198号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）による支援の対象とならない世帯に対する北名古屋市被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、竜巻、落雷その他の異常な自然現象により市内において生じる被害をいう。
- (2) 被災世帯 被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条各号の規定に該当しない自然災害により被害を受けた世帯をいう。
- (3) 基礎支援金 住宅の被害の程度に応じて支給する支援金をいう。
- (4) 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給する支援金をいう。

(支援対象者)

第3条 支援金の支給対象者（以下「支援対象者」という。）は、自然災害による被災世帯の世帯主（主として生計を維持している者をいう。以下同じ。）とする。ただし、特段の事情がある場合は、当該世帯主に準じる者とする。

(支援金の支給)

第4条 市長は、次の各号に掲げる支援対象者に、別表に掲げる支援金を支給するものとする。

- (1) 全壊世帯（当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯をいう。以下同じ。）
- (2) 半壊解体・敷地被害解体世帯（当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯をいう。以下同じ。）
- (3) 長期避難世帯（当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯をいう。以下同じ。）
- (4) 大規模半壊世帯（当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（第

2号及び第3号に掲げる世帯を除く。)をいう。以下同じ。)

(5) 中規模半壊世帯(当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(前3号に掲げる世帯を除く。))

2 加算支援金の支給は、市内で住宅の再建を行う場合に限るものとする。

3 支援金の支給は、口座振込とする。

(支給申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする支援対象者は、被災者生活再建支援金支給申請書(様式第1)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 住民票等世帯が居住する住宅の所在地及び世帯の構成が確認できる市が交付する証明書の写し

(2) 住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる市が交付する罹災証明書の写し

(3) 半壊解体・敷地被害解体世帯が申請するときは、住宅に半壊の被害、又は住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体したことが確認できる証明書の写し

(4) 半壊解体・敷地被害解体世帯のうち住宅の敷地に被害を受けたものが申請するときは、宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書等住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる証明書の写し

(5) 長期避難世帯が申請するときは、当該世帯に該当する旨の市による証明書の写し

(6) 加算支援金の支給を申請するときは、住宅を建設、購入、補修又は賃貸借したことを示す、支援対象者又は支援対象者と同一世帯に属する者が契約者となっている契約書等の写し及び資金計画

(7) 振込口座を確認できる預金通帳の写し等の書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申請期間)

第6条 前条の規定による申請を行うことができる期間は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日まで、加算支援金にあつては37月を経過する日までとする。ただし、市長は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により、当該期間内に支援対象者が支援金の支給申請をすることができないと認める場合は、当該期間を延長することができる。

(支給等の決定)

第7条 市長は、第5条の規定による支援金の支給申請があつた場合は、支援金の支給の適否を審査し、支援金を支給すべきものと決定したときは被災者生活再建支援金支給決定通知書(様式第2)により、支給しないことを決定したときは被災者生活再建支援金支給却下決定通知書(様式第3)により、申請者に速やかに通知するものとする。

(状況報告)

第8条 前条の規定により支給決定を受けた支援対象者（以下「支給決定者」という。）は、第5条の規定による申請内容どおりに住宅の再建を完了したことがわかる書類を、被災者生活再建支援金再建状況報告書（様式第4）により再建後速やかに市長に提出しなければならない。

(支給決定の取消し)

第9条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により支援金の支給の決定又は支給を受けたとき。
- (2) 第5条の規定による申請内容どおりに住宅の再建を実施しなかったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が当該支給決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、支給決定の全部又は一部を取り消した場合は、被災者生活再建支援金支給決定取消通知書（様式第5）により支給決定者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、当該支給取消しに係る部分について既に支援金が支給されているときは、被災者生活再建支援金返還請求書（様式第6）により、支給決定者にその返還を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により返還期限までに定められた返還額が返還されなかったときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じて、その返還額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既に返還した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で算出した延滞金を加えて市に返還させるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に生じた自然災害に係る支援金について適用する。

附 則（令和3年9月14日告示第282号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第4条関係）

（1世帯につき）

区分	基礎支援金		加算支援金		合計
	住宅の被害の程度	支給額	住宅の再建方法	支給額	
複数世帯	全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円
	半壊解体・敷地被害解体		補修	100万円	200万円
	長期避難		賃借	50万円	150万円
	大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円
	中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
			補修	50万円	50万円
			賃借	25万円	25万円
単数世帯	全壊	75万円	建設・購入	150万円	225万円
	半壊解体・敷地被害解体		補修	75万円	150万円
	長期避難		賃借	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃借	37.5万円	75万円
	中規模半壊	—	建設・購入	75万円	75万円
			補修	37.5万円	37.5万円
			賃借	18.75万円	18.75万円

備考

- 1 複数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が2以上である被災世帯をいう。
- 2 単数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が1である被災世帯をいう。
- 3 加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとする。
- 4 賃借には、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅の賃借を含めない。

※様式第1～様式第6 省略

9 行政機関等

指定地方行政機関

機 関 名	電話番号	所 在 地
中部管区警察局	(052)-951-6000	名古屋市中区三の丸 2-1-1
東海財務局	(052)-951-1772	名古屋市中区三の丸 3-3-1
東海北陸厚生局	(052)-971-8831	名古屋市東区白壁 1-15-1
東海農政局	(052)-201-7271	名古屋市中区三の丸 1-2-2
中部森林管理局	(052)-683-9206	名古屋市熱田区熱田西町 1-20
中部経済産業局	(052)-951-2683	名古屋市中区三の丸 2-5-2
中部近畿産業保安監督部	(052)-951-0558	名古屋市中区三の丸 2-5-2
中部運輸局	(052)-952-8002	名古屋市中区三の丸 2-2-1
中部地方整備局	(052)-953-8357	名古屋市中区三の丸 2-5-1
大阪航空局中部空港事務所	(0569)-38-2155	常滑市セントレア 1-1
名古屋海上保安部	(052)-661-1615	名古屋市港区入船 2-3-12
第四管区海上保安本部	(052)-661-1611	名古屋市港区入船 2-3-12
名古屋地方気象台	(052)-751-5124	名古屋市千種区日和町 2-18
〃 夜間・休日	(052)-751-0909	
東海総合通信局	(052)-971-9210	名古屋市東区白壁 1-15-1
愛知労働局	(052)-972-0251	名古屋市中区三の丸 2-5-1
中部地方環境事務所	(052)-955-2130	名古屋市中区三の丸 2-5-2
近畿中部防衛局	(052)-952-8223	名古屋市中区三の丸 2-2-1
国土地理院中部地方測量部	(052)-961-5638	名古屋市中区三の丸 2-5-1

自衛隊

機 関 名	電話番号	所 在 地
陸上自衛隊第 10 師団	(052)-791-2191	名古屋市守山区守山 3-12-1
陸上自衛隊第 35 普通科連隊	(052)-791-2191	名古屋市守山区守山 3-12-1
陸上自衛隊第 10 特科連隊 (豊川駐屯地)	(0533)-86-3151	豊川市穂ノ原 1-1
海上自衛隊横須賀地方総監部	(046)-822-3500	横須賀市西逸見町 1 丁目無番地
航空自衛隊小牧基地	(0568)-76-2191	小牧市春日寺 1-1

指定公共機関

機 関 名	電話番号	所 在 地
日本郵便株式会社東海支社 (経営管理本部総務・人事部)	(052)-446-8220	名古屋市中村区名駅 1-1-1
西日本電信電話株式会社名古屋支店 (設備部災害対策担当)	(052)-291-2225	名古屋市中区大須 4-9-60 (NTT上前津ビル)
日本銀行名古屋支店(文書課)	(052)-222-2000	名古屋市中区錦 2-1-1
日本赤十字社愛知県支部 (事業部救護・事業推進課)	(052)-971-1591	名古屋市東区白壁 1-50
日本放送協会名古屋放送局 (企画総務部計画管理)	(052)-952-7000	名古屋市東区東桜 1-13-3
中日本高速道路株式会社名古屋支社 (保全・サービス事業部企画統括チーム)	(052)-222-1181	名古屋市中区錦 2-18-19 (三井住友銀行名古屋ビル)
中部国際空港株式会社空港運用本部空港 (運用部保安・防災G)	(0569)-38-7777	常滑市セントレア 1-1 (第1セントレアビル内)
独立行政法人国立病院機構 (東海北陸グループ)	(052)-968-5171	名古屋市中区三の丸 4-1-1 (名古屋医療センター内)
独立行政法人地域医療機能推進機構東海 北陸地区事務所(総務部総務経理課)	(052)-698-2283	名古屋市南区三条 1-1-10 (中京病院健康管理センター 内)
独立行政法人水資源機構中部支社 (事業部水管理・防災課)	(052)-231-7541	名古屋市中区三の丸 1-2-1
電源開発株式会社(中部支店・中地域流 通システムセンター業務G)	(0568)-81-2300	春日井市十三塚町 1-43
KDDI株式会社中部総支社(管理部)	(052)-747-8071	名古屋市西区名駅 2-27-8
東海旅客鉄道株式会社 (東海鉄道事業本部管理部総務課)	(052)-564-2396	名古屋市中村区名駅 1-3-4
日本貨物鉄道株式会社東海支社(総務課)	(0587)-24-3709	稲沢市駅前 1-9-3
東邦瓦斯株式会社(総務部防災統括グル ープ)	(052)-872-9681	名古屋市熱田区桜田町 19-18
日本通運株式会社名古屋支社(総務担当)	(052)-551-9851	名古屋市中村区名駅南 4-12- 17
福山通運株式会社(総務課)	(084)-924-2007	広島県福山市東深津町 4-20-1
ヤマト運輸株式会社中部支社 (CSR担当)	(0568)-77-1010	豊田市生駒町切戸 21-1
佐川急便株式会社東京本社 (CSR推進部)	(03)-3699-3340	東京都江東区新砂 2-2-8
西濃運輸株式会社(総務部)	(0584)-81-1111	岐阜市大垣市田口町 1
中部電力株式会社(総務部防災グループ)	(052)-951-8211	名古屋市東区東新町 1
関西電力株式会社東海支社 (業務グループ)	(052)-931-1521	名古屋市東区泉 2-27-14
株式会社NTTドコモ東海支社 (ネットワーク部災害対策室)	(052)-968-7938	名古屋市東区東桜 1-1-10
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社 (カスタマサービス部危機管理室)	(0570)-03-9909	東京都千代田区大手町 2-3-5
ソフトバンク株式会社 (九州・中四国総務課)	(087)-825-1801	香川県高松市寿町 2-27
ユニー株式会社(総務人事部)	(0587)-24-8030	稲沢市天池五反田町 1

株式会社セブン&アイ・ホールディングス（総務部）	(03)-6238-2111	東京都千代田区二番町8-8
株式会社イトーヨーカ堂 （株式会社セブン&アイ・ホールディングス総務部）	(03)-6238-2111	東京都千代田区二番町8-8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン （株式会社セブン&アイ・ホールディングス総務部）	(03)-6238-3711	東京都千代田区二番町8-8
株式会社ローソン （コンプライアンス・リスク統括室）	(03)-5435-1594	東京都品川区大崎1-11-2ゲートシティ大崎イーストタワー
株式会社ファミリーマート （総合企画部経営企画室）	(03)-3989-6658	東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60

指定地方公共機関

機 関 名	電話番号	所 在 地
愛知県土地改良事業団体連合会 （総務部総務課）	(052)-551-3611	名古屋市西区栄生 1-18-25
愛知県尾張水害予防組合 （事務局）	(0586)-72-8555	一宮市今伊勢町本神戸字立切 1-4（愛知県一宮建設事務所内）
名古屋港管理組合 （総務部危機管理室）	(052)-654-7818	名古屋市港区港町 1-11
中部瓦斯株式会社 （豊橋支店管理グループ管理チーム）	(0532)-32-5511	豊橋市神野新田町字テノ割 1
犬山瓦斯株式会社 （供給部供給管理課）	(0568)-61-0002	犬山市大字犬山字中野 2
津島瓦斯株式会社（総務経理課）	(0567)-28-1331	津島市錦町 2
一般社団法人愛知県トラック協会 （総務部総務課）	(052)-871-1921	名古屋市瑞穂区新開町 12-6 （愛知県トラック会館内）
名古屋鉄道株式会社 （鉄道事業本部計画部管理課）	(052)-825-3102	名古屋市熱田区三本松町 18-1
近畿日本鉄道株式会社（鉄道本部 名古屋輸送統括部運輸部運行課）	(059)-354-7021	四日市市鶴の森 1-16-11
豊橋鉄道株式会社 （総務部内部統制担当）	(0532)-53-2131	豊橋市駅前大通 1-46-1
名古屋臨海鉄道株式会社 （総務部総務課）	(052)-613-5001	名古屋市南区滝春町 12-3
衣浦臨海鉄道株式会社 （総務部総務課）	(0569)-22-9681	半田市 11 号地 19-2
愛知環状鉄道株式会社 （総務部総務人事課）	(0565)-33-2931	岡崎市北野町二番訳 68
株式会社東海交通事業 （鉄道部輸送課）	(052)-504-3002	名古屋市西区八筋町 8-1
名古屋臨海高速鉄道株式会社 （総務部総務課）	(052)-383-0954	名古屋市港区十一屋 1-46
愛知高速交通株式会社 （総務部総務課）	(0561)-61-4781	長久手市茨ヶ廻間 1533-736
株式会社中日新聞社（編集局）	(052)-201-8811	名古屋市中区三の丸 1-6-1
株式会社朝日新聞社 （名古屋本社統括センター）	(052)-231-8131	名古屋市中区栄 1-3-3
株式会社毎日新聞社 （中部本社代表室総務グループ）	(052)-324-1100	名古屋市中区正木 2-3-1

株式会社読売新聞東京本部中部支社（編集センター）	(052)-211-1151	名古屋市中区栄 1-17-6
株式会社中部経済新聞社（編集局）	(052)-561-5212	名古屋市中村区名駅 4-4-10
株式会社日本経済新聞社名古屋支社（総務グループ）	(052)-243-3311	名古屋市中区栄 4-16-33
株式会社産業経済新聞社中部総局	(052)-582-6551	名古屋市中村区名駅南 1-24-30（名古屋三井ビル本館内）
株式会社時事通信社名古屋支社（編集部）	(052)-231-4583	名古屋市中区錦 2-2-13（名古屋センタービル内）
一般社団法人共同通信名古屋支社（編集部）	(052)-211-2821	名古屋市中区三の丸 1-6-1
株式会社CBCテレビ（報道局報道部）	(052)-241-8111	名古屋市中区新栄 1-2-8
株式会社CBCラジオ（編成業務部）	(052)-241-8111	名古屋市中区新栄 1-2-8
東海ラジオ放送株式会社（制作局報道部）	(052)-951-2525	名古屋市東区東桜 1-14-27
東海テレビ放送株式会社（報道部）	(052)-951-2511	名古屋市東区東桜 1-14-27
名古屋テレビ放送株式会社（ニュース情報センター）	(052)-331-8111	名古屋市中区橘 2-10-1
中京テレビ放送株式会社（報道局）	(052)-588-4575	名古屋市中村区平池町 4-60-11
株式会社エフエム愛知（編成制作部）	(052)-263-5141	名古屋市中区千代田 2-15-18（名古屋通信ビル内）
テレビ愛知株式会社（報道制作局）	(052)-203-0250	名古屋市中区大須 2-4-8
株式会社ZIP-FM（編成局編成制作部）	(052)-973-0778	名古屋市中区丸の内 3-20-17
株式会社Radio NEO（放送技術部）	(052)-841-7950	名古屋市瑞穂区北原町 1-33-2
愛知県道路公社（事業部事業課）	(052)-961-1621	名古屋市中区丸の内 3-19-30（愛知県住宅供給公社ビル内）
名古屋高速道路公社（総務部総務課）	(052)-919-5400	名古屋市北区清水 4-17-30（名古屋高速道路公社黒川ビル内）
公益社団法人愛知県医師会（医療事業部地域医療第一課）	(052)-241-4136	名古屋市中区栄 4-14-28
一般社団法人愛知県歯科医師会（事業第2課）	(052)-962-8020	名古屋市中区丸の内 3-5-18
一般社団法人愛知県薬剤師会（事務局）	(052)-231-2261	名古屋市中区丸の内 2-3-1
公益社団法人愛知県看護協会	(052)-871-0711	名古屋市昭和区円上町 26-18
一般社団法人愛知県病院協会（事務局）	(052)-263-0800	名古屋市中区栄 4-14-28（愛知県医師会館内）
一般社団法人愛知県LPガス協会（業務課）	(052)-261-2896	名古屋市中区大須 4-1-70（TANAKA名古屋ビル内）

愛知県（本庁及び主な地方機関）及び近傍市町村

機 関 名	電話番号	所 在 地
(愛知県庁) 防災安全局防災部 消防保安課 災害対策課 通信担当 (FAX) [愛知県災害対策本部広報部] (直通) (FAX)	(052)-961-2111 (内線 2511) 951-1382 951-3800 961-3622 (052)-971-7104 (052)-971-7106	名古屋市中区三の丸 3-1-2
尾張県民事務所 防災担当 (直通) [尾張方面本部災害対策 センター] (直通)	(052)-961-7211 (052)-961-1474 (052)-973-4595	名古屋市中区三の丸 2-6-1
(建設事務所等) 尾張建設事務所 一宮建設事務所 清須保健所	(052)-961-7211 (0586)-72-1411 (052)-401-2100	名古屋市中区三の丸 2-6-1 一宮市今伊勢町本神戸字立切 1-4 清須市春日振形 129 番地 (清須市春日老人福祉センター内)
(農林水産事務所) 尾張農林水産事務所 尾張農林水産事務所一宮支所	(052)-961-7211 (0586)-45-7121	名古屋市中区三の丸 2-6-1 一宮市花池 1-4-35
一宮市役所 (総合政策部危機管理課) 小牧市役所 (市民生活部防災危機管理課) 岩倉市役所 (総務部協働安全課) 豊山町役場 (総務部防災安全課) 清須市役所 (危機管理部危機管理課)	(0586)-28-8959 (0568)-76-1171 (0587)-38-5831 (0568)-28-0355 (052)-400-2911	一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号 小牧市堀の内三丁目 1 番地 岩倉市栄町 1 丁目 66 番地 豊山町大字豊場字新栄 260 番地 清須市須ヶ口 1238 番地

警察及び他の関係機関

機 関 名	電話番号	所 在 地
西枇杷島警察署	(052)-501-0110	西枇杷島町弁天町 32-2
西春日井広域事務組合消防本部	(0568)-22-2511	井瀬木狭場 15
中部電力パワーグリッド株式会 社 北営業所	(052)-916-1267	名古屋市中区御成通 4-8
東邦ガス笠寺営業所	(052)-819-1817	名古屋市中区前浜通 3-8
西名古屋医師会 (休日急病診療所)	(0568)-23-8416	九之坪白山 39
北名古屋水道企業団	(0568)-22-1251	薬師寺山浦 1-1
北名古屋衛生組合	(0568)-22-3581	九之坪五反地 80
木津用水土地改良区	(0568)-72-3911	小牧市中央 1-346
西春郵便局 (総務課)	(0568)-22-2323	弥勒寺西 2-33

10 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

		救助の程度及び方法		救助の期間
救助の種類等		救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
收容施設の 供与	避難所	<p>1 避難所には、災害のため現に損害を受け、又は受けるおそれのある者を收容するものとする。</p> <p>2 避難所の供与は、原則として学校、公民館等の既存建物を利用して行うものとするが、これらの適当な建物を得ることができない場合には、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営して行うものとする。</p>	<p>避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設炊事場、仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 基本額 1人1日当たり320円</p> <p>(2) 加算額 ア 高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを收容する施設を設置する場合高齢者等への特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費 イ 冬季（10月から3月まで）の場合別に定める額</p>	<p>避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>
	応急仮設住宅	<p>1 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し又は流失し、居住する住家のない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができないものを收容するものとする。</p> <p>2 応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。</p> <p>3 高齢者等であつて、日常生活上特別な配慮を必要とするものを数人以上收容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅として設置することがある。</p> <p>4 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これに收容することがある。</p>	<p>1 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出する費用は、原材料費、労務費、附帯工事費、輸送費、事務費等すべての経費を含み2,660,000円以内とする。</p> <p>2 応急仮設住宅を同1敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置する場合において、居住者の集会等に利用するための施設を設置するときは、当該施設の1施設当たりの規模及びその設置のため支出する費用は、1にかかわらず別に定める。</p>	<p>応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項の規定による期限内とする。</p>
炊出しその他による 食品の給与	炊出しその他による食品の給与	<p>1 炊出しその他による食品の給与は、避難所に收容された者、住家が損害を受けて炊事のできない者及び住家が損害を受けて一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行うものとする。</p> <p>2 炊出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食べることのできる現物によるものとする</p>	<p>炊出しその他による食品の給与のため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費、機械、器具及び備品の使用謝金又は借上費、消耗器材費並びに雑費並びに握り飯、調理済み食品、パン、弁当等の購入費とし、1人1日当たり1,110円以内とする。</p>	<p>炊出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することがある。</p>

及び飲料水の供給	飲料水の供給	飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。	飲料水の供給のため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。	飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水（土砂のたい積等により1時的に居住することができない状態となったものを含む。）又は船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。</p> <p>(1) 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>(2) 日用品</p> <p>(3) 炊事用具及び食器</p> <p>(4) 光熱材料</p>	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。</p> <p>なお、季別は、災害発生の日をもつて決定する。</p> <p>(1) 住家の全壊、全焼又は流失により損害を受けた世帯</p>	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内にも完了するものとする。			
		<table border="1"> <tr> <th>季別 世帯区分</th> <th>夏季（4月から9月まで）</th> <th>冬季（10月から3月まで）</th> </tr> </table>		季別 世帯区分	夏季（4月から9月まで）	冬季（10月から3月まで）
		季別 世帯区分		夏季（4月から9月まで）	冬季（10月から3月まで）	
		1人世帯		18,400円	30,400円	
		2人世帯		23,700円	39,500円	
		3人世帯		34,900円	55,000円	
		4人世帯		41,800円	64,300円	
		5人世帯		53,000円	80,900円	
		6人世帯以上		53,000円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに7,800円を加算した額	80,900円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに11,100円を加算した額	
		(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により損害を受けた世帯				
		<table border="1"> <tr> <th>季別 世帯区分</th> <th>夏季（4月から9月まで）</th> <th>冬季（10月から3月まで）</th> </tr> </table>		季別 世帯区分	夏季（4月から9月まで）	冬季（10月から3月まで）
		季別 世帯区分		夏季（4月から9月まで）	冬季（10月から3月まで）	
		1人世帯		6,000円	9,800円	
		2人世帯		8,100円	12,700円	
		3人世帯		12,100円	18,000円	
4人世帯	14,700円	21,400円				
5人世帯	18,600円	27,000円				
6人世帯以上	18,600円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,600円を加算した額	27,000円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,500円を加算した額				

		(3) 船舶の遭難等により損害を受けた世帯その都度厚生労働大臣に協議して決定する額		
医療及び助産	医療	<p>1 医療は、災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとする。</p> <p>2 医療は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合には、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うものとする。</p> <p>3 医療は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 診察</p> <p>(2) 薬剤及び治療材料の支給</p> <p>(3) 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>(4) 病院又は診療所への収容</p> <p>(5) 看護</p>	<p>医療のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 救護班による場合 使用した薬剤及び治療材料並びに破損した医療器具の修繕等の実費</p> <p>(2) 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額</p> <p>(3) 施術者による場合 協定料金の額</p>	<p>医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。</p>
	助産	<p>1 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産のみちを失ったものに対して行うものとする。</p> <p>2 助産は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 分べんの介助</p> <p>(2) 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p>	<p>助産のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費</p> <p>(2) 助産師による場合 慣行料金の8割に相当する額</p>	<p>助産を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。</p>
災害にかかった者の救出	<p>災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者に対して捜索を行い、救出をするものとする。</p>	<p>災害にかかった者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>災害にかかった者の救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。</p>	

<p>災害にかかった住宅の応急修理</p>	<p>1 災害にかかった住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。</p> <p>2 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとする。</p>	<p>災害にかかった住宅の応急修理のため支出する費用は、原材料費、労務費、輸送費、事務費等すべての経費を含み、1世帯当たり576,000円以内とする。</p>	<p>災害にかかった住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。</p>
<p>生業に必要な資金の貸与</p>	<p>生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯の世帯員であつて、具体的な事業計画を持ち、成業の見込みが確実であつて、かつ、償還能力のあるものに対して行うものとする。</p>	<p>生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具、資材等の購入費に充てるものとし、その貸与額は、一件(一世帯)当り生業費については30,000円以内、就職支度費については15,000円以内とする。なお、貸与の条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 貸与期間 二年以内</p> <p>(2) 利子 無利子</p> <p>(3) 担保 連帯保証人一人</p>	<p>生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一箇月以内に完了するものとする。</p>
<p>学用品の給与</p>	<p>1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)により、学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程が特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。</p> <p>2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。</p>	<p>学用品の給与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 教科書代 教科書の実費</p> <p>(2) 文房具費及び通学用品費 小学校児童 1人当たり4,300円 中学校生徒 1人当たり4,600円 高等学校等生徒 一人当たり5,000円</p>	<p>学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、文房具及び通学用品については15日以内に完了するものとする。</p>

	<p>(1) 教科書(小学校児童及び中学校生徒に対して給与する場合にあっては教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材であつて、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものをいい、高等学校等生徒に対して給与する場合にあっては正規の授業で使用する教材をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 文房具</p> <p>(3) 通学用品</p>		
埋葬	<p>1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的な処理程度のものを行うものとする。</p> <p>2 埋葬は、次の範囲内において、原則として現物をもつて実際に埋葬を行う者に対し、給付するものとする。</p> <p>(1) 棺(附属品を含む。)又は棺材</p> <p>(2) 火葬又は土葬</p> <p>(3) 骨つぼ及び骨箱</p>	<p>埋葬のため支出する費用は、輸送費及び賃金職員等雇上費を含み、次の額の範囲内とする。</p> <p>満12歳以上の者 1体当たり210,400円</p> <p>満12歳未満の者 1体当たり168,300円</p>	<p>埋葬は、災害発生日から10日以内に完了するものとする。</p>
死体の搜索	<p>死体の搜索は、災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。</p>	<p>死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>死体の搜索は、災害発生日から10日以内に完了するものとする。</p>
死体の処理	<p>1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。</p> <p>2 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。なお、検案は、原則として救護班により行うものとする。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>(2) 死体の一時保存</p> <p>(3) 検案</p>	<p>死体の処理のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用 1体当たり3,400円</p> <p>(2) 死体の一時保存のための費用次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額(ドライアイスの購入等が必要な場合にあつては、その購入費等として当該地域における通常の実費を加算した額)</p> <p>ア 既存建物を利用する場合 施設の借上費として当該地域における通常の実費</p> <p>イ 既存建物を利用することができない場合 1体当たり5,300円(輸送費及び賃金職員等雇上費を含む。)</p>	<p>死体の処理は、災害発生日から10日以内に完了するものとする。</p>

		(3) 検案のための費用 救護班により行うことができない場合には、当該地域における慣行料金の額	
障害物の除去	障害物の除去は、災害によって土石、竹木等が居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することができない者に対して行うものとする。	障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,800円以内とする。	障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出	<p>応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支出する場合は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災者の避難の場合 (2) 救済用物資の整理及び配分の場合 (3) 飲料水の供給の場合 (4) 医療及び助産の場合 (5) 災害にかかった者の救出の場合 (6) 死体の捜索の場合 (7) 死体の処理の場合 	<p>応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を実施する期間は、当該救助の実施期間とする。</p>

※ (愛知県災害救助法施行細則 別表第1)

1 1 災害救助に係る愛知県資源配分計画

1 目的

本計画は、救助実施市を含む複数の市町村に災害救助法（以下「法」という。）が適用されるような大規模災害時に、法第2条の3に基づく県の連絡調整（以下「広域調整」という。）の下で、被災者に公平かつ迅速な救助を行うことを目的に、県、救助実施市、国の機関等及び関係団体で、災害救助に係る資源の配分方針、調整手順、各々の役割、平時・災害発生時の連携体制等を定める。

2 対象とする災害

救助実施市を含む複数の県内市町村に法が適用された広域的な災害に適用する。救助実施市のみが法適用となる局所的災害においては、本計画は適用しない。なお、本計画の適用に係わらず、救助実施市からの支援要請を受けた場合等は、県は救助実施市が資源の確保を迅速かつ適切に行えるよう対処する。

3 対象とする資源

大規模災害時に、被災者への公平な救助を実施する観点から、災害対策基本法及び災害救助法に基づく県の広域調整が必要となるすべての資源を対象とする。

(1) 対象となる資源の例（法による救助の種類）

救助の種類	対象とする主な資源
避難所の設置	生活用品等 / 輸送事業者
炊き出しその他食品の給与	食料、飲料 / 輸送事業者
飲料水の供給	給水車 / 給水資材（ポリタンク等）
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	生活必需品 / 輸送事業者
学用品の給与	学用品 / 輸送事業者
医療及び助産	医療救護チーム / 医薬品等
被災者の救出	資機材（舟艇その他救出のための機械等）
埋葬	資機材（棺・ドライアイス等）
応急仮設住宅の供与	建設事業者 民間賃貸住宅（空き家） / 不動産業者
被災した住宅の応急修理	施工業者
障害物の除去	施工業者

（上記以外の主なもの）

- ・その他の救援物資、当該物資の輸送に係る事業者や民間所有物資拠点
- ・国がプッシュ型で調達する救援物資
- ・県が協定事業者、指定行政機関（国）、全国知事会等の広域的な枠組みを活用して調整する資源
- ・その他広域的な活動を行う物資等供給事業者が供給する資源
- ・避難所等となる旅館・ホテル等の宿泊施設
- ・法第7条に規定する「従事命令」に係るもの

(2) 対象外となる資源の例

- ・市町村の備蓄物資
- ・地域内で緊急的に調達する物資（地元の商店街等から調達する物資）
- ・市町村独自の自治体間協定、カウンターパート、指定都市市長会等による支援物資

4 資源供給計画の策定

資源の配分にあたっては、市町村の要請を受けて県が調達・供給する「プル型支援（災害対策基本法（以下「災対法」という。）第86条の16第1項）」を基本とする。

ただし、発災後数日間は、被災市町村において被害状況が的確に把握できないおそれがあるため、「5 配分の目安」を勘案し、市町村の要請を待たずに国等が物資を供給する「プッシュ型支援（災対法第86条の16第2項）」による配分を行う。

(1) プッシュ型支援

災害発生後、県により、直ちに被害予測、被害報告等を勘案し、推定される避難者数等を基に、「5 配分の目安」を参考に、資源配分割合を設定する。併せて、供給される資源の規模や時期等、国の物資輸送計画を確認し、資源供給計画を策定する。一定期間経過後の資源配分の考え方については、各市町村の人的及び住家被害状況等を踏まえ、資源供給計画を更新することとする。

なお、発災直後3日目までは家庭及び市町村等の備蓄で物資が賄われることを前提とするが、3日目までに物資が不足する市町村から要請があった場合には、県がプッシュ型又はプル型支援の手順による調達を行う。

(2) プル型支援

発災後から一定期間の経過後、県は、市町村からの物資等の要請を受け、物資等供給事業者、全国知事会、指定行政機関等の応援による供給可能量、輸送時期を把握し、救助実施市と調整した上で、市町村のニーズに応じた資源供給計画を策定する。

5 配分の目安

発災直後のプッシュ型支援に活用する配分の目安については、県及び救助実施市の人口按分及び想定される被害想定等を勘案し、県及び救助実施市による迅速な救助を実施するため、あらかじめ、「県：救助実施市＝7：3」とすることとする。（参考①及び②）

なお、医療や応急仮設住宅等、個別計画等であらかじめ資源配分の手順等が定められている場合は、その計画に基づき、県において資源配分・供給を行う。

参考① 直近の国勢調査に基づく市町村別人口按分（平成27年10月1日現在）

区 分	人口（人）	人口割合（％）
愛知県（全体）	7,483,128	
名古屋市	2,295,638	31％
名古屋市以外の市町村	5,187,490	69％

参考② 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書（平成26年5月作成）における「5地震参考モデル」の発災1週間後における避難者数

区 分	最大震度	避難者数（人）	避難者数割合（％）
愛知県（全体）	7	2,121,000	
名古屋市	6強	574,000	27％
名古屋市以外の市町村	7	1,547,000	73％

6 実施体制

県災害対策本部プロジェクトチームに、救助実施市、その他関係団体の連絡員等による「災害救助法資源配分チーム」を設置する。

災害救助法資源配分チームに、物資に関する事項について物資調整班（防災安全局）、医療に関する事項について医療調整班（保健医療局）、住宅に関する事項について住宅調整班（建築局）を必要に応じて設ける。

物資調整班は、資源配分の目安等を踏まえ、資源供給計画の策定及び更新、物資集配拠点の指定、輸送手段の確保等の調整について、緊急物資を扱うプロジェクトチーム（緊急物資チーム）と一体的な運用とする。

救助実施市は、発災後速やかに、資源配分の判断ができ、かつ救助実施市災害対策本部との連絡調整ができる権限を持つ職員を県に派遣する。

また、医療や応急仮設住宅等、個別計画がある資源配分については、必要に応じて、県の所管局が救助実施市等と連携して調整を行う。

なお、医療について調整を要する場合、医療調整班は、災害医療を扱うプロジェクトチーム（応急医療チーム）と一体的な運用とする。

さらに、住宅について調整を要する場合、住宅調整班は、応急仮設住宅の供与、

被災した住宅の応急修理、障害物の除去について、公営住宅等の一時使用許可を含めて調整を行う。

7 災害時の情報共有事項

県と救助実施市は、公平な救助を実施するため、下記の事項を始めとして、必要な情報を共有することとする。

- (1) 法適用情報（適用市町村、救助実施市内適用区）
- (2) 内閣府との特別基準の協議内容及び協議結果
 - ・協議内容（事前に県及び救助実施市で共有（避難所の設置、炊き出しその他食品の供与等の期間の延長を除く））
 - ・協議事項（事後に県及び救助実施市で共有）
- (3) 応急仮設住宅等
 - ・公営住宅等（活用可能戸数、入居募集方法）
 - ・建設型仮設住宅（建設戸数、建設時期、入居募集方法、仕様）
 - ・借上型仮設住宅（入居申込・契約方法、契約条件）等

8 求償事務の整理

県及び救助実施市は、他の都道府県及び救助実施市が応援のため支弁した費用について、それぞれ求償に応じる。その際、県及び救助実施市に対する求償の重複や漏れが生じないように留意するものとする。

なお、県と救助実施市に係る応援等の求償事務については、別途、協議により定める。

9 平時における取組

- (1) 愛知県災害救助連絡調整会議の設置

県は、愛知県災害救助連絡調整会議を設置し、年1回以上開催して、資源配分計画の検証や連絡体制の確認等を行う。

会議の構成団体は、連絡調整窓口を明確化し、毎年度更新のうえ共有する。
- (2) 訓練の実施

資源供給計画の策定、物資拠点の設定、輸送手段の確保等、県が設置する災害救助法資源配分チームの設置、運営訓練を定期的実施（応急仮設住宅の供与、被災した住宅の応急修理の迅速な対応に係る手順の確認等を含む）する。
- (3) 協定等の充実

県は、県域全体を対象とした物資配分における広域調整機能の実効性を確保するために、民間企業等との協定の締結や、指定地方公共機関の指定の促進に努める。また、物資の円滑な供給を確保するため、中部運輸局がリストアップ

した施設を参考に物資拠点のリスト化を進める。

救助実施市は、県の広域調整の下で、円滑に救助が実施できるよう、民間企業等との協定の充実に努める。その際、大規模災害時には、県の広域調整の下で、資源配分が行われることを明確にする。

10 救助実施市以外の市町村の支援

(1) 平時

県は、本計画に基づき公平な救助の実施が行えるよう、災害救助に関する研修等の充実に努める。

(2) 災害時

県、救助実施市及び救助実施市以外の市町村が連携して、災害救助を実施することとし、救助実施市は、県の依頼により、被災状況に応じて、救助実施市以外の市町村の支援を行うこととする。

第8 用語解説

風水害等災害対策計画編・地震災害対策計画編

あ行	
溢水	河川の水が堤防を越えてあふれ出ること。
一時避難場所	大規模火災や地震等の災害が発生した場合に、広域避難場所や指定された避難所（小・中学校や公民館等の公共施設や、要配慮者の場合は福祉施設）に集団で避難するために、地区の住民等が一時的に集まる比較的小規模なスペースの避難場所。
液状化現象	地震の揺れによって地盤が液体のような挙動をとる現象。液状化現象が発生すると、その上に建つ建築物が沈んだり、倒れたりする。一方で、地下埋設物（マンホールや共同溝等）は浮き上がり、地表に飛び出すことがある。
応急危険度判定	大規模地震発生後の二次災害を防止するために、応急危険度判定士が行う建築物の安全度の評価。
か行	
海溝型地震	「海洋型地震」とも呼ばれ、海溝付近のプレート境界やプレート内部で発生する地震の総称。海側のプレートと大陸側のプレートとが接する海溝で、大陸側のプレートの下に潜り込もうとする海側のプレートに引きずられて、たわんだ大陸側のプレートが跳ね返って発生する。
活断層	地質学的に極めて近き時代（新生代第4紀）まで地殻運動を繰り返してきた断層で、今後も活動する可能性のある断層。
冠水	洪水や津波等で、田畑や作物等が水をかぶること。これに対して、洪水や津波等で水が入ってきたり、モノが水に浸ったりすることを「浸水」という。
緊急安全確保	災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。
緊急地震速報	地震の発生直後に、震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して、震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づき各地の主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる地震動の予報・警報のこと。
緊急輸送道路	災害時に必要な救助、消防活動及び緊急物資を運ぶための道路。高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する。

警戒宣言	大規模地震対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣が発令する、地震防災対策強化地域に関わる地震が発生するおそれがあると警告する宣言。現在、「東海地震」が対象であり、内閣総理大臣は、地震予知情報を受けた後、直ちに閣議に諮り宣言する。
減災	自然災害の発生そのものは事前に防ぐことができないため、いざ災害が発生した場合に、被害を最小限に食い止めるための取り組み。
高齢者等避難	一般住民に対して避難準備（避難所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。必要に応じ、発令とあわせて避難場所を開設する。 夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において高齢者避難等を発令する。
さ行	
災害救助法	災害時に被災者保護と社会秩序の保全を目的とした法律。第一章の第一条において「この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする」とされている。
要配慮者	災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、避難する等の行動を取るのに支援を要する人。（高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等）
災害対策基本法	死者・行方不明5,000人以上を含む多大な被害をもたらした1959年9月の伊勢湾台風を契機として、総合的かつ計画的な防災行政の確立と推進を図ることを目的として制定された法律。
自主防災組織	地域の人々が自発的に防災活動を行う組織。自分たちの地域は自分たちで守る（共助）という自覚・連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う。
指定避難所	大規模災害によって避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間避難生活を行う施設。
自助・共助・公助	自助は、個人や家庭で日頃から災害に備えたり、災害時の自主的な避難等により自分の身を自分で守ることであり、共助とは、地域住民が互いに助け合うことをいう。公助とは、市役所や消防・警察による救助活動や支援物資の提供等、公的支援をいう。

水防計画	水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画。
水防団	水防法に基づき、水防管理団体が水防活動を行うために設置する組織。また、水防管理団体とは、水防の責任を有する市町村、水防事務組合、水害予防組合等をいう。
た行	
耐震改修促進計画	地震による建築物の被害及びこれに起因する人名や財産の損失を未然に防止するため、住宅及び建築物の耐震化の促進を目的とした計画。
直下型地震	内陸型地震とも呼ばれ、内陸部にある活断層や岩盤等で発生する震源の比較的浅い地震。地表面近くの岩盤が破壊されることによる地震と、陸のプレートと海のプレートが接し、せめぎあう境界付近で岩盤が破壊されて起こる地震がある。
特定事象	原子力施設から周辺の環境に放射線が放出されるおそれのある状態。原子力災害対策特別措置法（原災法）に基づいて、原子力防災管理者は政府・地方公共団体に通報しなければならない。
東海地震	駿河湾西岸から遠州灘東部を震源域として、近い将来発生する可能性が高いとされる大地震。
な行	
内水氾濫	豪雨時に堤内地に水がたまって氾濫する現象。
内陸型地震	直下型地震とも呼ばれ、内陸部にある活断層や岩盤等で発生する震源の比較的浅い地震。地表面近くの岩盤が破壊されることによる地震と、陸のプレートと海のプレートが接し、せめぎあう境界付近で岩盤が破壊されて起こる地震がある。
南海トラフ巨大地震	静岡県の駿河湾から九州東方沖まで続く深さ4,000m級の海底の溝（トラフ）沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されているマグニチュード9クラスの巨大地震。
二次災害	最初に起こった災害によって、火災や建物の崩壊等、さらに別の災害が起きること。最初の被害よりも被害が大きくなることもある。
は行	
ハザードマップ	火山噴火や洪水、土砂災害、津波等の自然災害に対して、被害が予測される区域及び避難地・避難路等が記載されている地図。

避難指示	災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。
避難場所	大規模な災害発生時に一時的に避難する場所。

福祉避難所	災害時に介護の必要な高齢者や障がい者を一時的に受け入れて保護する施設。国がガイドラインで自治体に指定を促しており、一般にバリアフリー化され、専門スタッフを配置した介護施設や学校等を自治体が予め指定する。
防災	災害を未然に防ぎ、被害を出さないための取り組み。しかし、自然災害の発生そのものは事前に防ぐことができないため、今日では、被害を最小限にするための取り組み（減災）が重要視されている。
ま行	
マグニチュード	地震の規模の大小を定量的に表した数値。震度は地震による地面の揺れ（地震動）の強さを表す。
A	
B C P Business Continuity Planning	事業継続計画（業務継続計画）。潜在的損失によるインパクトの認識を行い実行可能な継続戦略の策定と実施、事故発生時の事業継続を確実にする計画。災害や事故発生時に、直後の業務レベルの向上と業務立ち上げ時間の短縮を図り、適切な業務を執り行うことを目的とする。
D I G Disaster Imagination Game	災害図上訓練。地域で大規模な災害が発生する事態を想定して、地図と地図の上にかける透明シート、ペン等を用いて、危険が予測される地区や想定される事態をシートの上書き込んでいく訓練方法。
D M A T Disaster Medical Assistance Team	医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故等の現場に、急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。
P T S D Posttraumatic stress disorder	心的外傷後ストレス障害。生死にかかわるような危険にあったり、死傷の現場を目撃したりする等の体験によって強い恐怖を感じ、それが記憶に残ってこころの傷（トラウマ）となり、何度も思い出されて当時と同じような恐怖を感じ続ける精神的な後遺症のこと。

原子力災害対策計画編

あ行	
安定ヨウ素剤	甲状腺への放射性ヨウ素の選択的集積を抑制するために服用する。原子力災害時に備え準備される安定ヨウ素剤には、医薬品ヨウ化カリウムの原薬（粉末）を水に溶解し、単シロップを適当量添加したものや医薬品ヨウ化カリウムの丸薬がある。なお、安定ヨウ素剤は副作用の可能性があり、医薬品ヨウ化カリウムの原薬（粉末）は劇薬に指定されている。また、安定ヨウ素剤の安定とは、放射性に対する用語で、放射性崩壊せず、したがって、放射線を放出しないということの意味している。
か行	
核燃料物質	ウラン、プルトニウム、トリウム等の核分裂の過程において、高エネルギーを放出する物質であって、原子炉の中で核分裂を起こす物質。
原子力緊急事態宣言	原子力緊急事態が発生した場合、原災法第15条に基づき内閣総理大臣により行われる以下の公示のこと。 (1) 原子力緊急事態が発生した旨 (2) 緊急事態応急対策を実施すべき区域 (3) 原子力緊急事態の概要 (4) 緊急事態応急対策実施区域の区域内の居住者等に対して周知させるべき事項
原子力災害	本市及び周辺市町村における核燃料物質等（原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質をいう。）の事業所外の運搬中の事故による災害及び県外における原子力発電所等の事故の発生に伴う災害。
さ行	
実効線量	放射線の全身への実効的影響を考慮した放射線の量。
た行	
等価線量	身体各組織・臓器が受ける、生物学的影響を考慮した放射線の量。
特定事象	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する基準または施設の異常事象のことをいう。
は行	
放射性セシウム	放射性物質の一つで、土壌に吸着しやすい性質を持つ。セシウム137の半減期は約30年。セシウム134は約2年。
放射性同位元素（放射性同位体）	同じ元素で質量数（陽子数と中性子数の和）が異なる同位体のうち、放射能を有するもので、ラジオアイソトープ（R I）ともいう。我が国の法令では、核燃料に用いられる放射性同位元素を「核燃料物質」に区分している。

放射性物質	放射線を出す性質のある物質の総称で、我が国の法令では核燃料物質と放射性同位元素に区分されている。
放射性物質災害	放射性物質（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に規定する放射性同位元素等）の取扱いに係る災害。
放射性プルーム	気体状あるいは粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団。
放射性ヨウ素	放射性物質の一つで、甲状腺に集まりやすい性質を持つ。ヨウ素131の半減期は8日間。
放射線	電磁波又は粒子線のうち、直接又は間接に空気を電離するもの。物質（放射性物質）から放出されるエネルギー。
放射能	物質が放射線を出す性質又はその強さ。
A	
B q (ベクレル)	放射能の量を表す単位。1秒間に原子核が壊変（崩壊）する数を表す。
c p m Counts per minute	放射線測定器で1分間に測定された放射線の数を表す単位。
E A L Emergency Action Level	避難等の予防的防護措置を確実に開始するための判断基準となる緊急時活動レベル。緊急時に想定される原子力施設の状態として定める。
I A E A International Atomic Energy Agency	国際原子力機関。世界平和、健康及び繁栄のための原子力の貢献の促進増大や軍事転用されないための保障措置の実施を目的として、1957年に設立された国際機関で、本部はウィーンにある。
O I L Operational Intervention Level	主に放射性物質放出後の防護措置の実施基準となる運用上の介入レベル。緊急時に想定される放射線量率等の計測値として定める。
P A Z Precautionary Action Zone	発電用原子炉施設のうち予防的防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径5km。
P P A Plume Protection Planning Area	放射性物質を含んだプルーム通過時の被ばく（特に吸引による内部被ばく）を避けるための防護を実施する地域。
S v (シーベルト)	人体が放射線を受けたとき、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。
U P Z Urgent Protective Action Planning Zone	発電用原子炉施設のうち緊急時防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径30km他。